

鹿兒島県史料集
(47)

伊地知権左衛門日記
先君掖官遺抄

鹿兒島県立図書館

鹿兒島県史料集
(47)

伊地知権左衛門日記

先君掖官遺抄

刊行のことば

県史料集の刊行は、郷土資料の保存を図るとともに、地方史の研究や県民の文化向上に役立てることを目的としております。

今回は、鹿児島県史料集第四十七集として「伊地知権左衛門日記・先君掖官遺抄」を刊行することになりました。

「伊地知権左衛門日記」は、江戸時代前期に薩摩藩の普請奉行や納殿役を経歴した伊地知権左衛門が致仕するまでの一代を記録したもので、内容に富んでおります。また、「先君掖官遺抄」は、「旧記雑録」の編者、伊地知季通による納殿役関係文書等の集輯本であり、人名に関しては、県史料集第十三集「本藩人物誌」並びに第十四集「薩陽過去帳」を補足するものです。

本史料集は、鹿児島県歴史資料センター黎明館史料編纂委員の堂満幸子氏並びに黎明館学芸課主任学芸専門員の林匡氏によって、原稿作成・編集・校閲・校訂が進められ刊行の運びとなったものであります。長期間にわたる両氏の御苦労に対し心からお礼を申し上げますとともに、この史料が郷土史の研究に大いに役立てられるよう期待いたします。

平成二十年三月

鹿児島県立図書館長

上今 常雄

目次

解題	1
例言	vi
伊地知權左衛門日記	1
先君掖官遺抄	59
先君掖官遺抄文書目錄	111

解題

「鹿児島県史料集」第四十七集として、鹿児島県立図書館所蔵「伊地知権左衛門日記」・「先君掖官遺抄」(東京大学史料編纂所所蔵島津家本「先君掖官遺抄 稿」伊地知季通自筆本を底本とする)を併せて刊行することとした。

伊地知権左衛門日記

題簽に「伊地知権左衛門日記」とある本書は、「世間盛衰故手前之御奉公為申上次第後聞残念ニ候」との趣旨の序文に続き、「某若年より御奉公申上候覚」とあるように、記述の大凡が島津家臣伊地知権左衛門の奉公に基づく覚書であるといえよう。本書は写本で書名も後世付されたものと考えられる。「先君掖官遺抄」には「伊地知権左衛門重和御奉公記」「伊地知権左衛門重和覚書」の出典名で抄録され、重複する部分もある。

「舊典類聚」(東京大学史料編纂所所蔵本・鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託玉里島津家本)巻七上には「舊傳集」として収録されているが相互に字句の相違や闕文が見られるところから、本書では文意に沿ってそれらの箇所校訂、補充を試みることにした。

奉公の覚書は権左衛門(勝次郎)十四歳の寛永七年十一月廿三日、島津氏十八代家久への御目見得から始まる。それは取りも直さず先祖の事績に由来する処遇であった。

伊地知家の先祖については『本藩人物誌』(「鹿児島県史料集」第十三集)に、権左衛門曾祖父伯耆守重秀の項があり、家祖季随より父勘解由左衛門重信に至るまでの記載があるのでここに引用しよう。

一伊地知伯耆守重秀入道増也又八、勘解由子孫 伊地知助太郎 又八子也、伊地知季随二男彈正貞事、道鑒公ヨリ父季随へ島津御名字可被遊御免許候

処、依願正貞島津名字被成下、且又日州田島九十町被下島津田島ヲ致家

号候由、其養子田島忠通入道々忠実ハ嫡家 季豊三男其子彈正久等入道久頭、其子越

中守重頼、其子駿河守久純入道々珠御家老相勤候由、其子又八事、天文

十八年於薩州吉田戦死、

竜伯公御代御申口役御使役トモ、當時御用人ナリ阿多始良肥後湯浦蒲生等之地頭

職、所領三十二町、於諸所軍勞アリ、朱書天正四年八月高原二從軍、

六年十月四日同氏又十郎ト佐土原ヲ戍ル、又耳川ニ從軍、九年始

良兵ヲ卒ヒ水俣ニ赴ク、十二年三月島原出陣」天正十三年 竜

伯公ヨリ 惟新公江守護代御讓之御使島津忠長・町田久倍同前相

勤候、同十四年岩屋城攻之時御供ニテ八代ニ罷在候菩提所ヲ蒲生

ニ建立、号重栄寺、朱書文祿三年「五月廿九日」於蒲生病死、△其嫡

子勘解由左衛門尉重元朱書「初又八」島原陣又岩屋城攻等父同前罷立

候、朝鮮陣ニモ蒲生衆并家臣四十三人召列渡海イタシ、文祿元年

六月十七日於朝鮮戦死、朱書「法号傑心伯英居士墓ハ興国寺ニ在リ」

此時家臣朱書「隈元金兵衛・大崎太郎三郎・高橋吉次・宅間源太兵衛

源左衛門覚介・藤太太兵衛」五人中間鎧持マテ戦死数十人也、

重元之妻大寺氏ナリ女子伝、重元訃音相聞へ葬式之砌重元之脇指朝鮮ヨリ

持帰候刀ニテ致自殺相果候ト也、其子勘解由左衛門勝八重信母ハ大

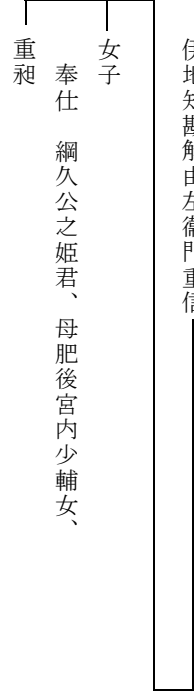
寺氏、四歳ニテ孤ニ相成、幼少ヨリ 惟新様被召仕、大坪流馬術

御伝授仕候、御普請奉行相勤、高三百拾三石余、

この引用文中、伊地知家先祖が島津田島を家号とした記事に関連する権左衛門の覚書が前掲の「舊典類聚」の巻末に収録されており、本書では文末に補充して参考に供した。

また、「先君掖官遺抄 稿」には次の如く収録されている。

伊地知勘解由左衛門重信



志賀丞 権左衛門

御普請奉行 納殿役 後仕嶋津但馬守夫人、

(史料番号九七 典拠記載なし)

一伊地知権左衛門尉重昶傳

初重昌 千菊丸 勝次郎 志賀丞

元和三年丁巳九月七日生、母肥後宮内少輔女、

明暦三年丁酉十二月、太守従上京海路有高命曰、俾重昶補納

殿役云く、勤仕者有年、又到于江戸入嶋津但馬守殿館、可勤彼

奥方焉、以是勤仕于江戸但州之奥方者三年也、重昶姉奉仕 綱

久公之姫君、

(史料番号一〇五 典拠記載なし)

また本書中承應三年五月、江戸出立前の島津氏十九代光久から権

左衛門の名を拝領し志賀丞を改めた記述、末尾に見られる後筆の朱

書「甲戌十一月廿九日 寛陽公墓、重昶感多年之恩遇入道号増也、

^(元禄)十五年壬午六月朔日病卒、年八十六葬于興国寺」などが権左衛門重

昶の系譜を知る一端として挙げられる。

権左衛門重昶の覚書は寛永七年(一六三〇)の起筆から元禄二年

(一六八九)の閑筆まで六十年に及ぶ記述である。その概略を次に

示そう。

寛永七年十一月、家久への目見得の後小番に列せられ数年勤仕、

寛永十五年二十二歳の時、光久の上洛に供奉、江戸詰めとなる。同

十九年三月にも在江戸、上御屋敷御普請奉行を命じられる。同二十

年十月、屋久島番手として渡島、島中の手札改を実施、在島中に唐

船の来着、さらに正保元年七月に阿蘭陀船の来着、給水の要求に応

じ、招じ入れられた船内の描写あり。この後口之永良部島番手をも

勤め、帰藩は正保二年五月のこととなる。十二月、「其在所くニ横

目始ニ而候」と横目役を命じられ、西目肥後境ならびに南方を廻勤

する。同四年正月、藩主光久の上洛に供奉し、芝下屋敷詰として在

江戸。

慶安二年二月、藩主の供をして上洛。江戸に於いて上屋敷普請方

を命じられ、上屋敷内の長屋などの補強工事にも携わる。折しも六

月の江戸大地震に遭遇し、上・下両屋敷の仮修補、家中士の仮住い

などの災害対処に尽力する。この後破損家屋の新作事を命じられ、

一旦は辞職を願うも聞き入れられず、他の普請奉行らと共に従事し、

翌年正月下旬迄に普請方の任務を遂行する。二月より上屋敷取次番

勤務、五月中旬に暇が出て帰国する。以後は以前の如く小番に加え

られ一節勤務。九月には市来湊濱手普請に付、奉行島津豊前守の付

衆として現地へ赴き、防波堤工事に従事する。同四年三月、阿久根

御飯屋の新地直りにつき奉行として赴く。

承應二年三月、伊集院妙円寺の修理を命じられ、四月末に終了、

同年十一月より翌年正月まで伊集院中手札改を実施。同三年二月、

江戸上屋敷普請奉行を仰せ付かり、他の在江戸衆と共に任務を遂行

する。この間の五月、光久より権左衛門の名を拝領する。

明暦元年四月、光久嫡子綱久の初入部に随行。八月、御蔵方物成

の儀に付き代官衆の跡見として志布志・鹿屋方面へ派遣される。十月、新設された残物奉行役を不承不承引き受ける。同三年十二月、納殿役を命じられる。同四年（万治元年）九月、佐土原島津家三代但馬守久雄奥方（島津中務久茂女、光久養女）付の納殿役を命じられ、十一月より万治三年四月迄勤仕する。この年江戸中火災が頻発し、「念遣申候事、最早千年を送り申候程御座候」と心労の程を述べている。五月十八日帰国、数日の休息後納殿御番勤め、八月朔日より御台所役勤めに替わる。以来、中途での辞意にも拘らず、重昶六十七に至る天和三年三月晦日までの二十四年間勤仕することとなるのであるが、納殿役は夫婦共共の御奉公であったことが窺われる。

この間は藩主光久・世子綱久、その嫡子綱貴の三代にわたる主君の上下向、子女の誕生・元服・縁与などに関わる記述が大半を占める。かくて致仕後の重昶は、翌貞享元年十一月自身の隠居と嫡子勝八郎重英の家督を願ひ出て許されるが、「御用之刻者如此中被召出可被召仕候条」とあるように召し出されることもあり、奥向きとの関わりを示す記述が元禄二年八月まで続く。

このように本書には重昶の履歴が詳細に記される一方、重昶一家に関わる記述も随所に見られる。中でも特筆すべきは重昶姉長嶋についてであろう。田中家より離別後重昶掛りであった姉が召し出され江戸へ上り、名も「ながしま」と賜って上屋敷奉公をすることとなった。四十一歳の時である。同時期重昶も上屋敷普請方として江戸詰であった。以後寛文五年八月より綱久息女に仕え、婚家先へも付き従い、天和二年十二月、同息女の逝去により暇が許された時に

は七十歳に達していた。翌年四月、重昶の致仕と前後しての帰国であったことも記されている。

この他に曾祖父伊地知伯耆守重秀宛、島津氏十七代義弘の書状七通が収められていることも特筆される。いずれも『鹿児島県史料旧記雑録後編二・旧記雑録付録二』に収載されており、年間不詳の忠平（義弘）署名の書状（写）一通を除く六通は、天正十六・十七年、在洛中の義弘から兄義久（島津氏十六代）の申口役（用人）である重秀へ宛てたものである。この六通の中には他家所蔵であったものを人を介して入手したものもある。但し『旧記雑録』には文書の所在を示す注記は見られない。

重昶の一代記ともいえるべき本書の終わりには「拙者存趣以口上書申候覚」と標記して新たに書き起された一文がある。内容は言わば処世訓の類であるが、子息重英がこの書付を慥かに格護し時々披見することを望み、「無油断公私之勤専要候」と結んでいる。さらにこの文末に「同氏権左衛門重昶」の署名と「伊地知助右衛門殿」の宛名があり、ここに至って本書が重昶から重英へ一廉の奉公を示唆する一書であることが判然とするのである。

本書の紹介に当り、ただに重昶の履歴を辿ることに終始したが、観点が異なればまた新たな歴史的価値が見い出せる史料であると思う。

先君掖官遺抄

鹿児島県立図書館所蔵「先君掖官遺抄」には東京大学史料編纂所所蔵島津家本「先君掖官遺抄 稿」なる伊地知季通自筆本の存在が知られ、刊行に際しては後者を底本とし、欠ける文書三点は前者により補った。

『旧記雑録』の編者である伊地知季通が著した本書の奥書に、「過る元治二年乙丑四月、余御廣敷番頭を拝命す、是に於てか納殿の官庫に係る舊記を探し輯録せんと、同年閏五月抄を起せしに終に一巻となれり、題して先君掖官遺抄と名づく、乙丑の年より指を屈するに既に星霜二十五年を経たり」とあるように、季通が御廣敷番頭役拝命を機に、従来の納殿役に係わる旧記を渉獵し関連史料を編纂、明治二十二年十月に主家への献納を發意したものが本書であり、便宜上収載史料に通し番号を付すと百十七通に上る。

季通は冒頭に「御役元記」より御廣敷御用人・御廣敷番之頭の項を採録している。御廣敷番之頭についてその一部分を引用すると、「初者納殿役と申候、古キ記録ニ者納戸之文字も相用申候」「老功之人江被仰付、大奥向之儀者専ら委任為有之趣ニ相見得申候」、さらに「安永七年戊戌五月、納殿役の儀御廣敷番と御役名被相替、其後天明六年丙午七月、御廣敷番之頭と相唱候様被仰付」とあり、廣敷番之頭の役名の変遷並びに職掌が知られる。この外「御役元記」からは、往時納殿役の任にあつた島津家臣たちの勤仕振りや処遇についても窺い知られる。季通が就任することとなつた役職を再認識するための採録であつたのであろう。以下旧記類から抄録された納殿役に関する書状・日記・系図などが収載される。

収載史料のうち出典が示されていない史料があるが、その多くは「旧記雑録」編纂事業の先鞭を着けた父季安の収集史料とされる。「御旧式類抄」「南聘紀考」「京及江戸御質人交替紀略」「諸家系図」「諸家系図文書」「諸旧記文書」「旧記雑録後編」などのいずれかに、或いは重複して収録されており、これらの史料集からの採録であると考えられる。なお、ここに列挙した伊地知季安著作の史料

集は『鹿児島県史料』『旧記雑録拾遺』として、鹿児島県歴史資料センター黎明館において刊行されている。

中でも季安晩年の作で、季通が本書の編纂を意図した数ヶ月前の成稿とされる(『鹿児島県史料』『旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集六』解題)。「京及江戸御質人交替紀略」中の、島津氏十六代義久三女龜寿、十七代義弘二女千鶴ら質人関係史料が散見される。なお、千鶴に関しては後出する子息久近の後裔島津将監久當家蔵文書写に詳述されている。

前掲の「伊地知権左衛門日記」の章でも触れたように、本書中にも伊地知重昶の納殿役拝命より在役中に於ける記述部分や、重昶姉長嶋が藩主光久に召し出され江戸芝邸に於て奉公するに至つた経緯が採録されており、「右、伊地知権左衛門重昶覚書之内ニ有之、書抜載置也」とある。

伊地知重昶は伊地知季随第二子正貞の後裔であり、同姓季通は季随第三子季弘の第三子重真を始祖とする。

長嶋同様、諏訪甚左衛門暉兼の母が藩主吉貴に召し出され名も高津と拝領、江戸へ上り年寄格にて下屋敷詰となつた経緯なども採録されている。この外にも藩主やその夫人・子女らに近侍した幾人かの侍女の名が見られるところから、季通が長嶋や高津らの如き奉公も納殿役に関連する役柄として目したことが窺われるのである。

本書の終わりにには島津氏十五代貴久の納殿役を勤めた三原伊豆守の名に始まり、総数二百二十九名もの同役の姓名が年代順に列挙される。但し寛政年間に至つては御廣敷番之頭と記されている。

以上、今回刊行する二冊の書物について概説したが、「先君掖官遺抄 稿」の収載史料については巻末に掲出された文書目録を参照

されたい。

なお、「伊地知権左衛門日記」は堂満幸子が担当し、「先君掖官遺抄 稿」は林匡が担当した。

例言

一 本史料集には、鹿児島県立図書館所蔵の「伊地知権左衛門日記」及び東京大学史料編纂所蔵島津家文書中、島津家本「先君掖官遺抄 稿」を底本として収めた。

一 「伊地知権左衛門日記」については次のようにした。

イ 字体は底本の用字に拠ったが、一部当用漢字を用いた。

ロ 変体仮名は普通の平仮名に改めたが、江・而・与・者・茂などは残し、文字を小さくして区別した。

ハ 文中には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

ニ 底本の摩滅、虫損箇所は字数を推して□又は□で示した。

「旧典類聚」（東京大学史料編纂所蔵）に拠り校訂した箇所は「」、補充した箇所は「」で示した。

ホ 『鹿児島県史料旧記雑録後編二・旧記雑録追録一』に拠り補充した箇所はへで示した。

へ 異筆の朱書は『』で囲み、編者注は（）で示した。

一 「先君掖官遺抄 稿」については次のようにした。

イ 文書、記録、記事は、底本に従って掲載し、便宜上通し番号を文首に付した。

ロ 『鹿児島県史料』の内『旧記雑録追録』（『追録』）、『旧記雑録後編』（『後編』）、『旧記雑録附録』（『附録』）、『旧記雑録拾遺家わけ』（『家わけ』）、『旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集』（『季安』）記載史料について、文末に注を付した。また、巻末に文書目録を掲出した。

ハ 収載される史料の典拠を示す注記について、参照のために「旧記雑録」に付された注記（原註）がある場合には、文末に付した。

ニ 「伊地知権左衛門日記」からの引用箇所について、明らかに相違する箇所は示した。文書目録中の原文書記載の年紀はそのままとし、追筆・異筆の年紀は、「」で囲み、推定しうるものは（）で示した。

ホ 追筆・異筆は「」、朱書は『』で示した。

へ 底本に従い返り点を付したが、送り仮名は省略した。

ト 虫損箇所は□で示した。
編者注は（）で示した。

リ 原則として底本の用字に拠ったが、異体字は一部改めた。

与（と）・ㇿ（より）・ノ（して）・吳（異）・ㇿ（事）・1（コト）・エ（衛）

伊地知權左衛門日記

此一册各為後見奥ヲ自筆ニ調置候、何喜悅ニ成儀も無之、却而者向後奉公之障ニ成而已可有之と存候、雖然先祖者數ヶ所之地頭職をも仕、一廉御奉公申、諸人御存知之至候得共、世間盛衰故、手前之御奉公為申上次第後聞残念ニ候、貴殿などは全御奉公被申上、其一身神妙於有之者、先祖之一筋ヲ以可被召仕儀、別儀有間敷候、拙者儀者漸家ヲ続来申たる迄ニ候、御奉公ニ付足ニ者罷成ましく候、是以心得可入事候所書付儀徒事候得共、親なと、有儀、子としていかにも床敷儀ニ□□候不顧萬端候、乍去御奉公方ニ疎意申候などハ一度茂無御座候、被仰付儀難渋かましき事共、終ニ不申上被召仕候□□奇特相心得御奉公□□能く思慮專要ニ候、

某若年より御奉公申上候覺

『十四』 一寛永七年庚午十一月廿三日 中納言家久様江御目見得仕、勝次郎被召成候、御申口前鎌田左京亮殿拙者召列罷出候得者、伊地知三河守殿手前父ヲ勝八郎与申候故、御替被下由被仰聞候、聽而小番ニ被召加數年勤申候事、

一寛永十五年戊寅二月 薩摩守光久様肥州有馬并天草百姓一揆癸ニ付、始而御暇御給被遊御入國候、

黄門様長く御煩之故、同年二月廿三日御佗界、御忌之内ニ

光久様御上洛御供被仰付、拙者式十式歳より江戸御奉公勤申候、

御使被召□□事、

一寛永十七年□□辰九月、天草之内織之城之御番トして鈴木□□(志岐カ)
(三郎九郎殿カ)

江為御使參□□、然処三郎九郎殿三日前二大坂□□(重成)之由候而御□□子之関三郎右衛門殿被為逢候、家老水原□□右衛門□□万端懇

志候、其比從九州百姓等被召移故、城下海手ニ百姓并妻子家財迄乗せ来候舟餘多有之候、城普請中石垣等ハ相調候、鈴木殿旅宿城内御進物焼酎二壺成物被遣候事、

『年廿六』 一寛永十九年壬午三月、在江戸被仰付上御屋敷へ相詰申候処、上御

屋敷御普請奉行被仰付、蒲生外記殿參会相勤申候処、其以前町ニ大火事有之、中屋敷焼申候、是ヲ茂見舞作事調候様ニと兩人江承り御断申上候得共不達、為附衆山田平左衛門殿・中俣平兵衛殿・黒川民部左衛門殿・萩原八郎左衛門殿筆□□之外ニ被相付候、中屋敷地形より普請申付候、山王町御買屋敷与此方屋敷境ニ論所有之、御普請□□江相付候御道具衆内長田善右衛門、中屋敷家守彦右衛門

入組御座候、善右衛門申候者、古石垣取除申候刻境之驗仕置候と申候、彦右衛門申候者、前ニ御買添之時出合申屋敷境見□□受取為

申彦右衛門之事ニ候条、善右衛門竟有間敷候由達而申、既ニ善右衛門申候者、此儀申損シ候ハ、切腹可仕由申出候、吾々最前不□

躰罷有候、然共右之通ニ申組候間、其より如何様成儀ニ候哉与承候得者、前之境目ニ水道有之、長屋涯を通候水道故、長屋土臺之

石垣角石ヲ前之姿ニ而土之中ニ掘うつみ召置候を掘出し、彦右衛門江□□(茂カ)、其外之家守甚太郎、山王町家守迄茂見せ申候而、彦右衛門越度ニ究申候、彦右□□材木屋□□郎左衛門・同甚五兵衛ヲ以披露之儀□□申候得□□、則 公儀へ申上候、兎角不

相極罷在候処、蒲生外記殿被相煩、拙者茂氣色悪候而長く不罷出、

雖然手前ハ煩かろく候而一人相勤申候、乍去急度本腹可申躰無之候故、御佗申候得者、其後大野外記殿・三原源□□衛門殿被仰付候、御普請方相渡申候筆者衆國分衆市成弥右衛門殿、同所山崎正兵衛

殿、財部衆山之城與八左衛門殿、蒲生殿被相果候、

一其後被仰付候者、御國元江天下御上使蒔田數馬殿・蜷川喜左衛門殿・松田善右衛門殿御下向候、為案内者被仰付候条、其心得可仕由承り、右三人御屋敷江茂相良主計殿同道被申、掛御目万事可被仰合(合)之由候処、其年諸國饑饉故上使被召留由候事、

一其以後被仰聞者、光久様被遊御上洛候為御迎、從(綱八)虎寿様中途迄被遣由候、江戸罷立大坂迄參候得共、御着船無御座故、小船二

而兵庫明石間江三日迄滞留仕、於明石御老中頼娃左馬頭殿より町田勘解由殿ヲ以、右之旨被成御披露、御舟二而御目見得仕候、於大坂被仰付候江戸江御用ニ付、御先ニ可參由承候、大坂より六日(平二九)

參着申候、長々相詰申候間、御暇可被下与存候処、町田勘解由殿御使ニ而被仰聞候者、長々詰為申儀候得共、今一詰可被召置旨承候、御断申上候得共、御取上無之候条書物仕、福屋伊賀殿を頼申御侘申達帰國仕候事、

一寛永廿年癸未正月、年頭御祝儀為御使江戸江參、首尾能帰國申候事、

一同年五月、和田平右衛門殿拙者江被仰付儀有之、祁答院・菱刈表諸所へ御使ニ被遣候、其首尾御家老衆へ直ニ申上候事、

一同年癸未十月、屋久島為御番手可被遣之由、岩切六右衛門殿御使ニ而被仰聞渡海仕候、芋生浦南方之故、番手衆被相詰候、白坂市郎兵衛殿へ替申候、其後平田二兵衛殿参会、嶋中手礼改仕候、嶋半分者黒葛原周右衛門殿被相改候、平田殿為代大野外記殿渡海候事、

一寛永廿一年二正保年号ニ成候事、

一屋久嶋御番之間ニ唐船二艘芋生浦へ参り湊へ入申(候条)惣様改仕鹿兒島へ申上候、使者被相附長崎へ參由候、嶋よりも警固者式人

充、調方之夫丸一人(被)付申候、於長崎口能無御座候事、

一口之永良部嶋へ屋久嶋番手衆之内より一人充替々可參由候条、大野外記殿參被居候処、唐船式艘打続參候、改被仕一艘之舟人数籠乘故、唐人より申候者、日本舟一艘借申度通申候ニ付、外記被申候者、当浦ハ舟無之(候)候、何とそ本舟ニ而參候へ、唐よりさへ為參事候条、申分有間敷旨達而被申付候得共、中途ニ而壹艘破損申、

其人数漸乘來候間是非と申候故、拙者へ被申越候、如何可有之哉与屋久(鳴)奉行仁禮藤左衛門殿へ相談申候得者、藤左衛門殿被申候茂、乍此上者借シ申候而能候ハんと被申候、拙者茂(同)心ニ存其旨外記殿江申遣候得者舟被申付候、於鹿兒島御出合茂人ヲわけ候儀如何ニ被思召上たる由候得共、唐船ハ自由ニ走、日本舟者無其儀ニ付

唐船ニ借シ舟おくれ申、御家老衆茂御念遣之由承候、乍去日本舟借シ候儀一段入念之由、長崎御奉行衆茂為被仰由、後ニ及承候事、(二正保元)年申七月廿二日之晚ニ屋久島内(尾)間村より役人熊絡先兵衛申越者、春村前ニ黒船与見得申候而、おひたゞしき大船式里程も沖ニ掛り申候由、夜之五ツ過ニ芋生浦へ申來候、折節外記殿も同所へ被居、到拙者被仰候者、左様之舟者定而南蛮舟ニ社候ハ

ん、手前儀者煩おもく候間、外記一人參候而先見合可申由承候、拙者申候ハ、気色如何様御座候共、ケ様のためニ社被遣置事候間、曾而無用たるへき由遮而承候、如何様候共御供可申通申、則嶋中(可參由申候)

へ遠目万事之廻文調、肝煎但馬へ申付、其より芋生浦九郎左衛門・備後・老岐・勘七・休太夫など、申者召列、四ツ過ニ小船二艘ニ而參候処、塩行悪候而道程五里參候へハ夜明申候、其所より大船之有所見申候へハ三里程と見申候、磯辺之まゝ春村与尾間村之間ニ舟ヲ漕付、二艘人忍岩之間ニ隱見合候、日出ニ大船之橋舟と

見得候而、帆ヲ二ツもたせ東の方へ向走申候、如何あるへき哉と存候、帆をさけ島之路へ可参催候と及見、此所へた^{（右）}の川と申大河有之を見立候哉、川口ニ押向はや嶋より一町半程右橋舟参候条、此方舟ニ人ヲ四人乗せ釣道具を持せ、刀等舟底ニ入やつれ遣候、嶋之路より舟参与見候哉、彼方^{（後）}の舟とめ申候間、此方之舟漕付候而、如何様成用所哉と尋候へハ然与聞得不申候、乍去水と申候間、川口ヲさし水有之由申候得者、取可申由候而人ヲ一人出シ申候、此方舟ニ乗せ召置、其後ろ并かいニ而漕申、川口より二拾間程寄申曾漕不申候条、四人色々申候得共寄不申由申来ニ付兩人申付候ハ、何とそタバカリ寄させ候得与又舟遣候、彼方より見申もと舟の方へ押向申候、さてハ着申ましきかと存、外記殿・拙者手前之船ニ乗申、唐船之橋舟ニ押寄見候得者、日本舟之六端帆程之舟ニ而候、人間六七も乗候欵と及見申候、舟ノ中之間より表堅木之もと迄左右方へ、抜ほ鐘二十本計立置申候、是ハ不審と存候得共、何そ口能有儀ニハ有之間鋪^{（手）}存知、水くれ可申由申候得者とかく返事不仕、南蛮舟ニ而候哉、おらんとニ而候哉と尋候得者、おらんと舟と申候ハ能聞得申候故、おらんとニ而候ハ、無口能水取可申^{（手）}むつかしく御座候者無心元と存知亦申候ハ、其舟を此方舟ニ而川口へ挽入させ可申と申聞候得者頭振申候、其より右橋舟表ニかね一尺七八寸廻程之くわん有之候間、此方綱^{（綱）}を付ひかせ可申と綱付ニ遣候得者、式人立候而付させ不申候、外記殿・拙者是非付候得与稠申候故、此方之者右くわんを取色々仕候而二度迄綱通シ候得共、彼方より其時四人立候而付させ不申候、餘延々ニ候俟、手前ハ表之間ニ乘罷居候、外記殿ハ拙者より後ニ被居候、此方之舟ヲ彼方之舟ニ押付候得与遮而申ニ付、五六間茂御座候故、

則押付候而乗移候と則時外記殿も被乗候、然時立置候抜ほの鐘を皆取申候而外記殿・我等へいかにも間近クさし掛申候、向共いたし様曾而無之、ちと手などをいたし候ハ、つき可申躰ニ鐘さきと身ノ間七八寸之様目掛り申候条、為方無之故いかに可仕哉と存候処、熊給先兵衛申候者、大事ニ及申候、如何様申候而も口通シ兼候条、此方之刀を抜手前之舟ニ可被遣候哉と申候、其外船中ノ者ハ劔ヲ銘々ニ振上又鉄炮をさし向候、其時拙者倅者徳右衛門刀ヲ抜ふり上ケ申を先兵衛押留、匱相仕間敷候、時分可有之由申聞おさへ被申候、其後先兵衛申候様、兩人共ニ乍迷惑刀を抜手前之舟ニ遣候得者、其時鐘其外道具引申候故、ちと心しつまり様子尋候得者、無別儀おらんと由申候、於其儀者無異儀水をくれ可申由申聞、此方より水を取候而遣申候、其より通シニ申候者、本船をさし我々乗可申由申候得者うなつき申候間、おらんと橋舟より兩人共ニ丸腰ニ先兵衛召列参候、舟之上ニ五六人立居ニ橋舟之者より何そ申候得者間有之、左右方之端ヲ皮ニ而仕付候たゞ橋をおろし申候、先彼方之者三人登り後ニ通シ登り、左候而上より通シまねき候、吾々三人共登り候、舟ともの方ニ土藏の口之様白土塗候戸を押明呼申候、是ハと斟酌ニ存候得共、無是非其内ニ入無何事候、扱座を見候へハ上壇ニ刀五六拾程有之候、亦く上壇ハちと廣御座候、其上ニ厚サ一尺計も有之白木綿ふとん四角緒^{（結）}つり有之、一方ハ色々之小道具有之、天井ニ五尺程のみかき鉄炮ならべ置候、敷物ハ羅紗廣サ二枚敷、其座ニ半時居候得者先之通参候而、此方へと手やり仕候条、三人なから行申候、上壇ニ一尺方之厚キびらうと青黒色ばせん様成物を敷、其上ニ外記殿・拙者座させ申候間腰ヲ懸申候、先兵衛二者左様之儀不仕候、向之上壇ニかひたん之

由候而三人、是も何そ敷腰ヲかけ候、兩人腰ヲ懸候と則かつき候
笠を拔、禮之様いたし候まゝ、此方よりもうなつき申候、其時十
四五計之かむろ頭毛みしかき者青貝之大重箱下壇ニすへ申候、ふ
た取候得者天井之かう様有之内ニ、金銀ひゞどろなどの盃いくつ
も有之候、上一重取候得者下大かう有之、色々瓶六七ツ欵有之、
取出シ盃相添外記殿前ニ持參候、外記殿かひたん方さゝれ候へハ
酌持行候、又某へ持來候、彼方さし候得者又持行候、其時笠を取
吞申、外記殿へさし申候、被吞候て別人へさゝれ候得者、吞候而
拙者へさし申候、一廻ニ而後別酒取出し又吞せ申候、最前之酒ハ
焼酎之かるき水ノ様成酒ニ而候、是ハ銀瓶ニ入、後ハくさりたる
様成色の酒ニ而候、是ひゞとろかくの瓶ニ入、其より先通詞案内
者申船中を見せ申候、天下様へ進上仕由候而長二間 廣三尺程之鉢ニ草
花之敷を植置、其上ニ段マタ子之幕を張為入念様子ニ相見得申候、其
次ニ猿を見せ申候、尾の長さ一尺五六寸も有之、猿の大キさは不
替候、色々曲をさせ申候、其以後ニ石火矢の間と申候而、方一間
計之所ニ皮赤塗ニ仕候ふんきり長一尺三四寸 廻一尺二三寸程可有之を幾通も掛置
候、皮大袋石火矢并鉄炮之玉ニ而候哉、其下ニ召置申候、袋數ハ
難見分ヶ程多候、左様之所舟之上下ニ十二所石火矢十二挺、右左
ニ二十四丁有之由候、皆ハ見届不申候、又調所是ハ大匳成仕様筆
ニ不及候、積荷何そ過分ニ見得不申候、乍去すわう多く有之、其
外ハ色立不相見得候、人數五百三十七人乗由候、そこくニ鳩ノ
とやの様成餘多見得申候、いづれも居申所由候、左候而最前羅紗
を敷候其座ニ呼候、參候得者其せんの上ニあしる筵を兩人之前ニ
一枚充敷候而、先青貝之臺ニ手拭ヲ五ツ充受二人之前ニ銘々ニす
へ、其より木貢焼物等ニ入候餼、我々見も不仕物類ヲあしろ一枚

二間もなくすへ申候、其内ニ焼物ニ食ヲ入レ出シ、最前より色々
備申候物何ニ而候哉不存候、ケ様方々仕候内ニ水取候舟參候、本
船よりとう樽ヲくるまきニ而上ケ候得者、船中之間人間共銘々ニ手
桶を持來候、水奉行と見得候者下知をいたし手桶ニ水を配分仕候、
それより喰申鉢さながら餓鬼ニ水祭候など、有儀者ケ様成事など
社申傳候ハんと、中々筆ニ茂尽可申様無御座候、扱茂不思議之人
間共、長船中之由候而其上水ニ者かつへ申候有様、すさまじき躰
前代未聞たるへく候、御奉公之御蔭ニ而氣之つまり一時氣晴候事、
一時二時之間者何事も存忘申候、左候而水舟餘多ニ而惣三もとり
ニ而水取廻、其より吾々地のことく罷戻候、其時かひたん禮儀
ニ而候哉、如何ニ茂おり入たる様子ニ禮儀申候、それより磯辺ニ
堪忍申見合申候、勿論異國人者水取ニ岡ニ一人も上ケ不申、此方
より水取候而遣申候、廿四日之朝如長崎參由候而出船申候、舟長
サ見究不申候、横ハ六間程有之候事、

一右おらんだ舟出船以後、於屋久嶋聞得申候者、七嶋御番衆鎌田宇
兵衛殿・伊地知吉右衛門殿、七月廿一日ニ異國舟と鉄炮取合有之
由候、左候而舟之者を一人搦捕鹿兒嶋へ為被差上由承候、其後屋
久嶋へ參候而右之仕合ニ候ハんと後社驚入候、誠不慮之儀と存当
舌ヲ振申候、我身ながら物おかしき様ニ候、此等之通を於鹿兒嶋
可被聞召上衆へ申上度候得共、外記殿ハ被相果候、誰ぞ御尋茂無
之ニ手前より様躰可申茂如何ニ存、兎角之儀不申出候、承候得者
七嶋番手衆兩人者為御褒美銀子十枚充被給之由候、吾々不申茂大
方油断かと存候得共、一人ニ罷成候故其通ニ罷有候、細々御尋之
方も御座候ハ、其場へ參候芋生浦之熊給先兵衛并五人之者口柄
可被聞召上之旨可申上覚悟ニ候、為以来書付置申候、異國者之事

候条、後見物笑乍察如此候事、

一正保二年乙酉初五月、屋久嶋より帰帆申候、此前年ニハ帰國申御賦ニ候処、從御家老衆御状被下候、様子者、当年より口ノ永良部島江御番手被召立候、拙者事直ニ可參由候条、左様相心得可申由被仰下候、今一人ハ鹿兒嶋より松田七左衛門被遣由候、其より彼島へ罷渡五六ヶ月相詰申、両嶋首尾能相勤登り申候、大野外記殿ハ最前手前より一ヶ月後ニ被渡候故、帰帆も一ヶ月跡ニ閏五月六月ニ至登り由候、坊之津へ着船有之、此津より被廻候時難風逢、其行多終ニ不相知候、千万残多儀不過之候、彼外記殿ハ餘人ニ為勝人かと若輩之我等迄存程之様子多キ人ニ而候処、ケ様之仕合可申様無御座候、三十七歳たるへきかと存候、

右長々敷事候へ共書付置者也、

一正保二年乙酉九月、江戸へ御使被仰付參候、様子ハ、公方様就御不例被遣候、天下御老中阿部豊後守殿へ三雲太郎左衛門殿同心ニ而罷出、直ニ御口上被聞召上、其後出申、往來四十八日ニ首尾能帰國申候事、

一同年十月末ニ嶋津彈正殿より高崎惣右衛門殿・肥後長左衛門殿を以被仰聞候、御分國中惣様繪図此節出来候様与從天下被仰渡有之候、就其財部・恒吉・市成・百引罷越繪図相調可申候、肥後乘右衛門同前ニ被仰付、絵師ニ長瀬市郎兵衛同心申、四ヶ所式ヶ月漸仕廻首尾能候事、

一同年十二月、從江戸為御使伊地知左衛門殿被召下候、御意ニ而被仰下之由、被仰聞趣ハ、横目之御奉公被仰付候、勿論御侘言など、有儀御取上有間敷候条、諸事ハ新納刑部殿へ御取次たるへき由被為承候、其心得仕及心入念可為肝要旨承候事、

一右之御奉公ニ付、川上後藤兵衛殿參会、西目方肥後境惣様相廻、於在郷者小村迄不殘見申候、其在所々ニ横目始ニ而候、横目衆ハ暖衆より被申渡、横目衆へ被仰渡趣ハ直ニ申渡候事、

一其以後ハ鎌田宇兵衛殿同道申、南方惣様相廻申候、万事ハ右同斷、
一正保四年丁亥正月、東目 御上洛御供被仰付參申候、御下向之

刻者御下屋敷御無人之由候而芝江相詰申候事、

一正保五年中ニ慶安元年ニ成戊子也、

一慶安二年己丑二月、諏方左衛門殿御使ニ而被 仰聞せ候ハ、

御意ニ而候、拙者儀今度 御上洛御供被仰付候、左候而於江戸者上御屋敷之御普請方可承由候、就其事訳申上儀共御座候間、御家老衆より承候ハ、達而御侘可惡候、御意之事情条、領掌申御供申候而可然由承候ニ付、御供申罷立候、其御上洛ハ西目ニ而候、

左候処ニ御船中上之関くだ松と申所ニ而、嶋津圖書頭殿・伊勢兵部殿より御舟ニ被召寄被仰聞せ候者、江戸江御急用有之候間、為御使本田作左衛門殿兩人被遣由承候、作左衛門殿舟ニ而茂吾等舟ニ而も勝手次第、同船ニ乗移御先ニ可參由候、作左衛門殿舟ハ船頭あしく候而、拙者舟ニ作左殿乗られ候而御先ニ出船申候、明石

より風悪ク候而漸兵庫和田崎へ舟とり付、懸り可申と仕候得共餘東風つよく候而難成を色々仕、作左衛門殿・某者兵庫ニ上り申候而問屋小豆屋より宿申付一宿仕、翌朝如大坂陸地參候、本舟者明石へ入申候、後ニ承候、兵庫懸り申候他國舟共其夜皆く破損仕候、難儀仕候儀者可申様無御座候、大坂江者平田豊前殿御藏奉行ニ被

居候条、万事之首尾候而罷立候、作左殿ハ跡立被申候、江戸ニ自大坂六日着申候、北郷佐州老・新納右衛門老へ申入候、翌日天下御奉行衆阿部豊後守殿御当番之故、三雲太郎左衛門殿同道ニ而參

候、御口上者、公方様御不例之由於中途承、無心元奉存使者を差上申候、可然様ニ奉頼之由ニ而候、則豊後殿御出合被成直ニ被聞召候、阿部殿被仰候者、被入御念使者御進上候、可達 上聞之由被仰候事、

一江戸江 殿様御參勤之間者芝御屋敷へ某罷居候、其後上御屋敷へ罷移候、先役人衆新納宅右衛門殿へ早々可相替由、御家老衆より承候、普請方筆者衆土橋弥兵衛殿・椎原與右衛門殿・白石弥左衛門殿、伊作衆田部四郎左衛門殿、先役衆根占少吉殿・大山久左衛門殿・岩城五兵衛殿、新屋敷役人本田右京殿より諸物被請取候事、一慶安二年丑三月十八日より此方役人衆取拂候、

一島圖書頭殿・新右衛門佐殿より直ニ被仰聞せ候ハ、上御屋敷へ有之御普請方新御屋敷へ可被召直由御両老御承候間、相直ニ而可有之候、左様心得可申由被仰聞せ候、就其拙者より岩切六右衛門殿ニ而申上候者、新御屋敷ハ 公方様御成通道ニ候間、大工仕などの様成音高キ儀者惣而不罷成由承候、其上上御屋敷御用之時分、万事手つかへニ可罷成候、就中人足ヲ彼方へ被召置候ハ、御用達不申儀耳ニ可有御座候通細々申上候得者、其後承候ハ、申上段々被仰上候、可被召直ニ相定候由承候、於其儀者如何様ニ茂畏候、乍去新御屋敷ハ餘程遠候間、中屋敷江者いか、可有御座哉と申上候、則御窺被成候得者、中屋敷可然候、早々相直シ候様ニ与被仰出候、油断中間敷由候ニ付相直シ申候事、

一上御屋敷東長屋・北長屋ゆかミ申候由先役人より被申候ニ付、拙者存知候茂若地震なと可仕儀も候はん、いかほとゆかミ申候ヲ見究申、公儀へ可申上置与存候而、大工六村清左衛門・田中助右衛門へ見せ申候得者、東長屋者両方之端ニ而六寸ゆかミ申候、中

ニ而者老尺五部ゆかミ申候、北長屋ハゆかミ惣様六寸之由申候間、則書付候而岩切六右衛門殿ヲ以、如此ニ御座候、若如何様成儀茂御座候而ハ、後ニ普請奉行油断ニ可罷成事候、修理之儀被仰渡被下候様ニ御申可被下由申上候、六右衛門殿被為申候而承候者、入目いかほとたるへく候哉、惣修理いかほと、又立修理いかほと与有儀賦せ候而書付差上可申由承候ま、細々と賦せ差上申候、被御覽届候、承候者、立修理ニ茂被仰付度候得共、当分者御藏へ銀子拂底之事候条、来年三四月比可被仰付之由候、それより又申候ハ、若其内ニ地震なと仕候ハ、過分之土衆被召置たる長屋之事候間、当役之儀候得者念遣ニ存知申候、是非共何卒被仰付可被下由遮而申候得者、尤ニ思召候、於其儀者大工を寄候而長屋つふれさる才覚を談合仕らせ可申由候ニ付、六村盛左衛門を始、立入仕候大工十兵衛・三右衛門・吉兵衛其外手前大工助右衛門など寄申候而吟味ヲさせ候得者、六村申候者、御銀不入候而長屋つふれ候はんやうニ可仕者、長屋上下ニすちかへと申木ヲ打可申候、多ゆかミ申候所江者七八寸角ヲ二ツ割、其外江者五六寸角を二ツ割ニ仕、大釘ヲ以仕調候者たをれ中間敷候、此旨ハ拙者懸り合可申由究而申ニ付、入目并仕様細々書付申候而御家老衆へ掛御目候得者、於其儀者可被仰付之由候条、追付材木寄させわき調、東北之長屋上下ニ宿一軒ニ付筋かへ木式本ツ、打申候、西長屋・南長屋ハ少茂ゆかミ無之ニ付、其俣召置候、左候而其首尾御老中衆へ申上候事、

一慶安二年己丑六月廿日雨天、夜ノ九ツ時過ニ大地震仕候、おひたゞしき儀者筆ニ茂及不申候、拙者旅宿中御屋敷ニ而候故、則上御屋敷江參候得者、南之裏ノ御門より西ノ角長屋迄一間茂不残ゆり

崩申候、其外表ノ御門之脇左右方屏石垣、又御臺所上葺南之方分惣様煙出シ迄ゆり崩、其外御書院式臺方々御屋鋪内破損之所難述言語候、雖然御奥作少茂痛不申候、芝御屋敷南長屋御馬屋ゆり崩シ候、上御屋敷死人川嶋國左衛門殿、其外夫丸・又者迄六人、芝御屋敷江者本田作左衛門殿、是ハ存命不定ニ而候へ共、命ハ無何事候、片輪被罷成其後より御奉公無御座候、中間衆一人相果候、方々ノ御屋敷中ニ怪我仕候衆右之分ニ而候、扱又御上屋敷御近所之松平藤松殿屋鋪江者北長屋つふれ申候而、家中衆上下八九十人死候、拙者など見為申事候、哀催たる事候、右之通ニ御座候付、上御屋敷之儀者即刻材木屋へ田中助右衛門を遣、材木屋四人より柱貫板取寄申、朝七ツ過迄ニ表裏共ニかこい仕調させ候、其より御家中衆借屋からせ候而召移シ被成候、尤借屋不足仕可被遊様無御座候処ニ、嶋圖書殿御才覚ヲ以、松平隱岐守様之上御屋鋪之長屋ヲ餘多御借用ニ而、敷物其外所帯之遺道具等此方より相調申候而家中衆被召置候、

一 如右方々破損仕候故新作事被仰付候ニ付、奉行新納宅右衛門殿・拙者ニ被仰付候、吾等より申上候者、定御普請方過分之出入ニ御座候、手前儀者新御作事方ヲ被差免可被下由達而事わけ申候得共、何卒相調候様ニ与遮而被仰聞候、其上ケ様成儀可被仰付人当分者無之候条、訳ヲ被仰聞之由候まゝ、是非ヲ不得申領掌申上候、其より御作事ニ取付申候、見廻衆ニ浦川九太夫殿・本田九左衛門殿・二見二左衛門殿・萩原半三郎殿、伊集院衆長田弥左衛門殿被仰渡候而、南西之長屋ハ材木屋三郎左衛門内之吉右衛門落札ニ而仕調候、北長屋・東長屋ハ立修理手前より作事相調申候処ニ、北長屋ハ御とかせ候而御路地ニ可被召成候由、後ニ被仰出候而とかせ

申候、表御門より松平陸奥守殿屋敷境迄者石垣ニ被召成、御成屏御付させ可被成由被仰出候故、石垣者石屋之久三郎落札、屏ハ大工孫左衛門落札ニ而、石垣半分仕調申候時分、天下西之御丸御普請ニ付、伊豆より出申候石被召留候故、石之才覚不被罷成由久三郎方より申出ニ付、天下之石奉行天野麦右衛門殿迄山田平右衛門ヲ以様子被仰断候得共、当時御法度ニ候条不罷成由返事ニ付、色々被仰入候得共一圓ニ不相調候ハ、御成屏請之孫左衛門書物、久三郎書物取合、替奉行和田平右衛門殿へ継渡申候事、

一 新御屋敷之儀者椎原與右衛門殿被罷居候ニ付、諸事此方より下知ヲ以地震之破損修理相調被申候、
一 地震以後万事口能ケ間敷儀其外いづれも苦身仕候儀、不被^忌尽候難儀也、新御普請方筆者衆竹下郷左衛門殿・山之城新右衛門殿・大迫喜左衛門殿ニ而候、芝御屋敷普請奉行ハ肝付三郎兵衛殿ニ而候、ふて言多ク被申候而おかしく候、

一 両御普請方御算用岩切彦兵衛殿物奉行ニ而、普請方筆者衆於物奉行所被遂御算用無口能相濟、無出入目録受取被申候、其以後喜入吉兵衛殿為物奉行上洛ニ而、彦兵衛殿下知ヲ以相濟算用ヲ、役人衆何れも同前ニ算用被為仕帰之由候而、又被遂御勘定候、勿論無口能喜入殿・諏方左衛門殿、目録筆者衆白石弥左衛門殿被持下候事、

一 八町堀御屋敷今度借屋ニ被召成ニ付、作事申付候、就夫木村玄知内之次郎兵衛と申人ヲ家守ニ被仰付候、深川屋敷茂同前ニ候、繪圖并借屋帳拙者承候内ニ仕立、公儀江茂一通差上置候、勿論御普請方江茂調置継渡申候、

一 右之御奉公方相勤、替奉行和田平右衛門殿、付衆中山與左衛門殿

・竹下郷左衛門殿・留山平左衛門殿へ諸物被相渡無出入候、新御屋敷御普請方へ椎原與右衛門殿、是ハ直ニ被相詰右之役儀被勤候故、何そ無口能候、慶安二年丑三月十八日より同三年寅正月廿九日迄御普請方下知仕、口能無御座首尾調候事、

〔年卅四〕慶安三年寅二月より上御屋鋪御取次番相勤、同年五月中旬ニ御暇被下帰國申候事、

一罷下候以後ハ如前々小番被召加、一節相勤申候事、

一慶安三年寅七月より他国使者宿見廻并取次被仰付相勤申候事、

一同年九月、市来湊濱手御普請ニ付、為御奉行嶋津豊前守殿御越候、為付衆士持左馬権頭殿・拙者被仰付參候、筆者衆ニ長田新左衛門殿、殿役奉行衆ニ四本六左衛門殿、筆者ニ牧新左衛門殿、諸外城十三ヶ所衆中并在郷罷出普請ニ而候、様子ハ、近年珍敷大波打申候而、町中濱村破損申土を浪引取申候条、御假屋之後潮音寺下より東之方高岸之下迄、間敷四百間程二重しからみニ相調、無口能帰宅申候事、

一同年十月、肥後隈元江御着之御上使津田平左衛門殿・植柘右衛門〔佐〕祐殿へ為御使可參由被仰付候、様子者、今度為御上使御下向、御祝儀為被入仰使者被進候由也、御進物ニ琉球酒一壺・なし物壺一ツ充參候、御兩人者御城二之丸ニ御在番、肥後御主細川六丸殿ハ江戸へ御詰候、御若年故上使御在番有之由候、二渡藤左衛門殿見物ニ同心申候、其時分嶋津右馬頭様より茂御使者被進候、於彼地取逢申候事、

〔年卅五〕慶安四年辛卯三月、横目之御奉公京泊より御意ニ而、相良主税殿御使ニ而被仰付候、最早前ニ茂被仰付、其後御赦免御座候而間無御座候条、此節之儀者御侘言之由申上候得共無御取上、於護摩

所新納刑部殿御檢使ニ而神文仕候、就夫御奉公別ニ被仰付間敷由候、三年相勤御侘言申上候得者、新納又左衛門殿御使ニ而被指置之由ニ相極申候、左候処、右之御奉公之内ニ卯三月、喜入久右衛門殿御使ニ而、阿久根御假屋此節新地ニ被召直候為奉行、川上右京殿・拙者江被仰付候条可罷越由承候、其より阿久根へ罷越、阿久根濱手之方小牟田と申所へ新御屋地ニ御作事出来申候、地割者川内高城衆兵道者柏木兵部左衛門殿被仕、六月迄ニ相調申候、出水・高尾野・高城・水引・阿久根五ヶ所衆中衆御普請ニ被罷出候、在郷之儀者不及申候、筆者ニ鹿兒嶋より山下庄左衛門殿・二渡藤左衛門殿同心申候而被相勤候、其時阿久根地頭町田勘解由殿、噯衆勝目郷左衛門殿・末田孫右衛門殿、殿役遣衆松下三右衛門殿・白濱五藤右衛門殿、鹿兒嶋より惣大工野崎主水左衛門殿其外右五ヶ所大工、いづれも被罷出候、舟大工迄同前ニ候事、

一光久様御下向ニ阿久根江被遊御着之由候、御假屋之有所御作事迄、御勝手ニ參候由及承候事、

右御算用方於鹿兒嶋兩人之衆被相遂、口能無御座候、右京殿・拙者旅宿ハ、右京殿今町之半三郎、拙者同町之曾右衛門と申候、町役人岩切五次右衛門殿ニ而候事、

一慶安五年中ニ承應元年ニ改元壬辰也、

〔年卅七〕承應二年癸巳三月、堀四郎左衛門殿御使ニ而被仰渡候者、伊集院妙圓寺修理被仰付候間、為奉行野村右馬介殿・拙者可參由被仰聞せ候、廳而罷越噯衆へ相談仕取付申候、客殿之棟高サ六尺上ヶ申上葺相替、其外破損之所修理仕候、衆寮惣様堅直、茶堂上葺、鐘樓小坂葺ニ直シ、又大くり修理、方々柱根次迄仕調申候、取拂伊集院衆帖佐藤七左衛門殿・川口左近兵衛殿、噯衆栗野勝左衛門殿

・山下甚右衛門殿、殿役遣衆小田原傳左衛門殿、其時分ハ御地頭無御座候、夫遣衆同所之加治木彦兵衛殿・長谷川内藏介殿、右御普請四月末ニ相調罷歸、御算用無口能取拂衆被相逐候事、

一 同年巳十一月より伊集院中人数手札改ニ付、吉田新右衛門殿兩人參候、噯衆栗野殿・山下殿、筆者衆村原九右衛門殿・山下為左衛門殿・簀輪ニ左衛門殿・福屋堅右衛門殿・西郷彦五郎殿、焼印調衆有馬平内左衛門殿・(A)源左衛門殿、市来串木野之焼印手札

我々下知ニ而、於伊集院ニ焼調可遣之由伺御下知相調候、翌年正月迄首尾無口能候事、

一 承應二年巳十一月、拙者事冷水之屋敷より伊地知八左衛門殿屋敷ニ借地申中宿仕候、其様子者、右屋敷如何成事候哉、色々悪敷候俣与風存立候而、壹段一畦廿歩有之屋敷ニ家其外敷物立物、屋敷中之用木并庭木草花ニ至まで相付、加藤郷兵衛殿江永代三百七拾目ニ岩元平左衛門殿調達ヲ以賣渡、加藤殿へ引渡申候事、

一 承應三年甲午三月、我等姉江戸江參候、様子ハ、上御屋敷 光久様御前様方へ可被召仕之由、納殿衆小嶋甚兵衛殿ヲ以被仰聞候、如何可有御座哉与姉へ申候得者、姉申候ハ、御奉公なと、有儀如何様成儀ヲ茂不存事候条、とかふ不得申候、乍去存知候者、田中殿離別以後志賀丞格護ニ候、又何方江茂欵參候茂如何候条、不取覺事候得共、一先被仰付ニまかせ申候而者如何可有之哉与被申候ニ付、母茂拙者も姉心次第と申候而、其上ヲ以領掌申上、甚兵衛殿同心ニ而江戸江被參、大御所様江御奉公被申上候、於奥方ニ御目見得被申、光久様并御前様御意無残所、難有御仕合之由候、名をながしまと被下候、其時御詰之御家老衆伊勢兵部殿・新納右衛門祐殿(佐)・鎌田源左衛門殿、右之御衆奥方江御召ニ付御參候刻、

長嶋儀被仰上之由候、様子者、長嶋先祖之儀者別而御年比ニ被召仕、殊筋目相替一廉為被召仕者之子孫ニ而御座候間、其身さへ體ニ御奉公於申上者別而被召仕被下候ハてハと、如何ニもこまくと被仰上之由候、左様成儀ニ茂御座候哉、其年中より御女房衆之内乙名敷衆次ニ被召仕、万事御心安御近習ニ被召置、難有仕合共ニ御座候由傳承候、其折節者我等儀茂上御屋敷御普請方承相詰申候、長嶋嫡子田中五左衛門、左候而五左衛門儀茂未ノ年 光久様御供仕江戸江參候、長嶋儀四拾一歳より江戸之御奉公仕候事、

一 其後長嶋事芝江被進候、様子者、薩州様 御前様就御誕生御母ニ被仰付候而、光久様御下知ニ而被進候、人数之重ミ共被仰付候、然処此御子様はやく御かくれ被成候、長嶋儀茂御暇申上候得共、色々御断御座候而芝江被召遣候事、

一 承應三年甲午二月、從嶋津筑前殿被仰聞候者、江戸上御屋敷御普請奉行被仰付候条、在江戸衆立同前可參由承候俣、午三月五日國元罷立候、筆者衆ニ牧新左衛門殿・隈元清左衛門殿、伊集院衆ニ中山與左衛門殿・簀輪ニ左衛門殿ニ而候、中山殿・崎元殿ハ先奉行之和田平右衛門殿付衆ニ而詰被居候之故、手前より申上候而直ニ被相詰候、江戸於中屋敷ニ和田平右衛門殿へ相替候、和田殿付衆竹下郷左衛門殿・春成調兵衛殿外兩人者居付、但中山殿新御屋敷江直ニ被相詰候、其時之物奉行衆者高崎惣右衛門殿ニ而候、左候而一詰無口能相勤申、替奉行ニ新納宅右衛門殿ニ而候、無異儀御普請方ヲ継渡、左候而取拂被申候衆御算用無出入相濟候而、目錄被申請候、諸職人方も何そ無出入候、居付之大工六村清左衛門、賃取大工加世田衆ニ安藤孫左衛門、畳指ニ隈元甚六、御道具衆四人、御普請方夫遣ニ村山治左衛門・平川長左衛門、尾形方山内安

右衛門・池田鮎右衛門、定番ニ覺右衛門、屋形方^(ト)塵覺左衛門・新介、新納宅右衛門殿付衆吉田衆古木長左衛門殿、志布志衆佐伯長四郎殿、鹿兒嶋衆竹下郷左衛門殿・寺師領右衛門殿、大工ニ長田次郎左衛門殿、疊指者直ニ相詰申候、新御屋敷江者寺師殿ニ而候事、

一承應三年午五月、光久様御暇ニ而御発駕之朝、伊東三左衛門殿御使ニ而、名ヲ權左衛門与被下候、其前ハ志賀丞ニ而御座候事、

一承應四年乙未四月十八日年号改元、明曆元年ニ成、

一明曆元年未四月十二日、薩摩守綱久様始而御暇被成御給被遊御入國候、其時之御上使松平伊豆守殿江戸上御屋敷江御出候、左候而四月廿三日江戸被遊御発足候、御供諏訪奎右衛門殿・高崎惣右衛門殿・伊東二右衛門殿、其外乗馬衆・小荷駄衆・御歩行^(衆)、今度ハ如何ニ茂軽ク被遊 御入部之由候、從 光久様諸事御下知之儀者奎右衛門殿被為承之由候、左候而道中御跡おさへ山田増右衛門殿・某式人ニ被仰付相勤申候、於大坂忪者次右衛門と申者走申候、行方不相知候故、則披露申上候、生得上方者ニ而候、大坂さこ場之太兵衛と申者請人ニ而候事、

一於大坂 綱久様御鎧ヲ具足屋藤兵衛仕調差上申候、為御祝儀藤兵衛へ御使ニ被遣候、銀百枚・御帷子・御樽肴被下候、藤兵衛嫡子江茂御帷子拝領申候、居所境筋通之東之方横町也、

一五月十一日ニ被遊御出船候、松平隱岐守殿より被仰進候者、伊豫江御立寄可被成由候ニ付御寄被成候、みつと申所へ被成御出合、於御仮屋御振舞被進候、折節嶋但馬守様も御帰國御座候ニ付、同前ニ御立寄ニ而候、御供衆茂御振舞被下候、木具皿ハみがき四ツ目迄、乗馬衆・小荷駄衆ハ上下着用、御歩行衆者袴ニ羽織たるへ

き由、前以被仰出候、座敷茂相替申候、從夫御能相始、八番有之候、上下着用衆者御座より見物、其外之衆者御庭ニ而候、萬御馳走之儀可申様無御座候、左候而西目御下向御座候事、

一五月廿七日 御着城候事、

一右御普請方午ノ年より未ノ年迄承候内、江戸山王町石切九郎兵衛と申者以書物、相良主計殿を頼此方家老衆へ申出候者、前丑年大地震之時、御屏下之石垣并御長屋下之石垣仕調候ニ損金參候故、度々御断申上候得共未相濟候、其上前ニ申上一筋共御座候由、此節達而申出ニ付、御家老衆・物奉行衆御相談有之、拙者江茂被仰聞せ、其上ヲ以九郎兵衛方へ金子十五兩被下候、此九郎兵衛儀者天下御普請ニ付石切之御入用之刻被召出細工仕筈候処、此方御屋敷石垣を仕かけ召置候得者御作事不相調候故、九郎兵衛方より天下御普請之奉行衆へ申出候、拙者儀者 薩摩守様御扶持人ニ而御座候由申出、其上ヲ以御免ニ而此方御普請仕調候、兼々御用之刻計御細工被仰付候処、御扶持人と申出候而此方之御普請仕調候者御感被成候由ニ而、ケ様ニ被仰付候、尤損金參候由茂其紛無之候、九郎兵衛書物之本書ハ、江戸上御屋敷御普請方之題目帳箱ニ入付申候、^(而)新納宅右衛門殿へ相渡申候、勿論宅右衛門殿茂地震之時拙者同奉行之故、其段細々申達候、其題目帳箱与申候者、某承候内ニ高崎惣右衛門殿物奉行ニ而、色々被為念出来申候、^(入)左候而前々より有来候書物并帳入付申候而、永々之渡シ物たるへき由、宅右衛門殿へ継渡申候事、

一明曆元年乙未八月、新納右衛門^(佐)佑殿より村尾三右衛門殿御使ニ而被仰聞せ候ハ、当年御藏方物成之儀、代官衆被見例候上ニ為跡見被遣候、ケ様ニ被仰付候与而、代官衆被見例候所大方ニ茂有之間

敷候得共、代官衆・跡見衆見例之書付之上ヲ以、当物成者於御物座御定可被成候条、志布志表へ可罷越之由承、田中清左衛門殿同心申、八月廿五日ニ罷立候、志布志方之代官衆鎌田甚助殿・野村右馬介殿、暖方鹿屋ノ内柵原村より初、志布志與之御藏入惣様相廻、代官衆被見例候田坪いづれも承合、其外之田坪ヲ見例廻シ代仕、其在所庄屋へ頭百姓相添、鹿兒島へ時々ニ首尾申上候、左候而九月廿三日ニ帰宅申、公儀方何そ無口能候、為蒔見松山衆ニ大肥肥後殿、串良衆ニ栗巢惣兵衛殿被罷出候、

一如此被仰付様者当年初二候、御分國中御藏入同前ニ御座候、如右被仰渡候ニ付、田方物成諸方共ニ、依所ニ壹石代或八九斗代、或五六斗代、又者三斗八九升代ニいづれも相廻由候内ヲ二三部、五六部充依所ニ下り申、又増候所茂有之、如其定代官衆取納ノ由候、左候得共、御藏入百姓餘り痛申たるなど、有儀も取沙汰不承候、年来仕例之儀迄ニ而者餘古風たるへく候ま、些飛儀儀茂能候ハん哉、併過候へハ悪可有之哉、いづれ少知行ヲ被下置候領主茂時々ニ心得可入候、法之外ハ無申迄候、法之内ヲ赦免茂不入事歟与萬ニ覚悟可有候、為向後ニ候事、

一明暦元年末十月十四日ニ、新納右衛門佐殿より猿渡勘左衛門殿・村尾三右衛門殿御使ニ而被仰聞せ候者、御藏入方之儀右衛門殿へ御承ニ而御下知被成事候、就夫今度御談合相究候者、御藏入方諸役人御算用早晚一年ニ一度四月算用ニ此中相究如其被逐来候、雖然此節より一年ニ式度四月一度、八月一度御算用被仰付ニ御定候ニ付、諸残物有之事候、就夫此節より残物奉行被仰定、一座御取立可被成由ニ候、為奉行被仰付候条、左様ニ可相心得由候、拙者相應不申儀候条御侘言之由、雨田兵右衛門殿頼申候而兩御使衆へ

事隠遮而申上候得共達不申候故、於其儀者今一人被仰付可被下候、其子細者、新御役所ニ而候故、若輩一人として畏候由を不得申上候、是非被聞召達被下候様数度申上候得共、御相談為相濟事候、

其上此中志布志江茂被仰越被召帰可被仰付之由候得共、近日中ニ帰宅申由ニ而無其儀、一人ニ而勤申候様ニ与御座候俣、御侘言御取上ましき事候、筆者衆三人可被仰付候間、勝手之衆見合申候而可申由承候ニ付、無是非候而畏候通申上候、尤行迫候刻者御侘可申由申上置候、其時右衛門佑殿より承候者、心安可存候、万事之儀右衛門佑殿〔佐〕より思召寄可被仰聞せ候、一人役と申、其上新役所之事候条、成程御下知可被遊候、餘之役所ニハ相違可申由承候、夫より付衆ヲ望申候、染川大学左衛門殿・田中四郎兵衛殿・湯淺傳介殿へ被仰付、いづれも領掌被申候事、

〔年四十〕
一明暦二年丙申二月、中村勘左衛門入道殿屋敷七畦二十壹歩鹿兒嶋堀之内ニ有之ヲ被賣候ニ付、代銀三百式拾目ニ二月十六日ニ買取

申候、銀子ハ中村主水佑殿へ拙者直ニ相渡シ請取有之候、勘左入道殿養子中村主水殿舍弟主計助殿故如此候、勿論此屋敷之指引万事主計殿次第二候、屋敷永代ニ賣證文從主計殿被出候、調達者中村城之介殿・大寺甚右衛門殿・宮原五兵衛殿ニ而候事、

一同二月廿日、中村主計殿屋敷引渡シニ而候、近所衆牧七右衛門殿・鳥丸六左衛門殿頼入為以来被引渡様被為見置候、古来より之儀、右兩人へ細々主計殿被申断候、境之儀東之方上村七兵衛殿、此境敷半分、北之方上村殿より仕立山之由候、南半分者勘左殿方より仕立山ニ而格護之由候、南ハ小路故無口能候、西者岩切彦兵衛殿与境申候、此境山ハ中村殿仕立山之故、中村殿格護ニ而候、北ハ和田平右衛門殿とさかひニ而候、此境山も中村殿格護ニ而候事、

右境之次第古来より如此有来候故、各へ慥ニ引渡シ申候由、主計殿より何れもへ承届候、尤無別儀候ニ付、左右方之近所衆よりも聊被仰分杯無御座候而無口能受取申、右兩人江茂一禮申入候、

一右屋敷中村殿先祖より被居候由候、大前者比志嶋紀伊守殿屋鋪之由候ヲ、紀伊殿別所へ被為移、右中村殿へ直ニ被召付之由候、其時者当分上村殿屋敷茂一ヶ所ニして中村殿被居候得共、中村殿二男ニ割候而遣被申当分者別屋敷ノ由、主計殿右之衆へ咄ニ而候、右勘左入道〔殿〕八十三歳迄此屋敷へ被居、古来ノ儀細々被存知、其上常々境など少茂聊尔被成候方者殊之外稠、近所与而も被申人ニ而候ニ付、此節引渡申候与而少茂無口能之由ヲ主計殿より継渡ニ而候、岩本平左衛門殿も其様子同前ニ被為聞候、左候而勘左入道〔殿〕者主計殿手もとのことく被移候、主計殿ハ勘左入道殿婿養子ニ而候事、

公儀御屋鋪帳ニ有之写
屋敷七畦東西十二間 後六間半廿一步
南北廿五間

中村主計殿

證文 写

屋敷七畦廿步

右者永代ニ賣渡シ申候間、御方屋敷ニ御直シ可被成候、為後證如斯ニ候、以上

明曆二年申二月廿日

中村主計書判

伊地知権左衛門殿

右證文御屋敷奉行衆新納縫殿助殿・菱刈孫兵衛殿・岩切嘉左衛門

殿・比志島内記殿へ別府半右衛門殿・折田権五左衛門殿ヲ以申入、我等屋敷ニ御直御帳ニ被書載者也、

一明曆三年丁酉十二月四日、從御家老衆相良新右衛門殿御使ニ而被仰聞せ候者、今度從 御船中小島甚兵衛ヲ以被 仰下候者、権左衛門儀納殿御奉公被仰付之由候、其旨被仰渡之通承候、

一西目被遊 御上洛、甚兵衛儀者江戸より下向候ニ付、筑前之内柏嶋と申湊ニ而 光久様江被参会、於彼津甚兵衛被承之由候、黒葛治部右衛門甚兵衛より 御意之通御老中衆へ被申上之由候、就夫同十二月十一日、伊集院宮内少殿ヲ頼申候而相良新右衛門殿へ申上候口上書、

拙者事、納殿之御奉公被仰付候、身上ニ相應不仕重キ儀ニ御座候条、達而御侘言申上度奉存候得共、被 仰下候由承候ニ付、申上儀不似合事ニ候間御受申上候、重而行当り申候時分者御侘言可申上候、此節遮而申上度子細共御座候得共、左様ニ御座候得者、被 仰下候上ヲ違輩申ニ而御座候間、つよく不得申上輕ク御受申上候、向後之儀者被添御心可被下儀偏ニ奉頼候、以上

丁酉十二月十一日

伊地知権左衛門

伊集院宮内少輔殿

右之旨相良殿御老中衆へ被為申上、御返事ニ被仰聞候者、領掌被申候通被聞召置候、則其通を小嶋甚兵衛方へ被仰渡候間、吉日ヲ以御奥方江罷出可申由承候、新右衛門殿より被仰候茂申上候、口上書之趣御用番帳ニ堅固ニ為被召載由、宮内少殿ニ而具ニ承候事、一我等為替残物奉行四元志賀介殿へ高崎惣右衛門殿御使ニ而被仰付候、尤御物奉行衆より拙者江茂其旨承候ニ付、丁酉十二月廿日、

残物座諸事書附ヲ以繼渡申候、帳數諸證文同断ニ而繼渡之書附之趣、新納又左衛門殿・町田源左衛門殿細々御見届可被召置之由申候而、始終具ニ被成御見届候、萬渡物并口上書之留別書仕調格護申置候、御物座御使役村尾三右衛門殿・猿渡勘左衛門殿、其後堀四郎左衛門殿・喜入五郎兵衛殿・高崎惣右衛門殿、但新右衛門^佐殿御下知之内ニ勘左殿・三右殿ニ而候、其外ハ又左衛門殿・源左衛門殿代ニ而候事、

一諸土衆御物銀并御利潤銀御既銀被借下候御帳之写、為念手前ニ格護仕度候由、源左衛門殿・又左衛門殿へ得御内意候得者可然由候ニ付、有増調置申候、惣様迄之儀者大分之事候条不罷成候、

一残物所へ筆者役ニ被相詰候衆染川大学左衛門殿・田中四郎兵衛殿・湯淺傳介殿・川口與兵衛殿・相良^源彈兵衛殿ニ而候、二兵衛殿・^孫彈兵衛殿・與兵衛殿ハ四元殿へ拙者相替候刻直ニ詰通シ、

残物所某承候内ニ相納申候員數総

一銀貳百四貫四百貳拾五匁三分貳厘一毛

一八木四百三拾貳石一斗一升六合貳勺

右者明曆元年未十一月より同三年酉十二月十五日迄月數貳拾七ヶ月之首尾如此候、

帳面ニ残物未相納員數総

一銀百八拾貳貫五百一匁七分五厘

一八木四百九拾一石八斗九升五合三勺

右者帳面ヲ以繼渡申候也、

一明曆三年丁酉十二月廿三日より納殿之御奉公ニ罷出、御子様方江御目得仕候、和田平右衛門殿同前ニ候、其後黒葛原治部右衛門殿

同心ニ而御家老衆へ此旨被申上、則御老中衆へ懸御目候、御取次ハ高崎惣右衛門殿、左候而御扶持之儀一年ニ米貳拾石充被給候間、其旨可被仰渡由、御物奉行衆町田源左衛門殿・新納又左衛門殿へ高崎殿ヲ以被仰渡、御兩人より證文ヲ以物奉行衆へ被為承候事、一納殿御奉公ニ付、於護摩所ニ起請文仕候、尤七枚之神文ニ而候、御檢使福屋助左衛門殿・和田殿同断、

一^{四十二}明曆四年戊戌七月廿七日、太守光久様被遊 御帰國、西之丸於表御前 御目見得仕候、甚兵衛殿被申上候者、納殿之御奉公 御留主より相勤由被申上候、左候而三日間有之御番仕候、其朝ハ御臺所へ夜前被遊御光儀御帰宅ニ御意共御座候^間つる、是ハ納殿御奉公取付申、太守様御帰國御座候而者、拙者御番始ニ御言葉懸り申候故、大慶至極仕如此書付置申候、

一其以後黒葛原治部右衛門殿・小嶋甚兵衛殿御使ニ而被仰出候ハ、此節在江戸被仰付候間、左様ニ心得可申由候、嶋津但馬殿奥方江当分有川談右衛門被付置候為替被遣之由被仰聞候、左候而以來談右衛門と替合ニ被仰定候条、其段可承置由ニ御座候、拙者存知申茂他所へ參事候間、御侘言申上度様子共ニ御座候得共、御直ニ被仰出事ニ候間、恐申候而如何様与不得申上畏候通被成御申可被下由、両御使へ申上候事、

一上洛ニ手前仕舞ニ付、九月初よりいつれもの衆相談ヲ以御番差免ニ而候、左候而同月廿八日ニ打立日取ニ御座候故、廿六日罷出伊藤孫兵衛殿・甚兵衛殿・治部右衛門殿へ申入候者、明後日罷立申候、其通被仰上事候哉与申入候得者、三人之衆被申候者、何ぞ御用之儀茂哉可有之候、可被入御耳ニ由相談之上ヲ以甚兵衛殿被申上候、被成 御覽可被遣之由候而 御目見得仕退出申候、

一 甚兵衛殿被申候者、唯今 御意御座候者、権左衛門儀先此節ハ被召上せ間敷与被思召上候、子細者、表方より被申上候者、 薩摩守殿方之役人ニよく可有之由被申候間、来春之替ニ可被遣之由御意ニ而候付、甚兵衛申上候者、如何様ニ茂可為 御意次第候、併但馬守殿御屋敷へ相詰可申由を被仰付候而、明後日罷立申覚悟ニ御座候処、被召留候ハ、其身行迫可申候、先此節之儀者被召上せ、年茂若ク御座候条重而又被 仰付、幾度茂可参と存知申候間、被遣候而者如何可有御座哉与被申上候得者、於其儀者可被遣由ニ而、戌九月廿八日鹿兒嶋罷立申候事、

一 伊集院之御寺雪窓院 和尚より御守頂戴申候、

一 嶋津但馬守様御奥方ハ嶋津中務少輔殿御息女ニ而候を 光久様被遊御子ニ、天下ニ被得御意但馬守殿へ御縁組相調、丁酉正月鷺嶋御発足ニ而、同三月但馬守様へ御奥方被成御入之由候、中務殿御同心、其外多人数之由候、納戸衆ニ有川談右衛門殿御供ニ而候、御里衆木脇次郎兵衛殿・奈良原大右衛門殿、御料理衆長田傳左衛門殿之由候、其後御里衆一人・包丁人ハ被召残由候而、木脇殿・長田殿ハ帰國候事、

一 某同心申候御里衆堀嘉兵衛殿・奈良原殿、替^(妻)老^(妻)者番永山仲兵衛、

一 明曆四年戌九月、年号改元万治元年ニ成ル、

一 鹿兒島より同道申候衆中江八左衛門入道・才庵老・坂元兵左衛門殿・堀嘉兵衛殿・永山仲兵衛、萬治元年戌九月廿八日ニ罷立候、舟ハ久見崎御船手より関ノ九端帆被申渡候、船頭同所ノ弥五右衛門、左候而十月廿二日大坂へ着仕、廿八日伏見罷立候而、十一月九日ニ芝御屋敷へ参着申候、伊地知八左殿・同右京殿田町へ被為居候故、直ニ先参候、其より和田平右衛門殿宿へ罷在鎌田藏人殿

御下知ヲ以、十一月十一日ニ但馬守様へ罷出、いつれ茂様へ御目見得仕、十一月十五日ニ有川談右衛門殿・奈良原大右衛門殿・老番田太郎左衛門下向候俣、追付但馬守様御屋敷へ罷移申候、談右衛門殿旅宿へ罷有候、加兵衛殿同断、

一 万治元年戌十一月十五日より嶋津但馬守殿御屋敷へ御奥方へ御奉公申候、但馬守殿薩摩より明曆三年丁酉正月廿八日ニ鹿兒島御発足ニ而御上洛候、納殿役有川談右衛門殿ニ相替申候而、万治三年庚子卯月十六日迄御奥方御奉公納殿役相勤申候、拙者替帖佐次左衛門殿、堀^(嘉)加兵衛殿替中村與兵衛殿、

一 但馬守久雄公癸酉ノ御年廿八、御前様乙亥ノ御年式拾六、又四郎久英公辛卯御年十歳、久雄^(公)御懷龍泉院殿丙寅御年四拾七、万治三年庚子年書之、

一 但馬守殿亥年卯月ニ御暇御給、廿一日ニ江戸御発足、御供之家老松木主馬殿、其代宇宿吉左衛門殿、

一 子三月廿三日ニ但州老参府被成候、御供之家老桃山清右衛門殿、左候而宇宿殿帰國、

一 拙者詰之内亥三月廿四日、万寿様御元服被遊、又四郎様と申上候、薩州様被遊御元服被進候、其後亥七月十一日ニ 又三郎様・又四郎殿於 御本丸 御目見得御座候、

一 太守光久様御同道、万事御指南ハ伊勢兵庫頭殿、御城方々御案内神尾備前殿、

一 当分者但州老御下屋敷算用ニ何れも被成御座候、上御屋敷ハ御家作未出来候、

一 近年ハ正月、二月、三月、此間ハ江戸中火事多候、就中当年子正月中旬より火事発申候而、三月十日比迄ニ共百度ニ及出来申由候、

内ニ大火事三度ニ而候、如斯御座候故、但馬守殿御奥方之儀念遣申候事、最早千年を送り申候程御座候、其上但馬守殿者御在國ニ而万事二年寄り迷惑申候、宇宿吉左衛門殿同意、後ニ社笑申候、〔年四十三〕一万治二年己亥十二月十三日ニ於武州江戸、拙者嫡子千菊丸刀一腰

うち調申候、其比之受領鍛冶ニ出羽守法橋源光平作之_{〔二七〕}大出来仕候、光平方へ頼申候傳、ツテ但馬守殿御家老宇宿吉左衛門殿より才覚ヲ以、與力ニ從佐土原同心候内田甚右衛門殿使者ニ而光平方へ被仰断、今日相調拙者手前ニ請取之、万事ハ宇宿殿口達ヲ以調申候、此光平ハ兩度受領之故、所定之代銀刀五枚、脇指三枚也、末代之重寶ニ候間、家之可為重物、殊年中之大吉日ニ出来候儀奇特ニ而候、光平住所武州江府之内赤坂也、尤光平方へ樽肴遣祝申候事、

右刀元禄十年丑二月十一日、嶋津筑後様御二男又兵衛殿御用ニ付、大寺弥兵衛殿口達ニ而被召上候、代銀四枚半留守居長井與三左衛門殿書付うら書、

一 太守様光久公御暇、万治三年庚子卯月十三日ニ江戸被遊御登足候、御供之御家老伊勢兵部殿、五月八日御出船御座候事、

一 拙者事、子四月十六日ニ帖佐殿へ相替、同廿三日ニ罷立候事、一道中於石辺ニ歌書相調申候、亭主ハ旅籠屋作左衛門と申候、一 五月八日ニ出船仕候、

一 五月十日より十一日ニ移候夜、奇特成夢想有之候、則 御伊勢様奉拝候、就其某一世鹿服用不仕候、播磨之内江島湊之事ニ候事、一 御舟江島へ御懸被成、順風能候而呼子へ御入津見上ケ申候而、手前ハ直ニ乗申、五月十八日鹿兒嶋へ着申、五六日休足仕、納殿御番相勤申候事、

一 万治三年庚子七月十九日、從御家老衆喜入五郎兵衛殿御使ニ而被

仰聞せ候ハ、御臺所役儀新納大藏為代被仰付候由被仰出候条、其旨心得可申候、替逢之儀者御算用一涯之事ニ候間、八朔替与大藏より申上候、相談次第可仕候、御侘など、有儀者御取上有間敷候、以吉日御受可申上之由承候、就其

申上候口状書

御臺所役新納大藏殿為代被仰付候、手前儀近キ比より御奥方へ相詰申候故、万事不功ニ御座候間、達而御侘言申上度候得共、被仰出儀ヲ難渋かましく御座候条、先畏奉存候、併大粧成役所相勤申儀中、拙者式難及奉存候、誰そ功者之仁以御見合可被仰付、其間ヲ何とそ相勤可申候、自然其内と而茂難調刻者御断可申上候間、被聞召達可被下事奉頼候、役替之儀茂右如申上候、餘之役所ニ相替候条、一節者大藏へ相添候而大躰見習申候様被仰渡可被下候、左様ニ無御座候得者、此節者御請茂難申上仕合ニ御座候、右之旨可然様ニ奉頼候、以上、

七月廿日

伊地知權左衛門

喜入五郎兵衛殿

〔年四十四〕一万治三年庚子八月朔日、御臺所役儀新納大藏殿へ相替罷移御番勤申候、光久様江於御臺所ニ御目見得仕候、到其時御臺所へ被成御座候御子様方、喜入撰津守忠長公御年十六歳、市右衛門殿御年十歳、號寿様御年四歳、虎千代様御年三歳之御時ニ而候、何れ茂様へ新大藏殿奏者ニ而罷出候事、

一 子八月廿八日、太守光久様江御膳進上申候、御機嫌残所無御座候、御相伴嶋津安藝守殿・嶋津市正殿・伊勢兵部少殿・嶋津圖書頭殿、其外大山三郎右衛門殿・新納大藏殿・長谷場伊角殿・川野湘雪老・山元丹西老、御包丁人有村市兵衛殿、為御祝儀如件、

- 一 子十二月廿八日、於 御本丸琉球衆中城之王子江五五三之御振舞御給ニ而候、御相伴嶋津兵庫頭殿、引替之御膳共ニ丑二月十九日
- 一 二者從中城於御城御膳御進上候事、
〔年四十五〕
- 一 万治四年辛丑二月晦日、光久尊君江御上洛為御祝儀御膳差上申候、御座嶋津市正殿、其外黒葛原周右衛門殿・新納大藏殿・川野湘雪老・お杉・おちか被召寄候、御機嫌御能候事、
- 一 丑三月三日、光久様江戸江御発足、御供之御家老嶋津中務殿・嶋津筑前殿、東目也、
- 一 丑四月廿四日、喜入撰津守殿御屋敷へ御移徙被遊候、前以御家老〔ナシ〕中衆へ被仰入、先御内證之御移候事、
- 一 丑六月十九日、薩摩守綱久様御帰國、御供之御家老鎌田藏人殿ニ而候事、
- 一 丑七月八日、朝ノ四ツ過於御臺所御姫様御誕生、御弓喜入撰津守殿、則撰津守殿御懷育上被為申候、懷おしか、御名千亀様と撰津守殿被進候事、
- 一 丑八月廿二日、從 綱久尊君中城王子江於御本丸鶴ノ御料理御給候、五目迄、中城より者閏八月四日ニ於 御城御膳御進上候事、
- 一 丑八月廿五日、伊勢市右衛門殿朝四ツ時ニ同姓兵部殿御宿許より被成御立候、様子者、御旗元衆伊勢兵庫頭殿御養子ニ被仰組、兵部殿為御子分御在江戸被遊候、菱刈縫殿介殿御供被申候、永々御供者池田治左衛門也、
- 一 中城王子去夏末ニ当地へ被成御渡海、丑閏八月被遊御帰帆候、御滞留之間從 御兩殿様御馳走之儀可申様無御座事ニ候、御書院御庭茂此時社以御下知、諸士衆七八拾人充毎日被罷出、数十日ニ調候事、
- 一 万治四年半過ニ寛文元年ニ改元有之者也、
- 一 丑年中西ノ御丸へ御曹子様御兄弟、御姫様御兄弟御誕生候事、
- 一 丑十月廿六日、綱久様御筆繪於二ノ御丸 御直ニ拝領仕候事、
- 一 丑十二月廿七日、綱久様江於御臺所御膳差上申候、御相伴嶋津安藝守殿・伊勢兵部殿・喜入撰津守殿、左候而兵部老へ窺申御太刀進上申候、御披露桂内記殿、御振舞奉行黒葛原吉左衛門殿・弟子丸市之介殿、御包丁人有馬孫右衛門殿、到其節御筆掛物備上覽申候事、
〔年四十六〕
- 一 寛文二年壬寅二月四日、綱久様江戸御発足、御供之御家老伊勢兵部少殿、東目也、
- 一 明曆二年丙申十一月三日、於堀之内屋敷嫡子千菊丸誕生仕候、弓親有川喜左衛門殿、
- 一 明曆四年戊戌七月十二日、於同所二男長千代丸誕生、弓親兄千菊丸、
- 一 寛文二年壬寅三月廿九日、於御臺所女子万千代誕生、弓親相良狩野介殿、
- 右万千代髮立申候ニ付、乍恐 喜入撰津守様 號寿様・虎千代様・千亀様江御膳進上申候刻、虎千代様娘ヲ被成御覽御意御座候者、名ハ万千代と付候而能候ハんと承候条、畏則御祝儀申上候、御年五歳ニ而社雖被成御座候、常々御利発可申様無御座御生付ニ而候、撰津守様一腹之御兄弟様ニ而御座候事、
- 一 寛文元年辛丑六月五日、有馬次右衛門殿私領知行高八拾九石七斗八升五合、代銀拾老貫四百九拾貳匁四分八厘永代ニ買取申候、高一石ニ付百貳拾八匁直成、知行有所高原大牟田名之内田平之門五拾三石六斗、同所ノ内外勢伊原之門三拾六石老斗八升五合買取申、

相良新右衛門殿御取次ニ而 公儀へ申上、手前高ニ相加申候、調達小倉清左衛門、其比知行賣買之調達御免之人也、為禮銀貳百貳拾九匁八分清兵衛方へ遣之也、

右代銀ハ漸く之掛銀奇特ニ取申候、西八兵衛殿・柳元喜左衛門殿・和田平右衛門殿主取之掛銀一前、新納又左衛門殿・町田源左衛門殿主取之掛銀一前、伊地知治左衛門殿・同姓内藏丞殿・三嶋傳左衛門殿主取之掛銀一前、新納主膳殿・諏訪甚左衛門殿・諏訪采女殿主取之掛銀一前、合四口、内三口ハ子ノ年より丑兩年之間ニ札ニ当り取申候、一口ハ差付此銀子ヲ以右知行求之者也、先以永く重寶難有仕合、天道おそろしく候事、

一 太守光久様寛文二年寅七月十九日被遊 御帰國、別而御機嫌能被成御座候事、

一 寅九月廿九日、光久様隅州國府ノ内於小村洲崎ニ鶴被遊候、因茲國府方近外城より御祝儀被申上候、鹿兒嶋衆同前ニ御座候事、

一 寛文三年卯正月廿八日、喜入撰津守殿庄内北郷殿御跡職ニ御定候、式部太輔殿御息女千代松殿へ御縁與御座候而、新橋口之御屋敷へ御移徙有之、其以前ハ喜入殿御跡目ニ御座候處、北郷次郎左衛門殿御死去之故如件、御名嶋津被給之由候、外記殿御懷ハ江戸衆之故、郷家者別ニ被仰定、号嶋津被給之由候、外記殿御懷ハ江戸衆之故、外記殿御誕生茂武藏國ニ而候、當國へ御懷同前被遊御下向如斯御仕合ニ候、御年少之時者號寿殿と奉申候、相良狩野儀御年少より被召付、別而御奉公被申上候ニ付、不相替此節被進候、北郷殿より知行百斛被宛行候事、

一 太守光久様より御躰拝領仕候、此御躰ハ (家久) 黃門様より御給ニ而候得共、御手ニ逢兼申由 上意ニ而候事、子孫之可為守者也、

一 御弓一張拝領、是ハ弓の内竹ニ疵有之候間、杖ニ成共可仕之由候、則内竹打替秘藏仕候事、

一 寛文三年卯二月十四日、號寿様嶋津又介殿御跡職ニ被仰定候、又介殿御息女米菊殿へ御縁與、同日初而御出候、彼方家中下知廣瀬次郎兵衛殿・平田藤右衛門殿、役人伊地知大藏之事、

一 光久様より御筆之御掛物一幅、牡丹ニ猫の絵、表具有、拝領仕候事、家之可為重物者也、

一 寛文三年卯二月三日、號寿様御元服、光久様御髪はやし被進候、御名権十郎殿、御理髮嶋津安藝守殿、同日ニ嶋津三郎右衛門殿御息又右衛門殿御同断、御二男嶋津中務殿、三男万之介殿御同断、安藝守殿・鎌田藏人殿御奏者、御座ハ御臺所中之御書院ニ而候事、

一 寛文三年卯三月二日、太守光久様江戸へ御発足、西目、御供之御家老 (衆) 鎌田藏人殿・諏訪左右衛門殿ニ而候事、

一 寛文三年卯九月八日、薩摩守様被遊御着城、此節之儀者御家老衆御供不被申候、御使衆諏訪采女殿・二階堂城之介殿万事相勤之事、伊勢兵部殿於江戸卯八月四日御死去故如此、(御供之衆無之候)

一 同十二月廿七日、薩摩守様へ於御臺所御膳進上仕候、御前御一人前惣木貢御梳御紋付之事、御相伴衆嶋津又七殿・佐多三郎兵衛殿・嶋津又五郎殿御參候、内田為益御座へ被召出候、御振舞奉行黒葛原吉左衛門殿・弟子丸市之介殿、御宮仕衆伊集院主計殿・老岐弥四郎殿・伊藤吉十郎殿・本田久右衛門殿・川畑甚右衛門殿・田中五左衛門殿、茶道衆吉田道寿老、御包丁人西郷新右衛門殿之事、

一 権十郎様・虎千代様御目見得御座候事、
一 恐之儀ニ御座候得共、文殊四郎之筈さし小刀・今渡之高麗茶碗進

上仕候、外御たはこ盆一通被召上候、是ハ

側黒一張 高埴作

太守様権左衛門所へ御光儀之刻差上申候ヲ御座へ上ケ申候得者、

一 征矢十二筋 小鳥羽さわし鏡 矢師長兵衛調
内四ツ立二筋根狩候つはめ種子嶋作

様子面白被思召上之由候而被召上候、御不断右之御煙草盆ニ而被

一同 二筋 平根 東郷四郎左衛門殿より参候、
四ツ立 染鏡 長兵衛調

召上候、誠に奇特千萬忝儀ニ奉存候、箱之様躰ハ外廻ニ字を掘、

一同十二筋 鷹羽 内四ツ立二筋 一の矢之事数難究候

字ノ上ヲ赤塗地ヲ黒塗ニして、如何ニ茂見つきよく候、多分古ノ

一 征矢十筋雜羽 一 矢筒一 竹ノ物塗はきかけ

はんぎを如此相直シたるへき由候、左字火入はい吹ハかねの物、

一 簾 一 腰前代ヨリ有物 牡丹猫

御煙草入ハ木地ノ物ニ候事、

一 掛物三幅内 光久様御筆一幅 網久様御筆一幅 山水

調置諸物

一 刀九振内大三振 中三振 小三振

御両殿様為御用 一 御紋付御腕 一通 黒塗揃 一 太平記老部

一 鎧一領 黒糸威 塵取佐竹源左衛門殿

一 義経記一部 一 會我物語九卷外一冊不足

一 着籠一領 頭巾有

本尊

一 鐘二本内老本者武州鍛冶作 老本ハ岩元作

一 愛宕 一幅 光久尊君御板開

一 甲老 此かふとハ祖父伊地知勘解由重元於高麗戦死被申候刻着用

一 摩利支天二幅網久尊君御板開

候を当國へ相返、以来少茂聊尔ニ被仕間敷者也、

一同 一幅 御筆

一 鉄炮三挺 一 挺三刃七分古種子嶋張

一同 一幅 岩切摩利支天

一 挺五刃猪ノ毛鑓 石神彦左衛門殿作

一 不動 一幅 先祖伯者守重秀ヨリ傳來 本尊綾摺

一 挺式刃五分 上方境張

一 大日尊一躰

一 弓七張内白木一張 拝領内竹新

一 先祖惣位牌 一幅為後之間似合一枚ニ調置申候、

白木二張 東郷四郎左衛門殿重張むら 高埴左兵作

一 滋茶く碗 壺御室焼 一 水さし 壺同焼

白木一張 當國作 塗木一張 高埴作

一 茶入 壺 仲次焼

日置流 東郷四郎左衛門殿重張より

一弓印可許目錄并書物

内一射儀目錄 一冊

一神道目錄 一軸

一印西秘哥 一軸

一弓條く目錄 一軸

一弓法儀書 一冊

先祖記録

一家繼圖 一通 但平田盛右衛門殿調預候、

一伊地知殿惣領家繼圖一通 同姓縫殿助殿より可写之許有之、

一伊地知縫殿助殿より證文一通

一前代より證書入袋二ツ 一記録 一冊

一川上因幡守久國より此方先祖證書一軸付状有、

一重昌御奉公申上候帳一冊

一大前ニ五斗出米納候、任員數知行書候證書一通

拙者家之知行少高ニ成來候者此時之由也、

一〔年四十八〕加増百斛拝領證書一通

一辰四月十日、薩摩守綱久様御発足、西目ヲ御上洛、御供之御家

老衆嶋津中務殿、

一太守光久様西目御下向、辰閏五月十四日 御着城、御供之御家老

衆鎌田藏人殿、

一十八日御臺所へ御光儀、廿日迄被遊御座候事、

一御城御奥方御作事惣様立直之儀、去年御上洛前ニ被仰出候、諸材

木被調置此節御作事有之候、就夫辰六月四日 太守様御臺所西之

丸 御子様者向嶋之内西道 於辰様 虎松様 万鶴様、横山へ権

八様 於虎様 於龜様 於長様 虎龜様被成御座候、納殿衆・醫

者衆・御里衆替くニ被相詰候、御調方之儀者御臺所より役人衆両

人充替く詰申調上被申候、御肴野菜等毎日御船手以通舟差上申候、向嶋地頭黒葛原周右衛門殿被相詰候、松千代様儀者嶋津又六殿

御屋敷へ御移、西之御丸御移徙以後茂彼方へ被成御座候、其故ハ

又六殿御懷松千代様御預御養育被為申如此候、当分ハ又六殿御年

少ニ付、御懷事茂御屋敷へ滞留有之筈ニ 太守様御下知ニ候事、

一御作事六月六日より取付有之、御屋敷之地鎮祭野村太郎左衛門殿

被申調候、御作事惣下知町田勘解由殿、是ハ御家老ニ而候、御普

請奉行郷田諸右衛門殿・西八兵衛殿・牧七右衛門殿、大工頭橋口

少右衛門殿・山崎佐左衛門殿、鍛冶頭染川喜兵衛殿、其外見廻衆

餘多有之、何ぞ無口能首尾申候事、

一辰九月十五日、奉始 光久様御子様何れ茂御移徙有之、御女房衆

到迄其通ニ候、為御祝儀於御新宅御振舞御座候、嶋津外記殿・嶋

津又六殿・嶋津安藝守殿・根占右近殿・鎌田藏人殿・佐多丹波殿

・嶋外記殿御奥方・肝付半兵衛殿御奥方・嶋津又五郎殿御奥方・入來

院石見殿御懷・町田勘解由殿奥方・種子嶋為兵衛殿内儀・権左衛門女房、

右〔於〕從 御前以御日記被仰出、納殿衆より被申渡者也、

一御移徙之儀式如先規伊地知殿・本田殿被勤候、伊地知市兵衛殿・

本田治右衛門殿被罷出候事、

一於御新宅安養院御祈禱被為申候事、

一御一門衆・御家老衆、其外より深折樽并御祝物色く上り申候事、

一御一門衆・御家老衆・御使衆・吟味衆・御普請奉行・大工頭於表

漸くニ御振舞被為給、為御祝儀青銅・上布・芭蕉・真綿拝領有之

候事、

一太守様御臺所へ被成御座候内者、万事御用拙者老人ニ而勤、何そ

無相易儀御機嫌能御移徙有之候、御手廻り諸御道具西之丸より手

前請取、御臺所御座ノ間へ備置申候、扱御新宅へ相直候刻者拙者其首尾仕候、最前より西之丸ハおちかと申御女房衆首尾於御臺所ハおさことの首尾、何そ無出入御座候事、

一 於御臺所御前用之御着・御菓子之類、諸所より納物并進上物時々ニ達貴聞、銘々ニ掛御目、御包丁人衆森場左衛門殿・山下喜右衛門殿へ時々ニ首尾申、御移之刻何そ無出入候、帳別冊ニ調置也、
『寛文五年四月十九日』
一 巳正月七日、喜入撰津守殿御跡職、鳴津外記殿一腹之御舎弟虎千代様被仰渡由、高崎惣右衛門殿ヲ以御懷へ被仰断候、喜入殿御家来江茂被仰渡由候、於西丸御懷御禮おすきを以被為申上候、其

後喜入求馬殿と御給候、喜入殿方万事差引者御同姓休右衛門殿、中押長倉兵右衛門殿ニ而候、御役人伊集院與左衛門・田代惣右衛門、御守ニ伊集院盛右衛門・高城半右衛門被召付候、其外ニ茂鹿籠より二人充替々ニ御臺所へ相詰候様ニ与御意ニ御座候事、

一 巳二月十三日、太守光久様へ御膳進上仕候、檢物御腕御紋付、御相伴嶋津市正殿・伊集院十右衛門殿・佐多丹波殿・阿多十左衛門殿御參候、御臺所御子様方、権十郎様・虎千代様・千亀様同前ニ進上仕候、其外新納大藏・川野湘雪・伊地知八左衛門・上野雲齋被召出候、御包丁人山下喜右衛門、御料理衆永山辰左衛門・有馬孫作、御行器衆池田治左衛門被勤候、御機嫌之儀者無残所候、
『御臺所役人衆・料理衆・御菓子調衆被召出、御通被下者也』

一 巳三月十九日、嶋津権十郎様御屋敷へ被遊御移候、嶋津又介殿御跡職、御息女米菊殿へ御縁與被仰定候、御妹米次殿と申候、権十郎殿御懷ハ伊集院衆玉利喜左衛門殿妹おさことのと申候、從公儀者溝口十右衛門殿被召付候通、高崎惣右衛門殿ヲ以御家老衆より被仰渡候、
『彼方御家来伊地知大藏万事被承候者也』

一 巳三月廿八日夜九ツ時ニ、永吉御假屋上床七兵衛申上候、様子ハ、向嶋より被參候お久只今平座被申、殊御男子様御誕生ニ而候、明朝ハ御発足之御事ニ御座候条、置上申候由被申上候、拙者西之丸へ參上申候而細々申上候、於其儀者其趣社可有之由、御意候間、七兵衛方茂安堵被仕候、御名虎三部様、御弓七兵衛、御衣類ハ原良方取納御物之内ヲ以調候様ニ与、七兵衛方へ可申渡由被仰聞候、難參儀者野村内藏介方江茂相談可申旨承候者也、

一 巳三月廿九日、光久様江戸江御発足、西目御上洛、御供之御家老鎌田藏人殿、御使衆伊東三左衛門殿・相良吉右衛門殿左、御当地緩々御祝御座候而被遊御立候事、

一 巳八月十六日、彼岸入ニ嫡子千菊丸代出家惠東院頼上中、福昌寺御開山様へ差上申候、様子者、右千菊前火急ニ相煩申候刻、出家ニ召成シ御開山様へ差上可申通、惠東院御住貞祝奉頼立願申上、則より快氣之様子相見得本腹仕候故、無異儀遂出家させ申儀御座候得共、嫡子之事ニ候得者御奉公を勤事候条、御開山様へ右貞祝和尚頼上御侘言申上、代僧指上申候、此代僧ハ嶋津市正殿御家来衆藤山為左衛門子ニ而候ヲ、從市正様手前ニ被下、右之通ニ御座候、其比市正殿江戸へ御詰之故、彼方御家中下知公儀衆有馬治右衛門殿為内意被申上せ之由候、手前より右為左衛門子ヲ望ニ存候而根本ヲ能尋申候得者、親為左衛門儀、市正殿御家来之由候間、於其儀者難申上存罷在候処、治右衛門殿其旨被為聞付、治右衛門殿前より被申上候得者拙者へ被下由、與力衆渋江源太夫殿より有馬殿へ書状參候而、其趣鎌田受心老ヲ以我等へ承候故、則江戸へ御禮申上、從市正殿茂御書被下候、就夫為左衛門方江茂為祝儀銀子二枚遣申候、惠東院へ者相應之進物調、千菊右代僧八歳ニ罷成候ヲ

召列、為左衛門同前ニ參候而御開山様へ惠東院御供申、其旨御申上候事、最前願貞祝御申候条、代僧之儀者貞祝何方へ御住相替申候共被召列可被下由、堅固申上置候、其首尾ヲ以南林寺住被為仰付、移之刻被召列候、扱又奇特千萬ニ存知申候者、千菊丸事、十一月三日ニ誕生申候、為左衛門世倅茂十一月三日誕生申候由候事、一巳八月廿二日、江戸より御左右御座候者、綱久様之御姫様御縁組之儀、從天下酒井修理殿御息千熊殿へ被仰付之由ニ而、

太守光久様御登城ニ而御承之由候、綱久公御在國故、何れ茂御祝儀御申候事、依之拙者姉長嶋儀、此中より御姫様へ御母分ニ被仰付置候、今度御供被仰付候、乍恐、光久様へ御侘言之旨、色々御断申上由候得共、光久様より茂御断重疊被仰聞、誠以難有上意迄ニ御座候由付而、於其儀者如何様共難申上奉存畏申候通、御請申上旨申下シ候、其趣母江茂申聞せ、長嶋世倅五左衛門江茂申聞難有奉存候事、

一巳八月十日、薩摩守綱久様西目御下向、御供御家老衆嶋津中務殿、御使衆喜入休右衛門殿・平田次郎兵衛殿、当御下向より御高四万斛被進、御用之諸物右御高より相調候、万事堀四郎左衛門殿從、光久様被仰付、御家老へ窺被申儀者中務殿被聞召候、物奉行黒葛原吉左衛門殿・仁禮與三左衛門殿・有川喜左衛門殿・山田増右衛門殿被相勤候事、

一^{『年五十五』}午六月十日、太守光久様西目御下向被遊、御着城候、御供御家老嶋津三郎右衛門殿、御使衆桂奎之介殿・仁禮太郎兵衛殿・相良吉右衛門殿、御連枝嶋津市正殿ニ而候事、

一六月十五日、御臺所へ御光儀、御引渡參御孟立申候事、^{「御平産無申計候」}
一八月廿二日、申下刻於二之御丸御姫様御誕生、光久様即刻被遊

御光儀、御弓權左衛門上ケ可申由、上野雲齋・むらよ兩人を以被仰付、則御受可申上旨重而被仰出候故、如何様と不申上畏、御弓上ケ申候、御畳直シ奈良原大右衛門・飯牟禮權左衛門被仰出候、御矢取高橋善右衛門・別府大炊左衛門御赦免定衆也、右之御懷者上方衆おやつとのと申人ニ而候、前御當國へ御奉公申、其後江戸へ被召仕、当年木脇作右衛門殿同心被申被召下、彼方へ被召置候、^{「懷者名字之由候事」}右御姫様儀何れ茂御子様次ニ諸御用物可被調由、役人衆伊集院六左衛門・和田平右衛門・山元帶刀へ拙者ヲ以被仰出候、町田勘解由方江茂右之衆より可申断由候者也、三日目ニ御髮立御座候、御産衣并二種一荷進上申候、御懷へ御酒肴進之候、御髮ハ二之丸老者衆之内むらよと申人立あけられ候、いづれも御祝物戴申候、百日御祝十二月八日、百五日ニ当り申候ニ付御祝御座候、御名權左衛門上ケ可申由、和田平右衛門以被遊御意、辞退雖申上候御詫之故、乍恐千代羈様と御名上ケ申候、御祝儀申上候、和田平右衛門亭主分可然由被仰出、いかにも首尾能御祝御座候、拙者より二種一荷進上申候、手前へも御祝物頂申候事、御懷へも御酒肴進申候也、

右仕合者我等家之冥加不過之候、御長久ニ弥以御成人奉仰訖、一同年午十二月八日、未申ノ刻ニ於二之御丸、御曹子様御誕生御座候、光久様則被聞召上、御機嫌無残所候、御弓權左衛門上ケ可申由被仰聞候、相続ケ様被仰出儀恐多奉存可申与、御取分共御座候つる由候得共、御思慮茂被遊事社御座候ハんと候故、如何与難申上畏御弓上ケ申候、御畳直肥後弥六左衛門・福永休兵衛、御矢取黒江長左衛門定衆之内御赦免候也、御懷へ武州江戸衆ニ而候、年八九歳之砌より芝御屋敷へ御奉公被申上、拙者姉長嶋部屋子

二而候処、近年上御屋敷へ被召寄、 太守様御方へ被召仕、

御下向当年木脇作右衛門殿同心申被罷下、二之御丸へ被召置候者也、三

日目ニ御髪立被仰付候、御髪を立申候者拙者女房へ被仰付候、御産衣并二種一荷進上仕候、御懐おかくとのへ御酒肴進之候、夫婦へ御祝物戴申候、納殿御役人衆伊集院六左衛門殿被罷出候、彼方おとなしき衆なるせとの・むらよとの、萬端奥方之儀何欤与肝煎被申者也、

一御臺所奥御作事数年ニ罷成候故、新御作事被仰付候、御普請万事之儀者町田勘解由殿被為承、定普請奉行牧七右衛門殿・東郷喜兵衛殿・西八兵衛殿被承候而首尾能相調、午十一月廿九日 光久様被遊御光儀御移徙御祝儀御座候、御機嫌無残所、御作事も御意参候、此御家作ハ御直ニ被遊御差圖、大工頭長田次郎左衛門へ御下知ニ而仕調申候、井ノ川御掘せ候、水無有見様権左衛門へ被遊御意、如御下知仕候得者、乍案中清水ニ掘付御調法ニ罷成候、水より上式尋也、

一寛文六年午十二月廿四日、西之丸へ被成御座候お虎様、嶋津又十郎殿へ御縁與御座候而御祝言有之候、御年十二被為成候、嶋津三郎右衛門殿御息ニ而候、瀧ヶ水金吾様御筋目下総殿御跡職也、お虎様御懐新納佐左衛門殿息女、御供之女房衆五人、落間衆三人、末衆一人、御里衆森盛右衛門御供被申候、御草履取一人、御道具色々、外ニ銀二百枚被進候、御知行ハ百石御給候事、

一曾祖父伊地知伯耆入道増也へ従伏見被成下 嶋津兵庫頭義弘様御自筆御書老通、此文書寛文六年午十二月、高岡衆比志島三左衛門殿方へ有之を、本田助丞殿ニ而手前ニ被遣候、家之守ニ辱頂戴仕候、 写本書ハ系図ニ添置候、

追而、御慶珍重ニ候、仍元日御城之様子目をおとろかし申候、

御存知之前ニ候之間、雖不單言上候、室町様を始諸公家衆各未明ニ御出仕候、九ツ前かるとに関白様被成出御、先尾張大府、次二室町様、次ニ金吾様、次城之介殿御子孫、次ニ大和納言殿、次ニ浮田殿、此御衆者御取次ニ而御太刀進上候、此外之公家衆者皆御太刀持参候、関白様者との二帖重ねより下りむきに御座ニ而、しものしきみのきわ二間目より室町様御目見へ被成候、不思儀成御事と奉存計ニ候、公家衆以上三十三人程と寛へ申候、諸大夫・法印衆・諸侍・町衆ニ至迄悉皆御目見事濟候而、公家衆御三献御寄合、いづれも御通ニ被参候、拙者ハ三拾老人めに御通ニ参候、其後小早川、次ニ公家衆老人被参候、御目見之衆ハ皆々鳥目持参候、其内参百足進上候仁老人、其餘者百足、式百足、十足、式十足ツ、持参候、之内者見へ不申候、御酒など持参候者中々無之候、町衆などハ種々進上申候、御取次衆前より何にかしくと銘々ニ御披露被成候与きこへ申候、御存知前候へ共、当年之様子申上候、将又昨日於山里御茶被下候、武衛様・長谷川藤五郎殿・羽柴左衛門督殿・某以上四人御相伴者無之候、御茶手前者宗及、餘の人衆へハ閑様御詞とかく候へて、我等にハ両度迄被加御詞忝被 仰出候、外聞実儀令満足候、殊更京都弥無殊篇候、可御心安候、猶以条教令言上候之条省略仕候、此等之趣可然様可預御披露候、恐々謹言、

(天正十七年)
正月三日 義弘(花押)

伊地知伯耆入道殿

尚々、拙者判形天下一若杉と申候はかせ二うらなハせ候て替申

候、為御存知候、將又 関白様二日、三日ともに 被成御出候、

明日も御鷹野ときこへ候、將又彼市成掃部兵衛尉罷下、追付上
洛候へと雖申付候難成由申候、しゐて申聞候間、其元様子等巨

細被仰聞、早々可被差上候、不可有御油断候、以上、

〔年五十一〕
一寛文七年未正月八日、 太守光久様へ御膳進上仕候、御機嫌能被

召上候、御相伴衆嶋津市正殿、御家老衆二町田勘解由殿、御使衆
大山伊与殿、女姓方嶋津又六殿御懷、喜入求馬殿御懷、新納大藏殿
御座へ参上候、其外別府式部左衛門殿・平山久馬介殿・長谷場伊

角介殿被参候、伊地知越後半亭主与被仰出参上候事、御包丁人山
下喜右衛門殿、御料理衆木場源右衛門殿・水間休左衛門殿、御行
器衆池田治左衛門殿被相勤候、御仕合無残所候、 御前御老人檢

物首尾能被召上候、手前老母被召出候、女房并千菊・長松・万千
代などまで同前二御座候、外聞と申忝儀不過之候、御臺所役人衆
岩崎為右衛門・田中領右衛門・竹下新右衛門・益満清右衛門・加

治木関左衛門・曾木與七兵衛・田迎李之介・田中孝右衛門・岩元
新兵衛、料理衆二者浅江長兵衛・萩原勘左衛門・山下甚藏・谷山
兵右衛門・福嶋早右衛門、御菓子方松永覚兵衛、何れも御通被下、
無御存知ハ銘々ニ被聞召上候事、

一寛文七年未三月廿四日、嶋津権十郎殿へ御知行千三百八十石御本
領新城へ御拝領候、様子ハ、前二相模殿より公儀へ銀子百貫目借

上被成候、其借状ヲ相模殿より大和殿奥方へ進上候、銀代として
知行二千三百八十斛従 中納言様御給候処、嶋津玄蕃頭殿御方よ
り入組有之口事ニ罷成、右知行 公儀へ上り有之候ヲ、肝付半兵
衛殿御奥方より被遊御熟談度由、嶋津美作殿御方へ被仰断、双方
より 公儀へ御申上被成、 光久様被聞召上、家老衆可為相談次

第之由被 仰出御相談極、美作殿千石、残高権十郎殿御方へ御給

候、今日肝付殿奥方、権十郎殿御夫婦御同心ニ而 太守様へ御禮
御申上候、ケ様落着 公儀より御使喜入五郎兵衛殿・大山伊与殿ヲ

以、肝付殿御奥方、美作殿双方へ被仰渡由候、嶋津圖書殿御肝煎

之由候、権十郎殿御小身ニ御座候処、首尾能候儀茂肝付殿御奥方

被添御心如此候、此旨権十郎殿御懷江茂拙者江茂御妹様より牧仲

右衛門殿可承置由被仰聞候、彼方御家中万事之儀菱刈孫兵衛殿下

知二候也、

一未三月廿六日、 太守様江戸へ御発足、西目、御供之御連枝嶋津

外記殿、御家老町田勘解由殿、

一未卯月朔日、穎娃権三郎殿御男子御誕生候、弓之儀兼而拙者へ御

頼ニ付而、色々斟酌申候得共、無據承候故弓進上申候、権三郎殿

ハ嶋津兵庫殿御二男穎娃右京亮殿婿養子被為成、穎娃殿跡職御給

候、御髮立ハ手前女房相立申候、熊千代殿与申候事、

一未八月十六日、 薩州様被遊御帰國候、御供之御家老嶋津中務殿

之事、

一真米四十石八斗三升

一赤米九石三斗

藏衆

田中領右衛門殿
岩元新兵衛殿
溝口十右衛門殿
安藤権兵衛殿

右者御臺所米藏衆、子八月より未七月迄過米被仕出、今度被差上
候、平田次郎兵衛殿御取次ヲ以、御物奉行嶋津帯刀殿被聞召候而、

何れ茂之御老中衆へ被仰断上納有之者也、次郎兵衛殿咄とくニ

承候ハ、被仰付様も可有御座候得共、役儀央之事情条、重而如何

様与可有之由候、御為能被仕候儀神妙ニ被思召上之旨、藏衆被召

出被仰聞候、手前も大慶ニ存書載置者也、

一未十二月廿七日、 薩摩守綱久様江御膳進上仕候、朝五ツ時ニ被

遊御光儀候、御相伴衆嶋津権十郎殿・喜入求馬殿・島津圖書殿・堀四郎左衛門殿、御膳檢物四ツ目迄、御振廻奉行弟子丸市之介殿、御包丁人西郷新右衛門殿、御料理衆有村二右衛門殿・瀬戸山勘之丞殿、御配膳衆新納四郎兵衛殿・伊藤（重）仲兵衛殿・阿多源次殿・木脇九右衛門殿・田中五左衛門殿、御機嫌之儀者残所無御座候事、二ノ御丸へ被相詰候納殿衆・御里衆・奥方御女房衆・定衆不残振舞申候、御女房ハ調遣申候事、

一〔年五十一〕申三月十六日、薩州様西目被遊御発足候、御供之御家老新納又左衛門殿、御談合衆嶋津新八郎殿、御使衆堀四郎左衛門殿・二階堂城之介殿、〔御供候事〕

一申六月十五日、光久様西目御下向、朝六ツ時被遊御着城候、御供之御家老町田勘解由殿、御使衆桂柰之介殿・仁禮寛左衛門殿、一申八月廿六日、御年八歳御姫千龜様伊勢伊勢齋殿へ御縁組被仰出、肝付半兵衛殿奥方御同心ニ而御祝言有之、無残所御仕合ニ御座候、此御姫様ハ拙者役儀内、丑年七月八日ニ御誕生候、左候而役儀内御縁中相調、大慶之至候、懐ハおしかとのと申候、万事之儀御年少より求馬殿御懷差引被為申上候、御供之女房衆両光院息女・国分衆肥後寿右衛門息女、其外御さうり取一人、御道具万調上申候事、

拙者子共 御目見得仕候様子

一申十月廿一日、桂柰之介殿ニ而御家老衆へ申上候、世忰兄弟ヲ御目見得申候様奉頼候旨申上候、嶋津市正殿・嶋津圖書頭殿・島津帶刀殿・諏訪左右衛門殿被聞召被仰聞候者、御目見得申候而可然被思召候、手前儀餘人ニ者相替申候条、嫡子ハ太刀進上申可然候通被仰聞候間、忝奉存由御禮申上候事、

一寛文八年申十一月朔日、太守光久様被遊御出座御目見得衆餘多有之候、御家老衆より罷出候、跡先之儀何れ茂へ以御書附承被申候、〔處〕手前世忰兄弟者最前ニ罷出筈ニ被仰出、桂柰之介殿御奏者ニ而千菊罷出候、太刀進上仕候、青銅百疋、支度熨斗目長袴、勝八郎重治与目録ニ載申候得共、同姓惣領家ニ有之ニ付、後ニ重英、右次ニ二男長松桂八左衛門殿御奏者ニ而御目見得仕候、祝物ニ中紙三束進上仕候、権之介重興与目録載申候へ共、是茂同断ニ付重格、

如右御目見得首尾能仕せ候、名之儀茂御家老衆より被仰聞候者、先祖かんかへ申候而可申上之旨承候、権左衛門父勘解由左衛門事勝八郎与申候故、其通ニ申上候而可然由老母申候ニ付、如其申上候、二男之儀者相談ヲ以如右申上候者也、

一申十二月廿三日、長千代様嶋津権七殿御懷為養御子被成御入候、左候而おかい方より平山久馬介へ御入候而、久馬介養育被申上候、御機嫌克御有附ニ而候、永吉於御假屋御誕生候、其後御臺所へ被成御移、如右御意ヲ以十二月廿六日久馬介所へ御入候、懐おたけ申候事、

西之丸御子様御世ニ御付

一お龜様申十二月廿六日入来院隼人殿へ御縁組ニ而御祝言有之、御懷ハ新納佐左衛門殿息女、

一嶋津権七殿申十二月廿六日御同姓又六殿御跡目ニ被仰出候、権七殿儀御誕生之刻より、又六殿御懷おかい育上被為申候処、ケ様ニ御座候儀奇特成儀と申事候、権七殿懷おさや、
一お長様同日嶋津出雲殿御子息へ御縁組ニ而御祝言有之、御懷有馬新左衛門殿息女おさか、

一万鶴様申十二月廿五日北郷惣次郎殿へ御縁組ニ而御祝言有之、懐
お辻、右御姫様御三人共ニ肝付殿御奥方御差引ニ而候、
〔目出度儀ニ御座候事〕

一永吉於御假屋御誕生之虎三部様、酉二月十三日向之嶋之内川良原

御假屋へ御懐おひさ供被申御移候者也、

〔年五十三〕

一寛文九年酉正月十三日、
〔太守〕光久様へ御膳進上仕候、御機嫌克被召

上候、御相伴嶋津権十郎殿御懐、喜入求馬殿御懐、大山伊与・新納
大藏、西之丸長岡右之衆参上候、其後別府式部左衛門・川野湘雪

・阿多仲右衛門・岩切秀悦御用ニ付被召寄、御座へ被召出候、御
包人山下喜右衛門、料理衆有馬小左衛門・永山辰左衛門・水間休

左衛門・竹下安左衛門被罷出候、御行器衆池田治左衛門被相勤候
事、御前檢物ヲ以差上申候、殊御料理いかにも出来申、御かへ

度々被召上候、其後御臺所役人并料理衆・御菓子調衆、新納大藏
殿ヲ頼被申上、何れ茂御通被下候、皆より肴一臺・塗樽一荷差

上被申候、竹下新右衛門・岩崎為右衛門・益満盛右衛門・加治木
関左衛門・曾木與七兵衛・中村五右衛門・岩元新兵衛・浅江長兵

衛・萩原勘左衛門・長田新左衛門・福嶋早右衛門・二階堂源右衛
門・白石万左衛門・原田戸左衛門・白石休右衛門・松永寛兵衛・

益山曾兵衛・竹山善右衛門被罷出候事、
一於二之御丸御誕生之御姫様、嶋津外記殿へ養御子ニ被進候、懐者

おきさとの、江戸衆ニ而候、申十一月廿三日御入候事、
一酉三月十四日、松寿様種子嶋為兵衛養育可被申上由候而、彼方

へ被成御入候、喜入之御妹様へ被遊御相談由候事、
〔太守〕

一光久様酉三月廿二日東目御上洛、御供御家老町田勘解由殿、御談
合衆肝付半三郎殿、御使衆相良吉右衛門殿・諏訪采女殿・喜入次
兵衛殿、〔二而候事〕

一薩州様酉七月朔日西目御下向、御供之御家老新納又左衛門殿、御
使衆堀四郎左衛門殿・二階堂城之介殿ニ而候事、

一酉九月十日、嶋津権十郎殿一腹御妹様御誕生候、御弓之儀兼日窺
置不申候故、喜入之御妹様へ様子申上候得者、太守様御留主之

事候間、御弓ハ拙者上ヶ可申旨被仰聞、畏乍恐御弓上ヶ申候、御
髮立ハ女房相勤候、百日御祝之刻、御名安千代様与上ヶ申候、表

方江茂申出、何れ茂同前ニ諸事被仰渡候事、
一同年酉閏十月十日、嶋津権十郎様御地頭所鹿屋へ就御初地入、世

倅勝八郎・権之介被召列候、兄弟共ニ初旅仕、首尾能十一月五日
御帰館御供申罷帰候事、

一酉十一月二日、從 薩州様御衣裳拝領仕、誠以難有頂戴申候事、
一酉正月十五日、從 太守様御皿沓束拝領申候事、

一酉十一月十日、島津飛彈守殿御懐江戸御暇被成御下向候、嶋津中
務殿御息女ヲ被成御子分ニ、但馬守殿へ御縁組候処、御仕合悪敷

右之通ニ候、御舍兄新八郎殿屋敷内へ御座候事、
一酉十二月廿七日、薩州様江御膳進上仕候、朝五ツ時御光儀御機

嫌克候、御相伴衆嶋津新八郎殿・本田六左衛門殿、御前檢物四ツ
目迄参候、御振舞奉行山田増右衛門殿、御包丁人西郷新右衛門・

山下孝左衛門、御料理衆瀬戸山勘丞殿・田尻正右衛門殿、御行器
〔株〕染田作右衛門、御臺所御懐前より被罷出衆御目見得被申候、江

戸より被参候山野との御供被申候、手前ニ所持申候鉢植之唐棕椶
本田六左衛門殿御取次ヲ以差上申候、被遊 御悦喜目出度御帰館

御座候事、
〔五十四〕

一寛文十年戊二月十七日、江戸より御到来、酒井鞆負殿御奥方様二
月朔日被遊御平産、御男子様御誕生御吉左右、綱久様へ御家老

衆被為參御披露有之候、乍不似合下々迄目出度申上事候、拙者姉長島彼方へ御供申御奉公申上候故、御吉左右明暮奉仰処右御仕合無申計奉存候事、

一 戊年就中世上はやり申候疱瘡、子供三人〔共二〕正月より二月迄之間ニかるく仕申、大慶不過之候、殊家来者式人上下たやすく御座候儀、誠以天道恐奉存候、就其いつれもへ御酒進献申、幾久悦申候、向後心得專一候事、

一 戊三月廿二日、薩州様西目御発足、御供之御家老嶋津新八郎殿・御談合衆ニ平田次郎兵衛殿、御使衆本田六左衛門殿・高崎四郎兵衛殿、〔二而候事〕

一 御茶碗一御皿六、喜入之御伯母様御取次被遊拝領仕候事、

一 戊卯月廿日、江戸上御屋敷御局より木脇作右衛門殿下向申来候、様子ハ、酒井鞆負殿へ御男子様御出来ニ付而、一七屋御祝儀ニ酒井雅楽頭殿御名被進候、就其鞆負殿御表へ長嶋もり上可被罷出旨、酒井修理殿御奥方より被承候、雖然長島遮而御断申上候故、

光久様修理様へ被仰入候得者可然被思召由ニ御座候条、此上ハ難申上もり上雅楽頭殿御前被罷出、千熊様与申上候、誠々長嶋仕合無残所御座候由申来候故、手前存知申候ハ、先祖之かげと難有奉存記録ニ茂載置候事、

酉ノ年より戊年迄之世間疱瘡ニ御子様被遊御人数〔衆一〕

一 權八様 虎松様 御姫虎鶴様 千代鶴様 御姫千代松様 〔五人御城御本丸へ被成御座候、〕

御城外

一 鎌田又七郎殿 嶋津又十郎殿 入来院隼人殿
嶋津千菊殿 御奥方お虎様 御奥方お亀様 北郷惣二郎殿
御奥方お長様 伊勢又兵衛殿 平山久馬所御入候 嶋津権七郎殿 喜入求馬殿 御奥方千亀様 長千代様
右之御人数漸々ニ輒御疱瘡被遊候者也、

〔拙者ニ伯耆守〕曾祖父重秀へ被成下 〔嶋津兵庫頭〕 義弘様御書、國府衆三宅七兵衛殿方へ有之由及承、飯牟禮權左衛門殿頼入所望申、寛文十年戊卯月廿七日頂戴仕候写、

竜伯様御上洛之事度々被仰出候、先札如令申候、我等父子在京仕上者、今程御上洛無所詮儀候間、被差延時分可有御座之間、到治少茂申入候へ共、京都諸所御普請大篇ニ付、遠國諸大名被成上洛、被煎肝候儀少茂無油断候、如此之刻御見舞御申候へて不叶儀候条、是非共可有御上洛候旨、為拙者茂可令申之由承候間如此候、誠ニ御大儀無申計候、併如此被仰出候てよりハさしおかれ候ハぬ儀、淵底御存知之前候間、中々追付おほしめし立、やすくと御上洛候者、以来之御為可然候ハん哉与存計候、此外先條令申候間、不_{〔天正十七年〕}及重筆候、能様可預御取合候、恐々謹言、
卯月廿一日 義弘御判

伊地知伯耆入道殿

右御書三宅殿添状有之

一 戊六月十一日晚 光久様被遊御着城候、御供之御家老町田勘解由殿、御談合衆肝付半三郎殿、御使衆諏方采女殿・喜入次兵衛殿・相良吉右衛門殿、

一 戊七月廿五日、修理太夫綱貴様初被遊御入國、二御丸被為成御座候、御供之御家老嶋津圖書殿、其外ニ川上将監殿、御使衆平山次郎右衛門殿、御三献御相伴衆嶋津兵庫殿・圖書殿ニ而候事、
〔寛文十年〕

一 戊十一月七日、嶋津兵庫殿御息又八郎殿為御養子、綱久様御二男内匠様被仰組、光久様 綱貴様へ御祝儀被仰上候事、
一 戊十一月七日、從 光久様御上下權左衛門へ拝領仕候事、

一 御臺所役儀十一ヶ年勤申候故御侘旨申上候、被入御耳御家老衆へ御承候者、權左衛門儀者御断申上候得共、御心安被召仕事二候条、今程相勤申候様ニ可申渡旨被 仰出候間、左様ニ相心得可申通、
喜入次兵衛殿ヲ以被仰聞候事、

一 亥正月廿四日、〔本守〕光久様へ御膳進上仕候、別而御機嫌能被召上候、

木貢御献立五ツ目迄、御引落加而御座へ被参衆別府式部左衛門・平山久馬介・野津弥五左衛門・嶋津權十郎殿御懷・西ノ丸おちか御相伴被申上候、御包丁山下喜右衛門、御料理衆有馬小左衛門・竹下安左衛門・水間休左衛門、御行器衆池田治左衛門・原田宅右衛門被勤之候、御臺所へ詰衆皆々被召出、御通之御酒被下候、近キ詰衆ハ銘々ニ被聞召上、御目見得被仕候事、田中領右衛門・川畑諸左衛門・竹下新右衛門・愛甲源左衛門・中村五右衛門・曾木與七兵衛・加治木関左衛門・益山曾兵衛・原田少右衛門・浅江長兵衛・萩原勘左衛門・谷山兵右衛門・福嶋早右衛門・二階堂源右衛門・山下源兵衛・長田新左衛門・松永覚兵衛・白石万左衛門・同姓休右衛門被罷出候、色々難有 御意共御座候、皆々忝被申上儀御座候、此外岩崎為右衛門・岩元新兵衛病之故不被罷出候、

一 亥二月廿六日、修理太夫綱貴様東目御上洛、御本丸へ被成御参、光久様へ御暇御申、直ニ御発足候、御供之御家老嶋津圖書殿、御使衆本田弥五右衛門殿・平山次郎右衛門殿、御守衆嶋津豊前殿ニ而候事、

一 亥三月朔日、嶋津權十郎殿庄内御跡職被仰渡、庄内へ被遊初地入候、四月朔日、太守様へ御継目之御祝儀於御本丸御申上候、御名市右衛門殿、溝口十右衛門 公儀より被召付候、嶋津又介殿御跡職ハ、御本丸へ御座候權八殿へ被仰渡、御移徙御座候事、

一 亥五月廿八日、光久様御上洛、御供之御家老新納又左衛門殿、御使衆喜入次兵衛殿・相良吉右衛門殿・大山權左衛門殿、此節者琉球衆被召列候、國司継目之為御祝儀、御使者金武按司江戸へ被参候、嶋津市正殿御同心候事、

一 亥七月廿五日、薩摩守綱久様被遊御入國候、御供之御家老嶋津新八郎殿、御使衆本田六左衛門殿・高崎四郎兵衛殿、御談合衆平田次郎兵衛殿、新八郎殿儀者、今度御下向以後御家老職被仰渡、万端御談合候事、

一 綱久様御二男内匠様儀御同心ニ而御下向、様子ハ、嶋津兵庫頭殿御息又八郎殿御子孫無御座ニ付而、右之内匠様御養子ニ被成御申受、亥八月十五日ニ加治木假屋へ御入候、從江戸御乳一人被相付候事、

一 寛文十一年亥十二月廿七日、薩摩守様江御膳進上仕候、島津内匠殿御来儀被遊候、内匠殿儀御膳初ニ進上申候、御相伴島津市正殿、二ノ御丸より山野被召寄御座へ被罷出、むらよ被召寄候、

一 御膳木貢御一人前臺之御盃三篇目ニ上り申候、御振舞奉行碓山拾郎兵衛・山田増右衛門・甲斐少右衛門、御小性衆新納宅右衛門・伊集院弥右衛門・喜入吉左衛門・税所甚右衛門・田中五左衛門被召寄候、御包丁人西郷新右衛門・竹内助市、御料理衆益山八右衛門・新穂平内左衛門、御行器衆柴田作右衛門、御酒部屋此方道具藏衆被勤之、御樽肴御目錄ヲ以拝領仕候、御香爐一角染付唐臺一ふくさ有内匠様へ進上仕候、自 薩州様御上下拝領仕候事、御臺所役人衆・料理衆・詰衆、太守様江茂罷出衆此節初ニ被罷出、御通之御酒

被下候事、
一 寛文十二年壬子六月七日、自御家老衆諏訪采女殿御使ニ而被仰聞

十一月十六日母肥后氏卒儀御座候、拙者内ニ有合不申候ニ付、田中領右衛門罷出被承候、

御口上之趣者、当三月 薩摩守様御発足前日ニ御丸へうろたへ者紛入候処、権左衛門見合申搦捕、其者川上彦左衛門下人之由承届、翌朝被致披露候、就夫口事奉行へ被仰付被聞召届候、権左衛門より申出候通ニ少茂無相違候、右之趣神妙ニ被思召上候、左様御禮被仰聞候、右之通者御仕合次第ニ 太守様へ可被達 上聞候、此等之旨早く可被仰聞候処、口事奉行餘事ニ被取紛近クニ被申出候故、御延引被成候段被仰聞候、以上、

右之趣領右衛門より被申聞、即刻采女殿へ參上申其首尾申上候、翌朝於 御城采女殿迄申上候者、被仰下御口上誠以難有奉存候、采女殿御心得ヲ以可然様被仰上可被下由申上候、 右被仰聞御番嶋津市正殿其外島津帶刀殿・肝付彈正殿、御談合衆島津大学殿・町田源左衛門殿御出仕由候、嶋津圖書殿・御同姓出雲殿儀者圖書殿御懷御忌中ニ而候、町田勘解由殿儀者 太守様御下向ニ付、出水表へ被為越候、雖然前以何れも御相談之上、右御意趣可被仰聞与奉存候、如此之仕合茂 上々様御ひかり故、首尾能御座候与存知申候、

一 寛文十二子六月十四日、「太守」光久様被遊御着城、於奥御前ニ御三被召上候、其後御新宅ニ而御吸物參御祝御座候、御供之御家老代嶋津中務殿、

一 子六月廿四日、於 御本丸 太守様御直ニ御意御座候者、権左衛門儀盜人ヲ捕へ申候由被聞召上候、能社仕候旨 御三被捉御座候、最早如何様与不得申上畏申候、御前ニ新納大藏殿・平山久馬介殿被詰居候、兩人茂取合共被為申候、就中久馬殿被申上候者、此儀ニ付表方茂いかにも神妙ニ仕申候由、何れも被申など、取合ニ而御

座候事、

一 其刻御意御座候者、長嶋儀気色ニ付御菓弥能候由、御意ニ而候、可申上様無御座仕合候事、

一 急度手前之弓可被遊 上覽由、御雜談共御座候事、

右之通ニ御座候而、於 御前御酒被下、誠以難有儀奉存候、為後記如此、以上、

一 子閏六月十四日、肝付彈正殿へ世倅周八郎軍法得御指南申候ニ付、起請文於御宿許調上申候事、

一 閏六月晦日、修理大夫綱貴様御着城、御供之御家老新納又左衛門殿、

一 子七月十三日、先祖惣位牌一幅、祖父勘解由夫婦木位牌一牀、

如意輪山重栄寺、

右從前々寺へ雖有來候、餘リ古ク罷成候ニ付此節相改、当住持へ渡之者也、

一 寛文十三丑五月廿日、島津出雲殿へ拙者家文書并繼圖被成御一覽「年五十七」可被下由、鎌田受心老頼入申上、被成御覽御付状有之候、文書ニ

加置候事、

一 丑十月廿二日、薩摩守綱貴様被遊御着城候、此節之御暇「編久」泰清

院様御遠行以後初之御下向ニ而候、御供之御家老町田勘解由殿、一 延寶元年丑十二月八日、嫡子勝八郎へ縁中南雲新右衛門殿息女ヲ関五左衛門殿頼入縁組相調申、於御臺所祝儀申候、南雲殿方一門衆、手前一門何れも被參首尾能祝申候事、

惟新様御書写

為歳末之御祝儀 御書被成下候、謹而以目出令頂戴、千喜万悦幸

甚く、猶更不可有尽期候、明春者益自他之御満足等最前可申上候、此等之趣可然之様可預御取合候、恐く謹言、

十二月廿一日 忠平御判

伊地知伯耆守殿

右御書、指宿主税介殿手前格護有之候ヲ川北五左衛門殿より懇望

ヲ以被為見候、本書返ル者也、甲寅二月四日

一 丑^(十二)月廿日、嶋津六郎殿御子息御誕生有之候、前以手前ニ弓

御頼ニ付、嶋津市正殿於御宿許弓上ケ申候、六郎殿御奥方ハ市正

殿御息女、六郎殿儀者嶋津中務殿御舍弟ニ而候、万事首尾能御悦

有之、寅卯月廿二日、中務殿より千代菊殿と御名被進候、中務殿

於御宿許御祝有之候事、

一 延寶二年寅正月廿五日、從江戸御左右御座候、様子者、去十二月

廿八日、光久様御官位之儀被 仰出、被任左中將之由、於 御

城御承之旨御到来有之、御家中上下御祝儀申上候事、

一世忝周八郎儀、此節より御番ニ被召加可被下旨ヲ鎌田後藤兵衛殿

ヲ以申上候、後藤兵衛殿より被為尋候者、拙者儀者御番如何様ニ

勤申候哉与承候、手前儀者年少之刻より小番ニ被召加勤申^(候)由申

候、如其周八郎儀も寅三月四日より御番勤申候事、十九歳

寅三月十四日

一 高四斗六合式勺五才 高原大牟田村之内浮免

伊地知權左衛門

右新任明、寛文十一年蒲生正左衛門竿究被差出候以帳面、私領門

付之開高者無上地被下之旨、御老中任御引付令支配畢、後年御支

配相替候共、右高之儀者可為持留者也、

寛文十三年丑四月三日 御支配所印

村田五郎左衛門

肝付三郎兵衛印

新納二左衛門印

川上五郎右衛門

伊地知奎右衛門

一 薩摩守綱貴様寅卯月六日西日被遊御上洛候、御供之御家老新納又左衛門殿、御番頭北郷惣次郎殿、

一 嶋津市右衛門殿へ御縁組入来院隼人殿御妹ヲ被仰出、寅卯月廿一日御祝言首尾能有之、拙者夫婦茂被召寄候事、

福昌寺炎上

一 延寶二年四月廿六日夜ノ九時火発申、七時迄ニ焼修、火出所方丈

後辺無風、

焼失方

一 客殿 一 佛殿 一 庫裏 一 僧堂 一 衆寮

一 衣鉢侍者 一 風呂屋 一 雪隠 一 大門 一 山門

一 鎮守堂 一 直歳寮 一 御影堂 一 江湖寮

一 維那寮 一 鐘楼 一 大鍋 一 馬屋

一 釈迦 一 一方丈

焼残

一 御開山堂 一 三躰御影 一 惠燈院 一 御影侍者

一 月香院 一 花舜軒 一 深固院 一 西隠居 一 下門

一 西御代々御魂屋 一 山門 一 五百羅漢 一 釋迦并古佛

一 唐龍ノ絵 一 光久様御筆一額 一 十六羅漢

一 御代々御書物 一 重物之品々 一 御代々御位牌

一相傳之箱 泰清院様一御骨箱

仁禮民部左衛門殿寺 一德水軒 嶋津新八郎殿寺 一龍護院

諏方甚六殿寺 一嶺壽軒

脇寺焼失

川上^(下)野殿寺

一花翁軒

伊東刑部左衛門殿寺

一大翁軒

三原次郎四郎殿寺

一松山軒

桂李之介殿寺

一寥叔軒

肥後長左衛門殿寺

一露庵軒

平田民部左衛門殿寺

一延寿堂

二階堂與右衛門殿寺 一慈山軒

伊勢六郎左衛門殿寺

一龍昌軒

阿多乘左衛門殿寺 一真能軒

右御寺炎上之儀絶言語候、御建立以來如此之火失無御座由候、乍然御開山堂火近候処、焼不申儀者諸人驚耳目申候、右書付者大躰及承如件、

猶々渡唐賊船御喫一途可被相究之由候間、是又被入御精堅可被仰付候、返々不可有御由断儀候、以上、

琉球へ御使之事、不相届仕立不可然候、無緩可申下之由、自石治少切々被仰候之間如此候、彼子細萬一不相調候者、御為可惡之由候之条、能く被仰付御才覚不可有御由断候、於様躰者以書附治少被仰下候由候、其上白濱次郎左衛門治少被成御直談候之間、不能一二候、此等之趣可然様可預御披露候、恐々謹言、

(天正十六年)

十一月廿二日

義弘御判

伊地知伯耆入道殿

御下國之以後京都弥無殊篇候之条、可御心安候、仍船中数日之御窮屈令察、御左右承度相存候之処、急速御着國之由、去九日飯野

之者罷上申聞候、誠以千々萬々目出珍重候、兼又爰元御見次之儀切々老中へ被仰出、御肝煎所仰候、此等之趣可然候様可有御披露候、恐々謹言、

(天正十六年)

十一月十一日

義弘御判

伊地知伯耆入道殿

右馬頭下向ニ付、從我等所茂条々子細可申下之由候之条、捧耄封候、大佛殿材木之儀付、忠長・幸侃屋久嶋へ可差渡之由候、勿論遅く候而者曲事候、此状下着候日限、又兩人屋久へ渡海打立之日限儘可被仰上候、其外家景中之儀茂無余儀衆へ見せられ、木のありたけ無残日記ニ付分、一々可被差上候、彼大佛殿之儀付、諸大名御精尤入られ候事無比類候、然処被成御下向、國もとよりの御調達不相届候者、御國もとの一大事不可有程候、相聞候、已大佛殿材木之儀付、紀州ニ而山奉行吉川平介と申候者、不相届儀在之由候て首をはねられ、於洛中さらされ候、是も材木不料簡之故候、彼御使被仕三人、そぶ江久内・たきの藤三・山しろ小三司^(歴)磨々の御衆ニ而候、尤数日籠ニ被入置被遂御糺明、いたりて無其科候由被聞食分、身命をハたすけをかれめし失候、漸九州之内ハ心安く有へき由被仰出候なと、申散し候、是にてよく、御分別有へく候、相構々不相届儀候而者沙汰之外候、遅延候而も御為不可然候由候条、能く御才覚此節ニ候、石治様・幽齋様御前より細々書状ニ而被仰下之由候間、不及重筆候、

一 刀借之儀、はや從國々悉皆年内罷上候、然處國もとよりはかりいまた不罷上候、御由断之躰京儀洩底御存知之前ニ而、何与而是ほと迄者御座候らんと、御向所御不審深重候、就中國もとの長刀京

衆各御存知前候間、短き刀はかり罷上候而も不可然候、長短差交刀数濟くと可有御上候、

一 琉球之儀、旧冬志布志大慈寺渡海之由候、是ハ去初秋之比被仰候処、霜月末つかた迄延引事、一段京儀ニ不成合候、琉球渡海之事ハ年中ニ一度在之由候間、其時分を取延し打過候ハ、つゝに事濟申間敷候、其あやつり可有之儀各御存知之前ニ而、相延候ハ、無御届候様ニ可罷成候と御兩人被仰候、大慈寺渡海一篇ニ而者不相届儀候間、追々使者差渡候而御肝要候、上様おりく被仰出候ニ、とかくの御返事なされへきやう無之由、石治少輔被仰候、能く御肝煎候而、彼國より善悪之御返事申上候様ニ被仰届、彼嶋へ渡海之使者直ニ京都へ可被差上候、不可有御由断候、

一 勘合之事、御両所御書面被 御覽届、相調候様御才覚專一候、被成御由断従別方相調候者、御外聞実儀不可然候由候、能く御心得御肝要候、

一 巢鷹之事、惣別山内之儀、當時者他領ニ罷成候間、とても才覚罷成間敷之段、御下向之刻為我等雖申濟候、又々今度被仰下候儀候条不被及是非、然ハ京都之覺ニ可罷成使者彼巢もとへ被差越候而、見来候様ニ可被入御念候、金銀所領など被差出候而茂、於事成儀者急速可有御肝煎候、去年拙者上ニ而手こり申候間、如此被成御錠候儀、誠御為可為御難儀之由令察、従是迷^(惑)仕候、乍去なにとなり共可有御才覚候、治定ハ御鷹相調ましく候哉、左様ニ候ハ、不事成證跡ヲ京都之御納得ニ參候様ニ、能く可被仰上候、上様弥御鷹御自愛不斜候、当年正月も三日四日五日打つゝ御鷹野迄に候、為御存知候、

一 賊船之事、於爰元始中終幽齋・石治様へ洩底被成御熟談之上、少

茂致首尾候ハぬ無御心元由候、責而いまより共被遂御糺明、死證^(しじ)并妻子以下悉皆被差上肝要候、若他國へ逃散候て御手もをよひかたく相拘仁於有之者、其拘手之墨付よく御取候而近々御上有へく候、いつミの儀も御拝領之内ニ而候間、御暖ハなにとやうにも可被成儀ニ候処、如此不相届仕立御緩故と、御両所被仰候、町羽入罷上種々申候得共、曾而御両所御得心ニ不參候、御由断かましく候、右御両所如此御肝煎候事、何としても御為可然候様ニ与被思食候外無他事候と見へ申候、御存知之前候得共令書載候、相構年寄衆などへ御談合なと、出合候而者、中々罷成間敷事ニ候、御自分之御校量ニ而頓ニ可有御才覚候、此旨可預御披露候、恐々謹言、

正月廿三日

義弘御判

伊地知伯耆入道殿

右三通、 兵庫頭義弘様被成下重秀、

一 延寶二年寅四月廿八日、 薩摩守綱貴様御縁中吉良上野守殿御息女へ被仰出由、 從江戸御左右御座候事、

一 同年七月十三日、 中将光久公御着城、 御供之御家老分嶋津大学殿、 此節之儀者不慮ニ御けが被遊、 御着城遅々雖申候御快然、 無残下々迄奉恐悅候事、

一 御重一組 御取次相良甚左衛門殿

右從 光久様寅七月十四日拝領仕候、 難有御禮申上候事、

一 大鯛一献 御取次久保七兵衛殿

右從 光久公寅八月三日拝領、 御禮申上候事、

一 御肴一臺 御取次小濱諸右衛門殿

右従 光久様寅十一月八日拝領、風引故女房御禮ニ差上申候事、

一延寶三年卯正月廿二日に、拙者屋敷境上村七兵衛殿方よりせり入被申候ニ付而、今度宮原五兵衛殿・二渡七兵衛殿頼入、近所衆まで如斯の仕合御座候、各可然様上村殿方被聞召合可給よし申入候、近所衆之内崎元曾右衛門殿被申候者、人餘多被為聞ニ而も不可然様存條、曾右衛門より七兵衛殿江委細被申上候、上村殿より被申由候者、於此儀者何ぞ申分無御座候、如何様ニも權左衛門殿被申次第ニ可仕候、手前大方者故、つねくケ様いたし申儀ニ不存、只今權左衛門殿より様子承引追、御尤至極ニ候、此上者何ぞ存残儀も無之候条、前代より之一筋可仕由候、依之曾右衛門殿被申候茂、御方御親類衆江御相談之上御返詞も有之候ハてハ、重而如何之由被申候へハ、尤ニ者存候、乍然於此儀者相談ニ及不申候、返くも人ニ不存様有度ほどの儀ニ存由候間、左様ニ与其段返事可申よし候て、二渡殿・宮原殿ニ而返事承候、就其崎元殿へ一札申入候、勿論直ニ承候筋も右ニ不相替候、曾右衛門殿被申候茂、境やふ竹悪出入之处、漸くに權左衛門方より何ぞ申分有之間敷候よし迄者慥ニ承達候、此旨為心得申由候、就夫漸くニ相直シ申候事、

〔年五十九〕

〔中将〕

一延寶三年卯四月十日、光久様江御膳進上仕候、御相伴佐多内記殿、其外喜入求馬殿御懷・嶋津権七殿御懷・大山伊豫・新納大藏・平山久馬介・川野道腹・鎌田受心被罷出候、御前塗檢物ニ而候、前ニ御膳上ケ申候刻、檢物ニ者不及由 上意ニ付、此節如此候、御包丁人山下喜右衛門、御料理衆有馬小左衛門・水間休左衛門・山下三左衛門・永山辰左衛門、御行器衆池田治左衛門勤者也、一卯五月五日、佐多内記殿御息女御弓進上仕候、同九日ニ御髮女房立申候而進上仕候事、

一御産衣一重 松竹龜金銀すりはく

一二種一荷

一御髮立用 御櫛一對三 はさみ一對 髪水入一 引合紙包

一卯五月廿七日 屏風一双 修保〔補力〕

右福ヶ迫御諏訪へ前ニ寄進仕、此節修保仕指上申候事、

一卯六月廿七日、高三拾四石四升九合老勺串良岡崎村華園門

代銀五貫七拾三匁三分老厘五毛、川崎二左衛門殿持高之内永代買取手前高ニ相直、名寄帳御改被下者也、

一延寶三年卯九月十七日、於二之御丸 綱貴様御男子様御誕生、御

弓嶋津大学殿、御懷二階堂源太夫殿妹お重、此御若子様 光久様被遊御子分ニ、於御臺所嶋津市右衛門殿御懷へ養育可被申上旨、

光久様從江戸權左衛門方へ被成下御書ヲ候、其外之儀手前ニ被仰付候事、

一同年卯十月廿三日、同姓勝八郎夫婦屋鋪へ相移申候、左候而一門中何れも祝申候、拙者儀者御暇之砌參ニ而可有之候、若輩之衆ヲ

ケ様移申儀如何ニ存知申候へ共、親類中江茂申逢せ如此候、

一同年十月廿八日、高二石 蒲生重栄寺

右者先祖寺之故、此節より右高之取納分年々ニ指上ケ可申由、当住俊良禪師へ申入候事、但出納者可除者也、

一延寶三年卯十一月廿一日、薩摩守綱貴様御下着、御供之御家老嶋津市正殿、当年之御下向時分遅く申儀者 光久様御病氣之故、

伏見へ就御滞留御暇遅く申候事、

一十二月朔日、二之御丸 御若子様御宮參被遊候、御諏訪へ御參詣、直ニ嶋津市正殿へ被成御入候、殊外之悦ニ而候、同氏大学殿御誕

生弓依御進上如此、

一十二月十三日、綱貴様へ御膳進上仕候、初而御臺所へ就被成御

入候、御太刀進上仕候、御取次新納縫殿介殿、御膳御老人前檢物四ツ目迄、御相伴佐多内記殿・嶋津市右衛門殿、御振舞奉行伊東六右衛門殿・仁禮仲右衛門殿、御包丁人税所五兵衛、

一 御子様方御目見得、御臺所へ詰衆御通御酒被下候事、

一 其後 御若子様御座所へ被成御光儀御祝御座候、依之自分より五匁之鉄炮石神彦左衛門張調申候ヲ、納殿衆押川市之丞取次ヲ以進上仕候事、

一 延寶四年辰正月十一日、御若子様百日之御祝被仰出候、此節之儀者 中將様御方より諸事可相調由、從 綱貴様拙者へ御意ニ付、

万事首尾能相調申候、殊御機嫌無残所御座候事、御名菊三郎様（吉書）と奉申候事、及承候ハ、日新様御年少御名之由候事、

一 辰正月十七日、大山伊豫殿より承候者、菱刈孫兵衛殿賀養子申度由候、就其權左衛門二男權之介（殿）ヲ見合申候、於納得者申究度由候

条、拙者申候者、ケ様成儀幸ニ存知申候上者、跡先之分別ヲ茂難申候、如何様成共伊豫殿御功者之事ニ候条、可然様頼存由申候、

扱者仕合ニ存候、孫兵衛殿より茂娘之儀偏ニ被為頼旨、野村彦兵衛殿ヲ以伊豫へ承候、色々断申候得共、年少より念比ニ申談候其

一 筋ヲ以申事ニ候間、是非被為頼由候、乍此上者肝煎可申由候処、權左衛門茂承引候間、悦着仕候、於其儀ハ權之介殿ヲ伊豫子ニク

れ申候得与承候故、進シ申由返詞申候、依之伊豫殿より承候茂、孫兵衛殿より權左衛門方へ断可被申候条、左様心得可申由候、扱

又就此儀頼娃左京殿両度迄伊豫所へ御出候而、御念比之事ニ候、直ニ左京殿へ參上申、一禮可申上之通伊豫殿被申候ニ付、直ニ參

候而御禮申入候、佐多内記殿江茂御禮申上候、左候而嶋津帶刀殿へ此旨内證申上候、何方茂御大悦ニ候、帶刀殿儀者御家老之故、

御内意ニ候事、正月廿二日、伊豫殿より與力鶴田平右衛門殿ヲ以承候者、菱刈孫兵衛殿より被仰口上并書付、

寛 本書權之介へ渡置也

一 我等直子八藏事、未幼少ニ御座候、其上私志有之候而惣領不申付候、依夫手前惣領娘ニ賀養子ヲ可仕与企候、左候得者伊地知權左衛門殿二男權之介殿年比茂似合ニ存候条、望敷由申入候処、手前

子ニ可被下由返事之段具致承達候、就夫以来之儀以書附申入候、一手前持高之内式百石息女方ニ可相渡候間、尤以来者權之介殿格護

可有候、雖然直子茂幼少ニ候、又小高ニ而面々之居屋敷致格護儀茂難成候間、兄弟共ニ私側ニ可召置候条、其段可被聞召置候、

一 右式百斛之内百斛則可相渡候条、右高より權之介殿夫婦、下女式人・草履取老人・小性老人・中間老人可被相拘候、殘百石者手前

ニ致格護置、以来權之介殿夫婦為ニ罷成候様ニ存ル志茂候間、可見合と存候、左候而權之介殿夫婦別屋敷へ被罷移候砌、右高相渡

可申候、其内ハ地下旅ニ權之介殿御奉公ニ被罷出候ハ、我等より万事仕立可申候、

一 菱刈仲三郎惣領跡目之儀ニ候、当時若輩、其上小高ニ罷成候条、次第二者高ヲ茂増せ、家ヲ茂相統候様ニ与志御座候間、權之介殿

ニも無別心取立可給候、不及申候へ共世倅八藏儀、右同前ニ取立可被成候、勿論當時より家中之儀無遠慮權之介殿可被成下知候、

一 右之外ハ此方より重而應高ニ見合可致支配候、右之通申定候、於後年無相違様、貴様より伊地知權左衛門殿父子へ得与被仰入置可給候、万一右縁中不調儀共候ハ、知行

其外何れも娘可為支配候、此趣茂被仰入置可被下候、以上、

辰正月廿日

菱刈孫兵衛判印

大山伊豫殿

右者菱刈孫兵衛殿より貴老二男権之介殿ヲ賀養子ニ望之由被仰ニ付而其段申入候処、被進ニ相調仕合存候、就夫孫兵衛殿より書物ヲ以、已來之儀我等迄承候間、則右書物御方へ相渡申候、尤直ニ御方へ書物可被遣候得共、私儀前々より孫兵衛殿へ別而念比ニ申ニ付、右之息女我等之子分ニ仕置候、其首尾ヲ以今度茂私より肝煎へき由頼ニ付、（而候得共）彼書物茂此方へ当書ニ而候、左様御心得可有候、就夫為後年我等より茂添證文進申候、向後互ニ此首尾相違御座有間鋪候、以上、

延宝四年辰正月廿日

大山伊豫判印

伊地知権左衛門殿

右ニ付手前より進候書付

覚

菱刈孫兵衛殿より御方へ被為頼儀共御座候ニ付、拙者二男同姓権之介ヲ御子分ニ御望之由承候条、無異儀進シ申候儀無別儀候、依之孫兵衛殿惣領息女へ賀養子ニ就被仰組、孫兵衛殿より貴老へ以書物数ヶ條被仰進候、其書物貴老御添書ニ而手前ニ被遣忝存候、公儀相調申候刻、手前より書物相調進入可申候、御書物之趣権之介方江茂慥申聞、異儀御座有間敷由承届候、尤到拙者も少茂相違御座有間敷候、此等之趣孫兵衛殿江被仰達可被下候、以上、

辰正月廿三日

伊地知権左衛門判印

大山伊豫殿

権之介より孫兵衛殿へ書物之留

覚

一我等事、大山伊豫殿御子分ニ被成、貴様養子ニ被仰組候、先以忝奉存候、無調法者之儀ニ御座候得共、任其意可申由、同姓権左衛門申付候故、御所存ニ不相替及心孝儀專一ニ可存候、若輩之事ニ候条不及申候得共、不被殘御心底万端御指南奉仰候事、

一菱刈仲三郎殿・同姓八藏殿及心懇切可仕候、折節御下知不被差置可承候事、

一御奉公方之儀者時々ニ御下知次第、應身候儀者相勤可申候、併毎ニ馴不申、其上物之稽古それ〳〵の儀大方ニ候条、自今以後御思慮專一ニ存知申候、御子分之御奉公無恙相勤可申儀茂連々無覚悟事ニ候間、是以貴様御外聞ニ不成合事耳有之、御迷惑可被遊と存申候、乍此上者其手立被仰付候者及心入精可申候事、

一夫婦之間ニ付御尋可申儀者、間ヲ以可申入儀茂可有之候、又直ニ申儀茂可有御座候、如何様ニ茂任御差圖可申候、雖然若無據仕合も御座候ハ、御断申ニ而社可有之候、其段ハ被聞召置可被下候事、

一家中之士下々男女ニ到迄不屈之儀共御座候ハ、粗承付候而も則可申入候、此段ハ家中之衆へも可被仰聞置候哉、御心次第ニ候事、

右條々前以申入置候条、此外之儀者万事御外聞ニ成合候様、御意得ヲ以可被仰聞せ候、自分非本意御傍輩中之寄合も不可然、思慮之外無作法之儀共仕候なと、被聞召付候ハ、不及申候得共不移時可被仰聞候、手前よりも可申候、以上、

伊地知権之介

菱刈孫兵衛殿

権之介へ持せ申候道具覚

一着籠一領 一鍵老本 一弓但當分員數 一征矢十八筋根有

一鉄炮一挺多ふことふらん 一新弁当三人前 一矢筒老一缺箱老

一大皮さゝら老 一夜の物老但旅用ニ茂可成候 一布团老表へにから嶋

一毛氈老枚新 一白木長物老 一草履取老但九兵衛子也

一辰四月十五日、喜入次兵衛殿御取次ヲ以菱刈孫兵衛殿へ被承候ハ、

番代養子御目見得之儀者追而可被仰付候、菱刈ヲ名乗御奉公可相勤之由 薩州様 上意候条、其旨被仰渡由、御当番之御家老新納

又左衛門殿より被承候、左候而御家老衆・御組頭衆何れもへ権之介召列御禮被申上候事、

一同年四月同月十八日、菱刈孫兵衛殿より承候者、権之介儀 公儀首尾能被

仰出、偏忝儀ニ奉存候、依之祝可申候条、何れも参候へ、一門衆

も同前ニ与承ニ付皆々参候、祝最中ニ彼方親類相中より大重仲兵衛殿・溝口十右衛門殿ヲ以此方親類迄承候者、権之介儀直ニ罷居候様ニ与御座候ニ付無口能返事仕、首尾能祝言相済申候事、

一猪二丸 御取次山下喜右衛門殿

右従 中将様卯三月十六日拝領仕候、則御禮申上候、

一生鯛一臺二 御取次池田治左衛門殿

一右中將様より卯四月九日儀御假屋より拝領、

一猪三丸 御臺所詰衆相中へ

右 中将様より何れもへ拝領仕せ可申由、御直ニ拙者へ被仰聞

頂申候、御禮ハ奥方老者衆たきのヲ以申上候、

一猪老丸 田中雲右衛門

右従 中将様拝領仕候、

一延寶三年卯四月廿一日、 中将様西目御発駕、御供之御家老肝付

彈正殿、御旅御家老種子嶋左近殿、御番頭根占八郎右衛門殿・伊集院源介殿、御使衆高橋権左衛門殿・相良主税殿・大山権左衛門殿二而候事

一嶋津虎之拯殿今度初ニ御供ニ而御上洛被遊候事、

一同年卯同五月五日、佐多内記殿御姫御誕生、就夫弓御頼ニ付色々御断申

上候得共、四本志賀介殿ヲ以遮而承候間、御弓差上候、御奥方ハ町田勘ヶ由殿御孫、二而候事

一延寶三年高三拾四斛四升九合老勺 串良岡崎村華園門

右者鹿兒嶋川崎二左衛門殿持高之内、代銀五貫七拾三匁三分老厘五毛永代ニ買取高相直、手前高ニ被召加被下候、尤名寄帳於御支配所相改者也、

一辰四月十一日 寿老神一幅表具有 嶋津市右衛門様

右御家中庄内衆長井善右衛門ニ御書せ拝領申候也、

一辰五月廿五日、 薩州様東目御上洛被遊御発駕候、御供之御家老

嶋津新八郎殿、御番頭桂式部殿、菊三郎様御誕生後初之御上洛二御座候得者下々よりも悦上申候

一辰五月廿八日 御上下一具

右従 薩州様 菊三郎様へ御給之由候而拙者へ拝領仕候、難有頂

戴仕候者也、

一延寶四年辰八月廿六日、 光久様江御膳進上仕候、御相伴嶋津市右衛門殿

御懐・喜入求馬殿御懐・嶋津権七殿御懐被為参候、其外新納大藏・

平山久馬助・相良良以後ニ御前へ被召出候、

一御膳塗三迄

一御盃臺塗三方、御酒三篇目上り申候、

右ニ付御包丁人山下喜右衛門、御料理衆水間休左衛門・永山辰左

衛門・有馬小左衛門・谷元兵右衛門、御行器衆池田治左衛門、如例役人より茂御樽肴進上、御通御酒被下者也、

一 中納言家久様御詠哥御自筆

たにふかき梅の木すゑも春を待こゝろときあるさかり成けり
晴くもり雪けの空もさへくくことふきや猶そふるさかつき

昨日めいていのあまり二一首をくり申候、かしく、

十二月六日

右 中納言様伊地知伯耆重秀女房より申受、翌日仁禮藏人殿御使二而頂申候、此一通紀千右衛門殿より同姓周八郎方へ遣二而候、家之重寶頂戴仕者也、

一 延寶四年丙辰九月廿四日朝卯ノ刻、同姓勝八郎方へ男子誕生仕候、弓南雲主計殿頼申候、千菊丸 守刀一振 来國安

一 巳二月廿五日、伊集院刑部殿御息女御帯解之儀拙者女房へ承候付、夫婦共ニ参上申首尾能御悦相濟申候、御同姓十右衛門殿御嫡子刑部殿ニ而

候事

一 五年巳五月廿日、御家老衆より相良主税殿御取次ヲ以被仰聞様子

ハ、拙者役儀御断申上候、被達 貴聞候、被 仰出候者、役儀長く相勤別而苦勞仕候、雖然今少勤申候様ニ可申附之旨 上意候、當時者代ニ可被仰付人茂無御座事ニ候、年極老ニ而も無之儀ニ候間、乍太儀可相勤之旨被 仰出候条、左様ニ相心得可申之由被仰聞候、御家老衆より茂太儀之至ニ候得共、右之趣ニ 上意之上者相勤申尤被思召候由御口上ニ而候、翌朝御受申上候、何ぞ別ニ申上儀も無御座候、

一 生鯛一懸

御取次赤塚吉右衛門殿

右 從 中將様巳六月廿五日拝領仕候、

一 御提重

御取次久保七兵衛殿

一 右從 中將様巳六月廿八日拝領仕候、

一 巳六月晦日、中將様江戸御発駕、表屏子門より御乗物出ル、御

供之御家老肝付主殿殿・町田勘解由殿、御番頭鎌田又七郎殿・嶋津又十郎殿、御使衆喜入次兵衛殿・高崎四郎兵衛殿・相良源五左衛門殿、西目

一 延寶五年丁巳七月八日卯刻、菱刈権之介殿へ男子誕生、同姓孫兵

衛殿ヲ始何れも大悦不過之候、弓石野田主馬殿ヲ孫兵衛殿より被為頼候事、

一 巳十一月六日、薩摩守綱貴様御着城、御供之御家老島津新八殿、

御使衆鎌田後藤兵衛殿・伊東五右衛門殿、御番頭桂太郎兵衛殿、

一 高五石四升六勺式才高山野崎村之内 川野治右衛門殿私領之内被相拂候、代銀六百八拾目四分八厘ニ相良良以老中達ヲ以永代ニ買取、高直證文良以證據人ニ而首尾能相調者也、

一 同姓勝八郎へ家相統ニ付書附渡覚

一家之系圖相統之事、 一同記録老冊

一 重昶御奉公相勤帳一冊

一家ニ付 上様方御書并御筆諸證文等者系圖記録ノ内ニ載置候事、

一 高百五拾斛名寄有之

一 先祖より傳來刀大小、其外者漸くニ求置刀共也、

一 御前御椀具御老人前御紋付蒔絵 但万揃御吸物椀小茶碗類

一 武具膳具家財等品不及書載事、

一家ニ傳御本尊不動一幅 一 氏神并いわ神霜月八日祭山伏

一 福ヶ迫御諏訪ニ毎月朔日・十五日・廿八日御塩井之事、

一 重榮寺へ高式石之取納米毎年差上ヶ出物者除、付七月盆前ニ白米式升持せ上之事、

一 興國寺江七月十二日之朝白米二升差上之事、付折節ニ有合物進上可然候、

右高百五拾石者、^{〔重祖〕}父重信持高大前者過分ニ有之候得共、^{〔大前〕}五斗出米

納候應員數、高式百拾式石餘出申、其後加增百斛被下、高三百十二石餘ニ而候ヲ大坂一乱ニ重信兩度罷立、知行賣申由候、其後勘解由左衛門鹿兒嶋伊敷名之内氏瀨御宮作被仰付候処、遅々為申由候而、^{〔家必〕}黃門様被遊御腹立御勘氣故、知行屋敷家迄被召上、淨光明

寺門前ニ三年浪人仕、被召直候節右之高被下候、其後病ニつかれ三年煩相果被申候、右六年ノ間借銀ニ吉田ノ内触田之門高九拾石

之内六拾石、森喜右衛門殿親父へ被賣候、其上ニも返弁不相達、拙者代ニ罷成加久藤之内永山之門六拾石賣拂、殘高三拾四石ヲ以

數十年自他國之御奉公仕候、^{〔光〕}江戸江茂數度參役儀等色々被仰付、主從三人より四人、六人、八人迄之御賦被下候、其砌者今時ニ相

替、高二百石より二百九拾石迄之衆者主從四人、三百石より者騎馬ニ被仰付候御作法ニ而候、乍去訴共被申衆も有之候得共、曾而

御取上無御座時節ニ御座候処、手前儀役ニ付御賦高不相應被下候、此儀茂先祖之ひかり有之と内意ニ存申候、餘少身ニ而世間ニ茂迷

惑ニ存、就中於江戸身持いたしかたき儀ハ可申述様子無御座候、然処知行増候儀者不輕事ニ候条、右之様子ヲ以行々之儀ヲ前以考

可被申儀肝要ニ存、如此書付申候、高増候儀諸人のおもわく可有之候条、委細記置候、^{〔德〕}前ニ身上行迫田舍之栖家可仕与存立候ニ付、

其旨親類中へ申入候、^{〔旭〕}大寺甚右衛門殿・宮原五兵衛殿・有川喜左衛門殿、右之衆より嶋津清太夫殿・相良主税殿・相良新右衛門殿

へ被仰入懸銀被召立、其初ヲ手前ニ被給候、其後町田勘解由殿・

新納又左衛門殿御企ニ而懸銀被召給候、和天平右衛門殿參合其首

尾仕候、其後新納弥兵衛殿・諏方采女殿・諏訪甚六殿企之懸銀ニ

相加、無程札ニ当り候、ケ様之銀子ヲ以漸々ニ高ヲ求申候、手前

難儀仕候事并其方母數年右式之家ヲ色々仕相統被申候、^{〔如右難儀申たる〕}右様子口

上ニ而者難達候条書付候、幾度茂其方夫婦共ニ見被申、ケ様成次

第之家ニ而候と被存候ハ、子共ためニ成候様心得可有之候、能

く思慮專一ニ候、若又難參刻者如何様ニ成共可被仕候、さきく

迄之儀ヲ知人世間有かね可申候、只御奉公ヲ心懸專ニ勤被申候者、

自然ニ首尾能家茂無恙可有之与存候外無他候、

延寶六年戊午四月廿八日

伊地知周八郎殿

同姓權左衛門

重祖

一 同五年巳正月、同姓周八郎嫡子千菊丸と名を付祝申候事、

一 延寶五巳正月十六日、伊地知六郎兵衛殿跡目之儀、名字中より同

姓長左衛門へ被仰付被下度、^{〔候様ニと〕}鎌田次右衛門殿御取次ヲ以申上候処

達 貴聞、願之通被仰出之由 上意段名字中へ被仰聞候事、

一 巳二月二日、拙者事髪さかやき仕候得者風ヲ引申候、兼く左様之

儀野元源右衛門被存、其趣 中將様へ御取合せ 上意御座候者、

其段口能有間敷由被承、^{〔被申聞ニハ〕}權左衛門へ申聞候得与ハ無御座候、其後

御出合ニ茂何そ不相替候条、嶋津帶刀殿へ得御内意、其上ヲ以喜

入次兵衛殿ニ而右之旨御家老衆へ申上髪ヲ立申候、御前より茂

為何 上意も無御座候事、

一 巳閏十二月十六日、夢想連歌於淨光明寺興行被遊被下候、田中五

左衛門殿頼申首尾能相濟、大慶仕候事、

一延寶六年午四月十日、拙者屋敷へ書院似合候事相調吉日之故、普現院申請講誦申、一門中祝申候事、

一六年午卯月廿八日、嫡子周八郎へ家統仕候、依之知行目録系圖記録、御家より被下候文書、御筆之掛物并家ニ付古來之書物家財等相渡首尾能祝申候事、

一午五月十六日、綱貴様御前へ被召出、御上下一具 仁禮惣太夫殿御取次ヲ以拝領仕候、御取次ニ而御禮申上候、

一同月廿一日、綱貴様御発駕、御供之御家老新納又左衛門殿、

一せんし花入志唐

穎娃左京殿

右周八郎所へ申受候時被下候、

一午七月十七日、光久様御着城、御供之御家老町田勘ケ由殿・肝付主殿殿、

一午七月十八日御重一組

御取次新納次郎兵衛殿

右從 中將様拙者夫婦へ拝領仕候、則參上仕右之次郎兵衛殿ニ而御禮申上候、女房儀者翌朝參上御禮申上候、

一午八月二日生鱸二献

御取次野元源右衛門殿

右者儀より拝領仕候、御禮源右衛門殿迄申上候、

一延寶六年八月十八日、嶋津市右衛門殿御男子御誕生、御奥方入来院石見殿御息女、右付而市右衛門殿御上洛前ニ奈良原清左衛門殿ヲ以被仰聞せ候、御留主中奥方産被成筈ニ付、誕生弓御頼之由被仰聞置候、就其御弓上ケ申候、同月廿二日御髮立拙者女房仕候、

十二月三日百日、御名號寿様、御家中之御差引ハ嶋津新八郎殿、

一午十二月廿九日生鴨二羽

御取次野元源右衛門殿

右者從 中將様暮之為御祝儀儀より拝領仕、則御禮申上候、

一未正月九日生鴨三羽

御取次山下喜右衛門殿

右者從 中將様於御本丸拝領仕、御禮申上候、

御取次野元源右衛門殿

一未正月十八日生鯛一懸

御取次野元源右衛門殿

一午十二月廿八日、手前息女万千代事、五代三左衛門殿嫡子七郎右衛門殿へ縁組之儀、公儀江三左衛門殿より被為申上、此節喜入次兵衛殿御取次ヲ以願之通被仰付候由、御老中方より被承候、兩年前ニ雖被申上候、從 御前御返詞、何れも縁組之儀被申上候衆

へ無御座、今月廿六日於儀被仰出、五代殿方江茂同然ニ被承候衆今日七郎右衛門殿へ娘遣申候、五代殿方より為迎、後醍院喜左衛門殿来儀候祝申候、此娘儀者御城内ニ而誕生仕、其上喜入求馬様御懷介抱被遊、色々御取立被下候、依之存候茂御懷御子分と者乍申、弥以向後此旨可被存儀ニ候、

一延寶七年未二月十二日、同姓周八郎二男百日之祝仕、伊地知越後殿名ヲ長松と御付候、南雲新右衛門殿其外一門衆被參、祝首尾能御座候、

一未七月廿三日、同姓周八郎五代少左衛門殿御取次ヲ以御細工奉行被仰付候、再任之故御断申上候得共不相達勤申候事、此間者御記録方へ御手鏡出来申候ニ付被仰付相調申候、川野六兵衛殿・平山勘兵衛殿參会勤之、

一鐘老本

撰津國下坂作

右 光久様御子松之助様阿多殿跡目ニ被仰出ニ付、奉祝御膳進上申候刻、色々取添為御祝儀儀進上仕候、未三月廿五日此御子様者御誕生ニ而、弓權左衛門上ケ申候事、

一鐘老本

撰津國下坂作

右 光久様御子松之助様阿多殿跡目ニ被仰出ニ付、奉祝御膳進上申候刻、色々取添為御祝儀儀進上仕候、未三月廿五日此御子様者御誕生ニ而、弓權左衛門上ケ申候事、

一鐘老本

撰津國下坂作

右 光久様御子松之助様阿多殿跡目ニ被仰出ニ付、奉祝御膳進上申候刻、色々取添為御祝儀儀進上仕候、未三月廿五日此御子様者御誕生ニ而、弓權左衛門上ケ申候事、

〔延寶七年〕
一未八月七日、福昌寺御住萬年和尚より閱之僧ヲ以寅龍つゝけ之儀

承候、拙者申上候者、いかにも畏入存申候、其心得可仕旨申上候、

使僧被申候茂、年二八木老石ツ、程も先参候ハ、可然由、物語こ

とくニ被仰候、委細得其意候由申候、夏冬衣類ハ此中より別各ニ

調遣申候事、

〔延寶七年〕
一未九月十五日、綱貴様御着城、御供之御家老新納又左衛門殿、

御番頭根占八郎右衛門殿、

一高拾五斛七斗七升八合 鹿兒島荒田村浮免

右者未十一月十日、鹿兒嶋衆竹下伊左衛門殿より愛甲源左衛門殿

調達ヲ以、代銀貳貫目ニ永代買取公儀へ申上、手前高ニ相直ル者

也、

一高六拾老斛八斗九合八勺九才 東郷南瀬村之内 堀田屋敷

〔同〕 東屋敷 橋口之門

右高者延寶八申正月十二日、嶋津丹波殿御知行之内買申候、様子

ハ、鹿兒島下町具足屋伊兵衛方へ丹波殿御借銀有之、御返弁右高

御渡シ被成候ヲ右伊兵衛より賣申候ニ付、丹波殿御方之御役人衆

へ承合候得者、高直シ證文無異儀可被出由委細相達、其上ヲ以代

銀七貫貳百九拾目五分貳厘九毛永代ニ買取、公儀へ申上手前高ニ

相直ル者也、外二高貳升五合七勺四才代銀三匁老分四厘ハ後二南瀬之門割有之增高ノ由候而如右代銀相濟買取者也

右之首尾丹波殿御役人衆并公儀衆河村半七殿・岩元惣右衛門殿被

相究無出入相調候事、

〔年六十四〕
一申ノ八月二日、我等儀御臺所役儀数年相勤申候ニ付、御侘言申上

候、同月十六日被達 貴聞、御家老衆より喜入次兵衛殿ヲ以被仰

聞候者、上意、太儀二者可有之候得共、今老兩年も相勤可申候、

其内替之人被遊御覽合候条、左様心得可申旨被仰聞候故、無是非

畏相勤候事、

一申八月六日鹿肢 頭 荻 けつ 御取次野元源右衛門殿

右者 中將様儀より拝領仕候、同姓周八ヲ以御禮申上候事、

一同月廿六日豚頭 腰骨

右者於御臺所御直ニ拝領、

一申十月廿三日野牛二肢 御取次御本丸御女房衆

〔御書院〕
右者從 中將様拝領仕、則御禮申上候事、

申十二月十一日、嶋津筑後殿御嫡男 嶋津號寿様

一御中太刀一腰

一御馬 一疋白銀三枚 右者御髮立之為御祝儀被下候、

一青銅 三百疋 御同人

右者同断ニ付女房へ被下候、

同月晦日 一御肴 一折大鱸三 御取次赤塚吉右衛門殿

右者從 中將様拝領仕、御禮申上候事、

西正月十三日 一雉子 二羽 御取次本田休右衛門殿

西正月十八日 一生鯛 一掛 御取次同人

右二行從 中將様拝領仕、御禮申上候事、

〔年六十五〕
一延寶九年西正月廿二日、光久様へ御膳進上仕候、御相伴佐多豊

前殿・島津市正殿・島津伊賀殿御懐・別府式部左衛門・平山久馬

介・御本丸ノいさわ御座へ参上候、御包丁山下喜右衛門、御料理

衆水間休左衛門・竹下安左衛門、御行器池田治左衛門被罷出候、

一御肴 一臺 一塗樽 一荷

右御臺所役人衆進上被申、如例御通之御酒被下候事、

一申中將様西二月十一日御発駕、御供嶋津頼母殿・喜入求馬殿・御家

老嶋津中務殿・嶋津圖書殿、御用人桂奎之介殿・喜入次兵衛殿・

相良源五左衛門殿、西目御上洛候事、

一 菱刈權之介儀、鎌田太郎右衛門殿御取次ニ而御勘定奉行被仰付候事、

〔延寶九年〕 菊三郎様延寶九年酉八月廿八日二ノ御丸へ御移徙、依之左ニ記、

一 西十月十八日、薩摩守綱貴様御嫡男 菊三郎様武州江戸へ御登

駕被遊候、天下へ御披露有之右通ニ候、御年七歳、延寶三年卯九月十七日於二之御丸御誕生、〔御平産〕御懐二階堂源太夫殿妹、於江戸懐妊故下向、綱貴様延寶二年寅四月六日 御上洛、同三卯十一月廿一日被遊御着城御對面、御機嫌殘所無御座候、

右之様子ハ

一 延寶九年酉六月廿日、從江戸御使三原六兵衛被召下候、〔郎〕 菊三郎

様御事、綱貴様御願之儀御座候而 中将様へ其趣被成御申候處、首尾能被聞召上、從 中将様松平越中守殿御頼、天下御老中御當番大久保加賀守殿へ被仰入、追付御老中方へ御相談之上御ひるめ

御座候而 菊三郎様御上洛ニ相極御到來候、其旨 菊三郎様へ島津甲斐より權左衛門ヲ以被申上候、則家老中・組頭中より茂御祝儀拙者ヲ以被為申上候、ケ様之御仕合乍案中ニ者奉存候得共、今

程天下御替代之御儀ニ御座候得者可相調茂、下々より難申上儀ニ皆々奉存候處、如此之事者誠以不輕御事御座候、 菊三郎様卯九月御誕生、同十一月十二日御臺所へ被遊御入、嶋津筑後殿御懷御

養育被為申上、今年御上洛之儀被仰出御安堵無殘所、御幼稚之御光久様御思慮之上ヲ以被遊御子様分、於江戸島津市正殿・新納又左衛門殿へ被仰出、御両老より拙者へ御状被下、其上ヲ以御臺所

へ被遊御移候、其後 中将様より御直之被成下御書、此方ニ而御育御座候處、御發明被成御座、其趣も凡者江戸江茂相聞得、御取

持茂可有御座欵与奉存候、御器量も相知可申候、当分ハ御當國之

衆とても不被存事ニ御座候、誠申上候而茂不尽御仕合此時ニ候、御幼稚之内より育上、不似合事ニ心ヲ尽申候儀茂、 光久様より

及心入念可申由重畳之上意専奉存御奉公申上、ケ様成御吉慶筑後殿御懷到拙者迄可申上様無御座候、如斯書付も恐多候得共、御吉左右承不輕儀御座候得者、不顧憚如此候、

一 菊三郎様萬御道具二ノ御丸御納殿當番福山平左衛門殿へ御腰物帳

一冊・諸物帳一冊相添首尾仕候、其後御差圖ニ茂哉、御守衆野村勘兵衛殿・調所八左衛門殿へ最前之御取次福山平左衛門殿相判ニ而、受取帳御登駕以後ニ右平左衛門殿より手前ニ被相渡候、其外

ニ御物銀少々有之候者御臺所役人へ取拂被仰付、田中領右衛門・川畑諸左衛門・否笠正右衛門被相勤候、御銀者御納殿衆岩元與左衛門殿へ相渡申候、其後御守衆八左衛門殿・勘兵衛殿方へ相渡由

候而、御銀之受取此方取拂衆三人へ御守衆之役人有川市兵衛殿より被出之候、拙者江者八左衛門殿・勘兵衛殿より證文ヲ以其首尾被申候、委細者 菊三郎様御方之帳面ニ記之、

一 書令申候、然者此節よしほへ相附罷下候おしけ事、頃平産いたし候ハんと存候、左候ハ、御子様者男子ニ而も女子ニ而も御臺所へおきまいらせられ御そたて可被成候、御乳一人可被相付候、

外ニ者御臺所へ居申候女房衆之内老人相付、 中将様御子様方御幼少之御衆之同然ニ御養育可被遊之旨被 仰出候、尤 中将様ニ

御もらい被成候而 中将様御子分ニ被成、未々御子様同前ニ被成筈ニ候間、万事いかにもかろく臺所へ被成御座御子様同前ニ可被仕候、此旨〔其方へ具ニ可申越也〕 御兩殿様御上意ニ御座候間如此候、委細市正罷下可

申達候得共、一刻も早申越度、此度之急便ニ如此候、恐々謹言、

〔延宝三年〕

九月廿七日

新納又左衛門

久了判

島津市正

忠廣判

伊地知權左衛門殿

御宿所

尚々、おしけ事者弥二之御丸へ詰申筈ニ可有之与存候、

右御受之書状十月廿日新納又左衛門殿へ差上候、市正殿御下向、

一卯十月廿六日、從薩州様有川善右衛門海道見附之宿より被召下

御口上之趣、御子様御臺所へ被成御入、中將様御子様并被遊事

ニ候、就夫万事御同前ニ相心得可申候、さきくの儀者如何様ニ

も御取持も相替儀可有之候哉、当分ハ弥以万事御かく候様心得

可申由被仰聞候、返々御かく御座候様ニとの儀ニ被仰聞候事、

右上意之趣謹而畏承申候段、善右衛門殿細島へ参上仕被申上候、

卯十月廿六日、有川善右衛門ニ而被成下候 中將様御書

今年二之丸へよしほ同道ニ而下候女房衆之内、二階堂源太夫妹懷

妊之様子ニ候、就夫真修院方より被頼候ニ付、其方迄申越候、彼

女産いたし候ハ、則臺所へ引越、乳相付可致養育候、〔其元〕おさこ方へ

申聞、我等子分ニいたし養育可仕覚悟ニ候、此旨其方よりおさこ

へも申聞其心得尤候、最早致産候ハ、早々如臺所可有召寄候、我

等前より真修院方へ右之趣申談候間、何れも子分之様子ニ可有取

持候、又表方へ萬事入目等之儀も我等子分之様子ニ申入可然候、

二之丸よりケ様ニ候なと、世上ニ沙汰無之様相心得尤候、以上、

〔延宝三年〕
十月朔日 〔光久公時在江戸〕 中將御印

伊地知權左衛門方

一同姓勝八郎儀此節初二江戸へ御奉公、酉十月十八日 菊三郎様御

供仕罷登り申候事、

一酉十一月九日、於二ノ御丸御能被仰付候、見物ニ参上可仕由、洪

谷周防殿へ被為承仰渡御座候条罷出、終日相詰申候、誠以難有仕

合奉存候事、

一〔年六十六〕天和二年戊二月五日、薩摩守綱貴様西目御發駕、御供之御家老

種子島藏人殿、御用人洪谷周防殿、御旅中之御用人伊勢六郎左衛

門殿、

一此年 菊三郎様御懷お重との御跡立ニ上洛候、二ノ御丸方者女

姓方一人も不被召置候事、

一天和二年戊七月二日、中將様御着城、御供嶋津頼母殿、御家老

嶋津圖書殿、御用人喜入次兵衛殿・相良源五左衛門殿、

一〔天和二年壬〕戌十月廿九日、中將様へ御下向為御祝儀御膳進上仕候、御相伴

衆佐多豊前殿・嶋津市正殿・嶋津帶刀殿・御西様御懷・嶋津伊賀殿

御懷、其外別府式部左衛門・長谷場伊角参上候、

一臺御盃塗三方 御盃頂戴仕候、

御包丁人山下喜右衛門、御料理衆有馬小左衛門・竹下安左衛門・

水間休左衛門・谷元兵左衛門、御行器池田治左衛門但當役ニ無之

候得共頼申候 御通之御酒可被下由、上意伊角承罷出衆、

伊地知周八郎 新納次郎右衛門 堀傳左衛門 否笠正右衛門 川

畑諸左衛門 田迎奎之介 宇都宮惣右衛門 村岡民部左衛門 岩

崎為右衛門 愛甲源左衛門 本田仲右衛門 益満助左衛門 松永

少兵衛 長田新左衛門 小倉四郎右衛門 谷山兵右衛門 福島早

右衛門 萩原勘左衛門 重信七郎左衛門 丸野正左衛門 池水甚

吉 丸野峯左衛門 津留六郎右衛門 若松珍左衛門 柴田仲兵衛

佐々木碗兵衛 池水弥右衛門 池田土用兵衛〔老〕 久木田内藏右衛門
鍋倉小齋 久木田善左衛門 同大左衛門 同半兵衛 同三齋 濱
嶋九兵衛 伊地知早左衛門 白石長次郎但菱刈安右衛門令他出不能
出候、

一 鹿肢二 於御奥御書院 御取次久保七兵衛殿

右者戌十一月十一日、從 中将様拝領、 御口上、筋氣之養生二
可仕由 上意、

一 生鯛一臺 御取次青山六郎右衛門殿

右者亥正月四日、從 中将様拝領仕候、

一 白寸之魚一鉢

右亥正月十九日、從 中将様拝領、

一 御肴一臺鯛 多ひかに 御取次山田弥兵衛殿

右亥正月廿六日、從 中将様拝領仕候、

一 御杖桑

右者亥二月廿日、於 御本丸御直ニ拝領仕候、此御つへハ久々御
持馴為被遊事ニ候、誠以難有仕合、謹而頂戴仕候事、

一 銀子一枚 御取次岡元千右衛門殿

右者亥二月廿一日、從 中将光久様拝領仕候、 上意之趣者、此
中辛勞為仕由候而被下候、難有頂申候、千右衛門殿召列被申罷出

御禮申上候事、

〔年六十七〕 一天和三年亥二月廿二日、 中将様西目被遊御上洛候、御供之御家

老島津圖書殿・肝付主殿殿、御用人衆高橋左門殿・比志島彦右衛

門殿・大山三郎右衛門殿、

〔亥三月晦日〕 一 中将様御上洛御中途より加世田諸兵衛ニ而 上意、八駄御網方之

儀者此中ニ不相替諸兵衛共ニさし引可仕由被 仰下之故、其旨嶋
津帶刀殿へ申入置候事、

一 亥三月晦日、御物座へ鎌田太郎右衛門殿御取次ヲ以申上候、御臺
所役儀間世田七兵衛ニ明日替合申事ニ御座候、此旨ヲ明朝申上筈
御座候得共、明朝者早々相替可申与申合候条此段申上由、嶋津大
学老へ申上候、被聞召置之由御返事ニ而候、御評定所へ諏訪仲左
衛門殿御取次ヲ以右同断ニ申上候、御評定所へ被召出、御当番嶋
津帶刀老被仰聞候者、明日替合之段被聞召上候、長々之儀ニ候処
首尾好相勤被申、御悅着被思召上之由被仰聞候事、

一 同日御本丸御奥方へ岡元千右衛門殿奏者ニ而參上申、御子様方へ
御暇申、御懷方おとなしき衆江茂細々申入、 光久様御休息所江
も任差圖參上仕御祝御酒被下候事、二之御丸御納殿御当番有馬次
右衛門殿へ其旨申上候、表御日帳所江茂満尾源兵衛殿へ其段申入
候、

一 御臺所役所へ參役人衆申候者、各此内長々首尾能御勤仕之故、何
そ相替儀無御座、明朝拙者茂役替仕候由申入候事、
一 御里京衆方江茂其旨當番衆松田七郎右衛門殿ヲ以申入候、京衆之
儀者手前役儀替合之刻より 中将様御供ニ被召列、当分迄も不相
替其通ニ立入申候故右通ニ御座候、不依誰人彼方へ被參儀曾而不
罷成候処、手前夫婦者無其儀候事、

一 御臺所奥御末御當番衆明朝替合首尾參申入候、
一同所御屋鋪中へ被居衆へ自身見廻申、右之首尾細々申達候、
一 拙者相詰申候砌より到于今、忝被仰聞候御方江者皆々様へ前以參
上仕其旨申上、長々忝御座候つる御禮申入候、
一 拙者儀此度役替之儀ニ付先ハ万端首尾能、其上詰中奉初御子様如

何様成首尾悪敷儀下々ニ到迄、一度として無御座候、御奥方衆も
多人数之事候つれ共、何ぞ相替様子も無御座候、其故ハ御懷方お
となしき衆兼々為被入念ヲ以如此欵与存知申候、雖然数年之間ニ
ケ様之無恙儀無類ニ候故、天道叶申たると存知申候、我等役替茂
去年秋冬之間たるへき様物沙汰も有之様承候ニ付、戌十一月廿一
日御本丸・二之御丸御納殿衆、御里衆、御臺所御奥方衆、役人衆、
詰衆、御里方之衆、原良御飯屋方、大礮衆、とう所御野菜地衆、
濱屋敷町方より兼日御用承御立入申衆ニ到而茂無残料理ヲ出シ祝
申候、此節之一首尾右通ニ御座候、左候得共替合押延申今度御暇
仕候、依之亥四月朔日之朝、御臺所御奥方へ今朝役替之旨申上、
夫婦参上仕候、何れ茂之衆色々忝儀可申上様無御座候、替役人間
世田七兵衛殿同前ニ被罷出候、七兵衛儀者旧冬より万事之儀を細
統渡可申由 中将様就 上意、其以前より御奥方江茂参上被申候、
乍然七兵衛殿儀内室無之息女老人迄ニ付、拙者存候茂内室無之候
而者不叶御奉公之事ニ候条肝煎申、其上嶋津帶刀老へ得御内意精
ヲ出シ可申之由承候ニ付、方々承合候得共似合せ無之行迫申程之
儀候処、牧七右衛門殿息女ヲ存当、七右衛門殿へ申入候得者納得
被成、仕合存縁與申究、近キ比七兵衛殿於宅祝言有之候、我等夫
婦共ニ參候而祝申候、七右衛門殿息女者三原治部右衛門殿同道ニ
而候、然処七右衛門殿夫婦間むつましく、役所も首尾能動ニ候条
大慶仕候、

候、御城より直ニ福ヶ迫御諏訪へ參詣仕、光明寺御觀音・興國寺
へ參、其より近所衆へ見廻、右通之儀共申入候而私宅へ參候、一
門之衆寄申候而よろこひ祝申候、雖然座敷つまり一門之多人せき
のへつとふニ而料理寄合申賑々敷御座候事、
一在所へ為參由候而方々より御見廻御音信多々有之儀、殿様御ひ
かりと朝暮難有奉存外無他候、
一天和三年亥四月五日、拙者姉長嶋事、江戸江三拾貳年相詰、此節
帰國申候、様子者、長嶋儀前ニ者私介抱ニ而手前ニ召置申候処、
江戸江可被召仕之由、光久様より小島甚兵衛殿ヲ以被仰出、長
嶋三拾八歳ニ而上洛仕候、上御屋敷へ相詰候処、綱久様御姫
様為御母分被召附芝御屋鋪へ相詰申、其後酒井靱負様へ御縁中彼
方へ御供申、老者衆之内ニ而茂一かと被召仕、其身年寄申候ニ付、
親類中より以書物御暇之御断雖申上候、右通ニ被召仕故ニ候哉、
如何様与有儀終ニ不被仰聞候、然処御奥方様御逝去被遊、長嶋儀
御暇被下、七拾歳ニ而罷下候、伊地知八右衛門殿儀者靱負様御方
へ兩度迄被為相詰、此節右仕合之故長嶋同然ニ下向ニ而候、田中
五左衛門江戸へ有合同道仕罷下候事、但委細者此帳内口ニ記置候
也、

(上キレ貞脱カ)『享元六十八』

(二)

一子三月三日、綱貴様御下屋鋪之御新宅へ被遊御入、御三献迄ニ
而被遊御立之由候事、
一子二月五日、綱貴様東目御上洛、尾黒御假屋より直ニ荒田濱へ
被遊御越、彼地より御乗船、加治木へ御一宿、御供之御家老嶋津
中務殿・島津甲斐殿ノ事、
一子六月廿九日、中将光久様御着城、御供之御家老嶋津圖書殿・

肝付主殿殿、御用人衆比志嶋彦右衛門殿・大山主馬殿、御子様方
町田式部殿、御着城之御祝儀通御番所へ罷出、御当番青山六郎
右衛門殿へ申上、御帳ニ被召載候事、
子七月二日
御肴一折

御納殿御当番 伊集院二右衛門殿

右為御祝儀乍恐進上仕候、御披露有之被召出、権左衛門と 上意
御座候、誠難有仕合奉存候、役替仕初之御下向故、如何ニ茂念遣
千万ニ存候処、ケ様之儀無残所奉存候事、御近ク被召寄 上意御
座候者、今度從江戸千代様御下向候、御臺所へ可有御座候、依之
前ニ 又三郎様被成御座御宿たるへく候条、彼方之儀見合申、当
分ニ而者つまり可申条、ひさしなと出来栖居直ル所茂見可申由

上意候、間世田七兵衛へ相談可申由承候、左候而差圖仕掛御目可

申由被仰聞、則於御臺所見分ニ及差圖相調申候、翌日右差圖七兵

衛相逢懸御目申候、此如差圖可然候、嶋津大学方へ七兵衛より可

申出之由被仰候、就其申上候者、右平屋へ当分虎介様被成御座由

申上候得者、次ノ平屋へ可為御移候、又申上候者、次平屋江者当

時おさこ被罷居候通申上候、 上意御座候者、於其儀者作次仕、

虎介様一ツニ可被罷居候、おさこ居所相調可申由候、差圖御覽ニ

及間敷候間、七兵衛より大学へ可申出候、今度千代様御下向候、

依之如差圖作事可被申附候、急ニ不調候得者不成事候間、早々被

申付可然候由、七兵衛より可申渡旨被承、追付大学殿へ被申達御

普請方へ被仰渡候、從 御前茂今日より可為取附由御座候事、

一子七月六日、 上意、奥方女并口事篇又表方之御用之刻、幾度茂

可被召寄候功入候者無之候而、何共難參被思召上候条、左様心得

可申由被仰聞候、いづれ権左衛門儀者緩々与被召置儀者御成不被

成候条其段承候へと、於御本丸御直ニ被仰聞候間、謹而承退出仕

候事、

一私役替御祝儀為申上、山下喜右衛門殿頼入御行器差上申度旨申上
候得者、御機嫌克被 聞召上可被召上之由 上意ニ而候、御里
御茶屋杯可為哉与御出合之由及承候事、

口上之覚

拙者儀七拾歳ニ罷成、老衰仕候而御奉公難仕御座候ニ付而、隠居
被仰付被下度奉存候、願之通被仰付於被下者、嫡子少八郎へ継目
被仰付可被下候、持高二百拾石餘御座候、此等之旨相達候様御継
書奉頼候、以上、

子十一月廿七日

伊地知権左衛門

御小組頭衆中

右小組頭衆高橋左門殿・中原仲左衛門殿・西俣孫兵衛殿・伊東舍
人殿添書出ル、御組頭嶋津守右衛門殿・種子島左内殿御添書申受、
任御下知月番之御用人衆へ向井市之丞殿頼入差上申候、

〔年六十九〕

一貞享二年丑正月廿二日、大山主馬殿御取次ニ而御老中より被仰聞

候、拙者隠居願申上候如願被仰付、勝八郎へ家督被仰付候間、左

様相心得可申候、依之被仰聞候、御用之刻者如此中被召出可被召

仕候条、其段被仰渡由、御口上山之内人之丞為名代罷出被承候、

則菱刈安右衛門殿ヲ以主馬殿迄御禮申上候事、其後手前罷出御禮

申上候、

一御前へ岡元千右衛門殿頼入、御内證之御禮申上候、被 仰聞候者、

隠居被仰付候、悦喜ニ可存候、申上候趣被聞召上之由承候事、

但此段へ嶋津帶刀殿へ得御内意候得者、御存知之者之儀候条申

上可然由承如此、

一右之通御座候故、御組頭嶋津守右衛門殿・種子島左内殿へ参上仕御禮申上候事、

御組所御書付写

覚

伊地知少八郎殿

右者昨日大山主馬殿御取次ニ而家督被仰付之旨被仰渡候、依之小
組頭迄権左衛門為代直ニ被仰付候間、此中之通可被相勤候、^{以上}

正月廿七日

五番
與所印

一子十二月三日 生鯛一折

御取次間世田七兵衛殿

右者從 中将様拝領仕候、難有仕合可申上様無御座候、^{御禮申上候事}

一琉球はせを二端

御取次岡元千右衛門殿

右者從 中将様歳暮之為御祝儀拝領仕候、則参上仕、千右衛門殿

頼入御禮申上候事、^{御禮申上候事}

一塩鯛一折

右者乍恐年始之為御祝儀進上仕候、御取次御当番相良甚左衛門殿、
一五代七郎右衛門殿内儀拙者娘万千代事、五六年病氣ニ有之養生及
心させられ、葉茂方く頼祈念等も色く被申候へ共得験氣兼、食事
も一日ニしんのかた梳朝晩ニ壹ツ充漸ク服用申躰ニ而、其身草臥
つよく候而何共迷惑之至故、志和屋左京殿頼入様躰ヲ見せ申御仕
合之刻、御取合茂被成被下度由申入候、左京殿被為取持於儀被為
申上候得者 上意御座候者、前より御存知之者ニ而候、病氣之段
者終ニ不被聞召上之由 上意共御座候由候、左候而申上通被聞召
上と左京へ被承旨、手前ニ被申聞候、依之翌日礪へ参上仕、野元
源右衛門殿頼入御禮申上候、 御前へ被召出娘儀細く御尋御座候

条、委細申上御暇仕候、就其正月十七日御菓ニ服左京へ御持せ、
万千代へ拝領仕候、則左京殿せんし被申候而用させ被成候、其晚
程より氣かい能食風味よく罷成、いつれもさし寄よろこひ申儀無
申計候、誠に 殿様御蔭と拝ミ上申候、其段 御前へ左京より細
く被申上、 御機嫌ニ御座候由承候事、^丑

一二月二日、御守万千代ニ拝領仕候、御取次左京殿、左候而不断身
はなさすかけ可申由 上意之通左京より被申聞、扱く難有仕合難
尽筆ニ候、自是以後如何様之儀茂曾而以有間敷候与朝暮奉拝候事、

一丑正月廿二日、拙者二男菱刈安右衛門殿、今度 中将様御供立初
之上洛被仕候ニ付、以書付申渡条く有之候事、^{日候ニ留}

一丑二月四日、於御臺所從 中将様山下喜右衛門御使ニ而被仰聞候
ハ、此中より御行器差上可申由申上候、雖然御上洛餘日無之事ニ

候条、明年御下向之刻差上可申由被仰聞、謹而承申候、從喜右衛
門殿より能様奉頼候由申上候事、

一丑二月十一日 御目錄 御樽代三匁

右者 中将様来十三日 御上洛就御発駕、乍恐為御祝儀於御本丸

ニ、御当番伊集院二右衛門殿以御取次進上仕候、二右衛門殿より
承候者、いまた御目御明不被遊候条見合可申上^候 先御暇申ニ而
可有之哉与承候条御暇申候事、

一貞享二年丑二月十三日、 中将様西目御発足、殊御機嫌能被遊御
座候由及承候、御供之御家老嶋津帶刀殿・北郷惣次郎殿、御用人
衆喜入次兵衛殿・福屋助左衛門殿・村田伊左衛門殿、苗代川御一
宿、

一丑七月廿二日、江戸より野村勘兵衛殿上使ニ而 又三郎様^{吉豊} 上意、
今度首尾能 御目見得被遊候、依之為御祝儀御目錄被下候、女房

江茂同然、誠以難有仕合可申上様無御座候、就其御禮之儀江戸御
守衆調所藤内左衛門殿・築崎^原覺左衛門殿迄申上候、爰許御下屋敷
御家老平田新左衛門殿江茂上井五郎左衛門殿ニ而も右之通申上候、
左候而五郎左衛門殿咄ニ承候者、向後茂ケ様之御祝之刻者可被下
之由申来候など、承候事、

一 又三郎様御守衆迄、乍恐御祝儀ニ目錄進上仕候事、

一 丑九月六日、薩摩守綱貴様御着城、御下屋鋪御新宅へ被遊御入
候、此節御移徙御儀式御座候由候、御供之御家老嶋津中務殿・御
番頭喜入右衛門殿、此度者西目御下向故長嶋へ御着船、出水表よ
り菱刈方金山迄被遊御上覽、向之嶋へ少御滞在ニ而被遊御入候事、
一 丑九月十四日、御下屋鋪へ参上仕、福山平左衛門殿御取次ニ而、
乍恐目錄差上申候、様子者、又三郎様御目見得之御祝儀申上候、
随而者從、又三郎様御目錄拜領仕、難有奉存旨御序ニ御取合被下
候様ニ与頼入申候、表へ被遊御座候ニ付、福山殿より御近習衆北
郷右衛門八殿ニ而御披露御座候事、

義弘様御書

大慈寺帰帆之中途ニ而行合、琉之儀大慈寺相濟られ候由承候共、
直琉國へ至り重畳笞を可取究事專一候、とかく大慈寺一篇ニ而者
相濟ましく候間、無由断可被仰付候、

一 渡唐賊船之儀ニ付而佐多前より使僧差上候、惣別御領内之儀候間、
鹿兒嶋より可被仰上儀ニ候、佐多事者、義久様御披官一篇ニ候、
然処直申上候事如何ニ候、縦佐多不相届故直奏可仕由雖存企、鹿
兒嶋より被押置、可有其御沙汰事ニ候、佐多前より使僧差上儀
者、為義久佐多を直人ニ被召成候模様無御心元之由、治少より承

候、就中佐多使僧申分者、彼賊船頭、もとハ佐多領内門之浦ニ罷
居候而、近年いつくともなく令他出、今度泊ニ而舟を買取、門之
浦ニ一夜しほ懸ニ而渡唐候、然間於門之浦、賊船頭へ一宿させ候
族首をはね差上候由、使僧申候、其上佐多神文ニ茂頭然候、然上
者泊ニ而賊船賣候族一類被擲置被成、御札明候者、次第く、ニ可
相究儀ニ候、殊ニ門之浦ニ而賊船へ一宿させ候宿主数日為擲置由、
彼使僧披露仕候、左様ニ候ハ、幸之儀ニ候間、生口ニ而可被差上
事に候、於其元被討果たる、猶以不相届仕合ニ候、此条達、上聞
候ハ、御為不可然候、彼賊船故勘合及遅々段、曲事深重ニ、殿下
様可思召候、併彼賊船之儀者、義久在京留守之事候間、不及了簡
次第候、賊船之噉稠於被仰付者、公儀よりも可被聞召分之由候
之条、不可有御由断候、泊ニ而賊船賣候輩一類被擲置被成、御札
明候而、悪黨等生口ニ而可被召上候、和泉之賊船頭も一類不殘被
擲取、是茂生口ニ而可差上候、若忠永於難泲者、其墨付御取候而
御上せ御肝要候、とかく勘合之儀、今年中ニ者相調申間敷候、左
候ハ、弥賊船之御札明可為深重候条、忠永へ一途可被相究候、其
上ニ茂忠永於難泲者、其墨付儘御取候而可被食上せ候、於御由断
者則御為可惡之由、為我等茂細く可令申由候、就中和泉之事薩之
内ニ而、自分之覚悟不可然候、義久様御在京中ニ和泉之儀ハ始
中終幽齋・治少被仰置候へ共、于今一途無之由、治少御物語候、
今度茂公役并賊船噉為忠永、直京都へ可申上之由相聞得候、於其
儀者忠永難泲之墨付御取候而被差上候者、則被遂、上聴候而、忠
永不相届段可被究儀ニ候、大方ニ被仰上不證跡ニ而者何様ニ茂
難^被仰調之由、治少被仰候、被成其御意得尤候、条く子細過言のミ
ニ而御座候へ共、治少より可令申由候間如此候、被聞食合御肝煎

此時二候、

一 龍伯様御上洛之儀、為拙者可申下之由承候、惣而者我等茂致(親子)在京儀ニ茂候間、御上洛之儀者無所詮事と令存候、乍去 公儀より被仰出事候間、先刻町田左京亮ニ而申あげ候き、たとひ我等親子ニ老人雖致下向、老人者在京可仕候之条、いつれ成御上洛之儀者不入儀ニ候、併諸國大名衆大佛殿御普請ニ付而被食上せ之由候、如此之刻御見廻被成候へて不叶儀ニ候間、是非共御上洛候へと、又々治少より被仰下候(由)、無是非次第二候、

一 頃家康不相届仕立在之由候而、家康家中之一所之者墨付ニ而言上候、関白様被聞食、則其墨付家康へ被差遣候而、言上之族京都へ食上せ可有糺明之段被仰出候、家康事簾中煩氣ニ付而、可有帰國之由候之処、彼一儀被相究、其後可有帰國之由被仰候ニ付而、于今在京之由候、家康事者 上様無余儀御間之事をさへ如此申噫世上ニ候、况遠國之御立柄不慮ニ被立置たる御家ニ候之条、かりそめの御雑談等をも被入御念、御遠慮可入時分ニ候、此条者家康之手之衆物語候ヲ旅庵承付候由申候間、実否不存候へ共爰元之物沙汰ニ候之条、為御存知候、

一 肝付一郡去年之收納、如御存知幸侃へ可被差遣之段、石治少・幽齋へ遂御相談置候、然処幸侃頃我等所へ申上せ候者、去々年收納あまり不事成候間、去年之分幸侃手前ヲ相捨、去々年分收納令馳走之由申上せ候間、不謂儀ながら牢人衆扶助之思寄、最無比類之由申下候処、爰元物沙汰者 義久様御前より去年之收納差捨候得与類蒙仰候付而、幸侃迷惑仕候由其聞得候、就夫有方より承候ハ已 義久・義弘以神文去年之分無異儀幸侃へ可差遣之旨、墨付慥石治少へ召置候而、于今相違させらるへき事慮外候、(亂中幸侃も)毎年参百石

宛可致收納墨付治少へ届置候、雖然老郡之收納分幸侃へ給候ハす

者、(石殿カ)三百宛收納相違させらるへきよし候、左候へ者 義久・義弘神文相違故ニ幸侃之墨付も徒ニ可罷成候、自今以後 義久・義弘之神文墨付等用ニ立られましく候間、以来之御為不可然候、去年之收納相調候而肝要之由可申下之旨、有方より承候、如何可之候哉、其元へ落着、後便之刻巨細蒙仰度候、まことに牢人衆之立柄、当分弥可為迷惑之由令推量候間、如此之儀申下候事無御心元候へ共、(京都之物沙汰、聊之儀也)きこしめし候へて不叶事候間令書載候、能様ニ可有御披露候、恐々謹言、

(天正十七年九)

卯月六日

伊地知伯耆入道殿

兵庫頭

義弘

右御書中江人右衛門殿家来池田甚右衛門と申人所持仕由及承、八右衛門殿へ此方望ニ存之旨申入候得者、家来ニ被相達私方へ参候、(為)祝物遣一禮申候也、

〔年七十七〕一 貞享三年寅四月、又三郎久竹様へ楠正成自筆状一通、御守衆野村勘兵衛殿頼入江戸へ差上申候、此状者近年ニ緒方甚左衛門殿拂被申候ヲ、有善坊と申山伏調達ヲ以代銀二枚取申候受取有、依之佐多豊前老へ御内意申上候者、久竹様へ差上申度奉存候、如何可有御座哉与申上候得者、一段可然被思召上之由承候、右状ヲ茂豊前殿御覽之上ヲ以進上仕候、

右於江戸勘兵衛殿被差上候処、御機嫌被聞召上、綱貴様へ從又三郎様被仰上、御上覽御座候而別而御機嫌御座候由、(好)寅六月六日之状勘兵衛殿より被遣、(書)拝見申大悦ニ候、同氏助右衛門方へ茂野村殿より別書参候文書ニ添置候也、

一貞享三年寅七月朔日、光久様御着城、其後礮へ被遊御光儀、於彼地私罷出御目見得仕首尾能候、五代正介殿儀於江戸病氣以之外重ク御座候、御葉頂被申得快氣帰國被申候故、左様之御禮於礮被申上候、同氏三左衛門同前ニ被申上候、御取次野元源右衛門殿、一寅十月、從又三郎様御頭巾上使帖佐次五右衛門殿ニ而拝領仕候、御口上共有之、誠以難有儀無残所仕合御座候、御禮御守衆迄以書狀申上候、被達 貴聞候由正月状拜見申候、

一同二月、綱貴様御発駕、尾黒より被遊御立、郡山入来方ニ御懸り御通御座候、御供御家老種子嶋藏人殿、

一貞享四年卯二月五日、中将様御臺所被遊御座候、依之去々年より申上候御行器進上之儀、此節と心懸申候得共私痛共有之不罷出、其後漸参上申躰ニ候得者 御立無餘日之故、其旨山下喜右衛門殿頼入申上、青銅二百疋進上仕候、御仕合能則被召出 御目見得仕候、御近ク被召寄色々忝 上意ニ御座候、五代正介儀御尋御座候条、如何ニも息災ニ方々仕由申上候、其後正介よりも御着持参ニ而被差上候、

一同二月七日、中将様へ問世田七兵衛より御膳被差上候、御相伴ニ被召出難有奉存候、

一貞享三年丙寅七月朔日、光久様御着城、御供嶋津老岐殿、御老中嶋津帶刀殿・北郷惣次郎殿、御用人衆喜入次兵衛殿、

一為御祝儀乍恐御目録差上申候、御取次伊集院二右衛門殿、

一寅十二月、從 光久様暮之為御祝儀被成下御上使、はせを拝領仕候、上使美代市之丞殿、追付参上仕御禮当番納殿衆ニ而申上候事、

一貞享四年卯二月十日、中将様西目御発駕、御供之御家老嶋津伊賀殿・嶋津中務殿、御用人衆大山主馬殿・仁禮覺左衛門殿・相良

主税殿、

一四年卯
一同十二月十四日、中将様御着城、御本丸へ被遊御入候、西目、此節之儀者 中将様於江戸御隠居之御願被遊御申候処、如御申相達、薩摩守綱貴様御家督被仰出候、御兩殿様被遊 御安堵、於江戸御祝儀御振舞それ〳〵之御衆へ御座候而、九月末御発駕ニ而、道中伏見・大坂緩々、与御滞在ニ而御乗船之由候、冬日和故御船中ながく御座候由候、御着以後茂 御機嫌能、御膳なとも能被召上候由候、御供之御老中嶋津縫殿殿・種子嶋藏人殿、御用人衆相良主税殿・大山主馬殿・村田伊左衛門殿、前以江戸・御國取沙汰ニ者 薩州様可為御暇候哉、又者 中将様可為御暇候哉与下々迄申事候処、右之趣被仰出、誠目出度儀ニ申上候事、

一天下御老中大久保加賀守殿兼日御念比之御方之由候、此節も弥以其一筋ニ御座候而、何方茂御首尾能御座候由、

一卯十二月廿六日、江戸より御左右御座候者、 中将様明年之御上洛霜月中御參勤御座候様と御奉書出為申由候、扱々明年者二月欸五六月ニ茂御立可被遊哉与申事候処、右之通可申上様無御座与下々申事候、

一 中将様御座所下屋敷之由候、此御下屋敷者 薩州様御下知ニ而近年ニ御作事、以之外結構成儀御座候由、然処右之御仕合不輕儀と下々申上候事、

一 御隠居方之御老中嶋津帶刀殿、御用人者喜入次兵衛殿・大山主馬殿之由候、

一 光久様へ御祝儀目録進上仕候、御取次新納次郎兵衛殿、

一 卯十二月廿八日、一雉子一折五代正介殿 一木綿一端右之女房 右於御臺所問世田七兵衛殿御取次ニ而差上被申候、如何ニ茂御機

嫌克被聞召上之由候、此儀者前ニ正介女房長く相煩、食事一圓不罷成五年程有之候処、入 御耳ニ御菓・御守拝領申候、又正介江戸御上屋敷へ相詰被申候刻、重キ煩仕出され候処御菓被下、其上高輪御屋敷へ被召移、御養生被仰渡被下候、尤相統御菓頂申本腹仕被罷下候、ケ様之仕合故右之通ニ候、殊当八月男子ヲ出来候儀迄入 御耳申候、於江戸茂子出来候事（者）志和屋左京殿より被申上由候、

一 関兼久刀長式尺五分種有目釘穴一

高崎四郎右衛門殿

右刀之儀者重昶父勘解由左衛門重信より我等幼少之時分手前ニくれ申候与而誘召置候、私五六歳之比（初）ニ而候哉、乍若輩我へくれ申由親申候へ者、刀の鞘之色ヲ茂覚へ申候ハあめいるさや、于今存候者（潤め本）うるめし塗ニ而候ハんと存候、右之通覚へ申候而某母へ尋申候へ者、其刀ハ父牢人ニ而道場門前之九郎左衛門屋敷へ三年被罷居内ニ飯米ニ相迫り候而、高崎大炊殿別而念比之事候故、大炊殿へ賣被申由物語承候得共、彼方へ何（と）ぞ申儀茂如何ニ存とかくを不申押移候由、嫡子助右衛門へ近キ比咄申候、助右衛門承、さてハ其通ニ御座候哉与申候が、此儀ヲ後醍院喜兵衛殿へ助右衛門咄申之由候、喜兵衛殿秩父勘介殿へ御咄共候得者、其後高崎四郎右衛門殿へ勘介殿御咄之由候、扱者右通ニ候哉、いかにも手前ニ有之由候而、勘介殿へ被爲見候旨助右衛門へ御物語候、其後助右衛門江茂高崎殿御見せ之由候、依之助右衛門より勘介殿頼上四郎右衛門殿へ、右刀ハ先祖より有之刀之事ニ候ハん間、打付成申様と可被思召候得共、手前ニ被下度之段申候得者、同氏伊豆殿へ被仰合（合）之由候、伊豆殿被仰候者、如何ニ茂勘解由左衛門殿より親大炊被取候、慥被爲覚候、望と候ハ、被遣候而可然存候、其方次第と

被仰ニ付、四郎右衛門殿より勘介殿ヲ以可被遣由返詞候、左候而貞享四年卯十二月十一日、勘介殿御もたせニ而此方へ被下候、誠以最早六拾五六年ニ私方へ参候儀、不軽奇特成事ニ御座候と存候、さすか高崎殿被爲取故何方江茂不被遣被召置、今又私方（更）へ参候儀別而令大悦候、就夫高崎四郎右衛門殿・秩父勘介殿・後醍院喜兵衛殿、相伴ニ者平田民部左衛門殿、何れも申入候而祝申候、高崎孫四郎殿ヲ四郎右衛門殿同道被成候、私相應之馳走仕候、伊豆殿江者孫之千菊丸へ提重持せ、使ニ而一禮申入、彼方より茂一禮承候事、

右ニ付刀被遣候同日ニ助右衛門四郎右衛門殿へ参候而一禮申入、助右衛門当時差用ニ仕候金剛兵衛盛高式尺五寸之刀高崎殿へ進入申候、四郎右衛門殿何ぞ無口能被爲取、互ニ禮儀首尾能相濟申候故、別而令満足候也、高崎殿より者白鞘ニ而参候、は（は）き金此方刀差用ニ誘置候条、当時者不苦誘ニ而候、若又後々何方江茂若被遣儀共候ハ、手前ニ可被下由を、助右衛門よく高崎殿へ申入置候由、意得爲被成通四郎右衛門殿被仰之由候、

右刀手前ニ被遣候日者父勘解由左衛門正忌日ニ而候、

〔年七十一〕貞享五年庚辰正月九日、光久様へ年始之御祝儀乍恐目録差上申

候、某痛有之ニ付、同氏助右衛門爲代参上申首尾能候、〔光久〕被成下 御上使

一同月十一日、從 中将様御肴拝領仕候、上使塩官才之丞殿、年始

之御祝儀与被仰聞候、難有儀如何様と可申上様無御座候、才之丞

殿江茂馳走仕候、則同氏助右衛門罷出、御当番御納殿衆ニ而御

禮申上候、拙者儀病有之故如此御座候、才之丞殿へ祝申候而中紙

二進入申候、誠以忝儀筆ニ茂尽可申様無御座、一門中打寄祝申候、

〔貞享五年辰〕一同月十六日、從江戸御左右、網貴様御官位被任少将之由候事、

一同八月六日、^{〔二〕}綱貴様御着城、直ニ御本丸へ被遊御入候、今度

者御家督ニ付、^{〔中將〕}光久様御隠居所御本丸より^{〔西間〕}御新宅出来申、

御子様方并御奥方衆不残彼方へ御移徙、御左右方御首尾能、下々
何れも御祝儀申上候、江戸御供御家老肝付主殿殿、

一中将様へ御祝儀乍恐御目録差上申候、御取次納殿衆渋谷與左衛門
殿、

一綱貴様へ御着城御祝儀御目録差上申候、御取次伊勢八右衛門殿、
^{〔五年辰〕}一同九月十八日、^{〔光久〕}中将様西目御上洛、御供之御家老喜入右衛門殿、

一年号元禄ニ相改、

一元禄元年十二月十五日、御家督之為御祝儀於御本丸御一門衆・一
所衆御料理御給候、木貢^{〔趣〕}迄之由候、御能五番諸役人見物被仰渡
由候、熨斗目半切上下ニ而参上之由也、中西市左衛門・同長九郎

・長命七郎右衛門被勤之、時服拜領^{〔由儀〕}也、

一同十八日、御一門衆奥方、其外御懷方御料理被為給由候、
一同^{〔世〕}一日、諸士人躰計於御本丸定舞臺御料理被下由候、世忒助右
衛門のしめ半切上下ニ而参上^{〔世〕}候、

元禄二
^{〔年七十二〕}一元日、綱貴様御ながへニ而御社參被遊由候事、

一年頭為御祝儀 綱貴様へ目録差上申候、御取次北郷右衛門八殿、
^{〔コニコニ収載サレテイル「舊典類聚」ノ覺書ハ卷末ニ転載シタ〕}

一元禄二年巳二月六日、同氏助右衛門嫡子千菊丸 太守綱貴様へ於
御城御目見得仕候、太刀進上申候、御取次黒葛原治部殿、勝八郎

ニ被召成候、先祖代々如此ニ候事、

一江戸從 又三郎忠竹様為御使菱刈孫左衛門被召下候、左候而、巳
二月廿五日、為御使江戸へ東目參候事、

一同三月廿一日、綱貴様江戸へ御發駕、東目、御供之御家老嶋津

大学殿、御番頭嶋津大藏殿、

一同八月、從江戸御到来、又三郎忠竹様御縁中從 天下松平越中
守様御息女へ被仰出^{〔由儀〕}候事、

一同八月廿八日、光久様御着城、御供之御家老種子島藏人殿、

證文書
屋鋪八畦拾三步半
但買屋敷
賣手
買手
牧 源七
伊地知助右衛門

右者我等居屋敷御方へ永代ニ賣渡申候間被成御披露、御方屋敷可
被召直候、為後證如斯候、以上、
元禄二年八月廿八日
牧 源七書判

伊地知助右衛門殿
右證文屋鋪奉行所へ差出、助右衛門屋敷相直也、

拙者存趣以口上書申候覚

一其方当分結構ニ御奉公方被相勤、先以大慶之至候、弥以万端入念
可被申候、我等存候茂貴殿当御奉公重キ儀ニ候、其故者何某役儀

内此御記録出来申、此等之物ヲ茂被調置候、永々之御重寶并御家
中諸家迄之儀茂入念候儀共も多々有之候なと、幾年もつきさる

事ニ候間、及心可被精出候、乍然最早数年被相勤候、御免之御断
被申上時節も能候半間、明年者役儀御侘言可被申上儀与手前ハ存

究^{〔〕}

一貴殿之うまれつき、世間之事などを聞候而者、それに心之差付候
儀はやくと見得候、然者諸事ニ付何そ相談等之刻茂人之申出儀ヲ

被聞□、思慮薄□内ニ思之旨をはや申出シ、それより列座之衆何欵与被申候へハ、弥以我おもひ之一筋ヲつよく可被申と存候、□の早キ人ハ左様ニ御座候、惣而云事ハつよきよわきも先其座之様子を得与聞定、又此座ニ而者此人社口初可被致□推量申人、我心ニうかふものニ而候、然を待□脇より口初候へハかるく聞得有之物と見へ申候、其一座□依人ニ受様あしき人ニ取合申候得者、たちむきつよく申物ニ而候、左様御座候与而餘りひかへ過たるも何とやらん御座候、能程之見合有度事候、夫ハ平生之心持可入事候、匱相ニ申出茂よく候、其子細者何欵与取はやしニ成立候間、餘りあしきニ而も有間敷候へ共、先些ひかへ心よく候、物毎ニ当り逢つねハ不知候とも、後ニ社思ひあたり可被申候、前より見聞仕候ニ、事立たる云事出来功者衆何かと取暖、其上ニ而行兼候ハ、又如何様ニなと、有之時、其談合衆、已前此事を有増ヲ聞、我々ハケ様社可申なと、有儀傍輩中へ曾申さぬ物と功者衆多く被申候、第一申出候而者取返シ不成候、左候得者、暖衆之内杯より脇ニ而そしり顔ニ而去ル人達之何かと被申ニ付、其一座ニ濟かた、如此成立候なと、申人有之候得者、いつれ之談合衆と口論欵、又重キ口事篇成立申事も若ハ有之候、末カ大事故最前之口初ヲ能く思慮入事候、むつかしく成立候得者得手口ヲかゆる人有之由候、此段者度々有事候間、連々工夫いたし候儀肝要ニ候、諸人皆其心得ニ而候ハ、口初する人世ニ有間敷様ニ可被存候へ共、そ□が魂之聞様と見得申候、此句段ハおかしき様ニ候へ共、返く心ニ掛可有候次第ニ可被思知候、

一右之筋者子共ニ必傳へ可被申候、世間ヲ見申候ニ物ニ理早キハ身之苦ミ出来申候与聞得候、さらハ鈍成か能欵与見候得者其かく迦

れ候、それ□些ふのたらぬものたるへく候、理早キ俣ニ申候得者後悔參由候ニ付、只中篇之心得能候と見へ申候、名聞者身をほろほす基と昔より申由候、

一物毎ニ餘り思案顔ハ見よくもなく、思案をせされハ其日ハ遠キ事則くやミ申候、此儀者内外共ニ身を不離心之用ひ題目ニ候、貴殿なども最早年三拾餘ニ成人ニ付、ケ様成初心之申事と物可笑敷も可被存候へ共、親之事候間万事を捨置ケ様申事候、用可被申者尤左様ニ可有之候、第一之儀ニ候、諸人ハ其人ニ物をいわせ候而、後ニ者其人少よろしからざる事共候得者、扱こそ連々ケ様ニ可有之与存候なと、唱儀上下共ニ有之事候、人の口すさミハとめられぬ故油断有間敷候、

一武道之儀別条ニ候、所帯家内之儀者何とそ家つゝき、子共茂よく育いつれも安躰ニ、家来之者茂主ニ思付、年少之主人ニ而も少茂聊尔ニ取持候ハぬ様ニ常く覚悟入事候、我腹の立時も少く之儀者堪忍候而、扱不申候而者不叶時者かたきも破るゝほと可被申付候、強ク申程其身たによきと申傳候、

一物毎ニ我者人より茂よく唱られべきと連々不思議ニ候得共、心之差付俣ニ申候得者、人之何欵与申事いやな事ニ而候、彼人者恒ニでかし立を好ミ候様人ニ被語方可有之候、

一此人者恒々人ニ頼母敷人、其上其身之嗜有之人ニ而候、我子共も彼人杯へ頼ヲ成シ何欵与指南も得させ度程被存衆者、真実無其紛候条、如何様ニ茂懇切可有事ニ候、さもなき方江者懇意不入事候、其故者左様成人ハ其身勝手よき時者よく云、勝手あしき時者、我々か申事ハ彼人なと何かと不道理之様ニ被存人ニ而候なと、餘所ニ而も唱、此方之あたニ成候間、つよき入魂者兼慮可入事候、如

何程も例多候、可笑敷物浮世ニ而候、

一御傍輩中不依高下勿論懇懃ニ有之、我より年増之方ヲ敬、卒尔成言葉を不申、人之異見を能忝と受持、又何そ自分より被存趣茂有之時者尋可申方へ得与申談、少く我心ニ不叶共思寄不殘承候者得其意可被申候、後ニ思ひ有間敷候、□人不依何色当用借物者用事達候ハ、追付返進候而、用之刻者何時茂可被借候、返弁成にくき金などハ存候而も思ひノ促難成候、其外之物者早ク首尾候得者重而用談申能候、何色ヲ借用候而も其おとつれなき人ハ自然うとましく成候ハ眼前ニ候、能心得可入事候、

一御傍輩中ニ而茂商賣がましき儀さのミ同意有間敷候、夫茂我者左様之事ハ兼いいやニ候杯と被申間敷候、物ニ依而者同心之時節茂有儀ニ候条、一向ニむけく敷申儀人之重而何欵与申物ニ而候、能程之挨拶尤候、勿論町人濱人杯能噂ヲ申、其筋宜敷被存儀不入事ニ候、当时宜敷共後悪敷候、左候与而むけに有間敷候、其上何方へ此旨ヲ些御そしり被下候へ杯と有儀無據頼申候共、其返答やわらけて無構様被申様可有之候、連々入魂候へハ到其時申にくき物可為候条、恒ニ覚悟專一ニ候、左様成方ニ而つふれられ候衆いかほと茂有之候、町人濱人杯者知人なく而も不叶物ニ而者有之候、思慮入事候、惣而往行ニも町屋ヲ通る事ハのそけ、少く遠共士小路を往来候へハ、縦不意儀出来候而もあしき儀薄ク候、尤なくさミがてらの町夜行不通有間敷候、此等之趣者若輩之子共ニ而も早ク聞馴させ度事候、

一百姓物成并上納方ニ付、家□^(来カ)之者ニ相附申分多候、其砌申旨を早速返事被申間敷候、其□者、何某殿之百姓者是程ニ究未進もいかほと有之候ヲ、明年迄赦免ニ而候杯と有儀を専傍輩ニ申候へ者、

聞候百姓其趣ニ我領主ニ申出候、諸人之障ニ候、百姓心付有度刻者右両条ニかもひなく心付可有候、無左候得者 公儀御掟ニも違申候、損ノ上ノ損ニ而候、是ハ平生誰も其心得有事候へ共、うかと申聞せ諸人之障ニ成候、

一屋敷中垣壁犬のくり、時々ニ立廻見合かたく申付繕可有候、屋敷と有事ハ從 公儀預り居申候間公界ニ而候、見苦所毎事申付よくだいたし、境ヲ堅固ニ申付、就中屋鋪火用心晝夜共ニ堅可被申付候、惣而諸人之最合座咄之砌、高聲ニ物ヲ申儀先尾籠ニ候、隱密計茂如何ニ候、人々聞よき様常ヲ申ならハし候ハねハ、題目密々ニ可申所茂聲高ク成候、就中 殿中ニ而我々被召置候座与而も思慮入事候、此旨者耽与其心得忘被申間敷候、屋敷中ニ而右之様子ヲ可被申付刻茂、近所杯へことく敷不聞得様覚悟尤候、私ことき之召仕候者節々ニ申付儀物むつかしく存へく候へ共、火用心等之儀者むつかしく候共、慥被聞候得与返くたのミ有へく候、跡ニ成候儀者いたつらニ而候条、前以之意得專要ニ候、

右品々事長ク不珍書付候へ共為心得ニ候、道理いたし候儀者用ヒ、不入儀捨二いたさるへく候、手前奇特ニ命存□様之申事其方可為大悦候、此書附能共悪共慥格護いたし、時々披見可被申候、先く首尾好御奉公被申程諸人ニ交被申候付而も、重寶成儀を書付申聞候与可被存事必定候、右品之意得無之候得者浮世者輕ク渡りにくき物と存候、学力之上ニ而ケ様成輕キ事も繰合せ見被申候ハ、自然ニ為ニ成儀□必出来可申候、無油断公私之勤專要候、以上

元禄二年己巳八月十三日

伊地知助右衛門殿

同氏権左衛門

重昶

『元禄七年甲戌十二月六日姉遠壽院卒、十一年戊寅四月十五日妻伊地知氏卒、年七十九、甲戌十一月廿九日 寛陽公薨、重和感多年之恩遇入道号増也、十五年壬午六月朔日病卒、年八十六、葬于興国寺、』

「 寛

(以下「舊典類聚」ニ抛り補ウ)

私元祖正貞与申者ニ嶋津之御名字拝領仕候儀、先年 上覧之系圖ニ家傳計ニ而者難成由ニ而不被書載候、於拙者家者此儀第一之由緒ニ而御座候處、右之仕合ニ御座候へハ家傳茂無程事候様ニ罷成、別而残念至極ニ奉存候故、多年心懸申候処、證書共見出申候間、此度申上候、

一 正貞伊地知彈正忠季随二男ニ而御座候、彈正代ニ初而御家ニ罷出候處、道鑑様より彈正ニ嶋津之御名字御免可被遊旨蒙 仰、彈正申上候者、難有儀ニ御座候得共、先祖代ニ他之名字を名乗為申儀終に無御座候間、御差置可被下候、乍憚二男ニ御免於被下者別而難有奉存候由申上候ニ付、其通正貞御名字御免被下名乗申候、一 其後彈正事、氏久公之致御供於筑前金隈 御名代ニ戦死仕候、此等之為御褒美日州田嶋之庄彈正跡ニ拝領仕候を直ニ正貞領知仕、又田嶋共名乗申候、夫より代々領知仕候、此段系圖ニ記置、又古老共申傳候、右之故ニ候哉、二三代御家之字を名乗申候、

一 然處寛文九年己酉之春、綱貴公御一門他家之系圖可被遊 上覧由被 仰出候ニ付、大田小平次殿・河野六兵衛殿編集被仰付候時分、正貞嶋津と號候儀證書無之間、重儀を書載申儀如何之由、兩人僉儀ニ而 上覧之系圖ニ不被書載、正貞日州田嶋を被下領シ申候ニ付、依之二三代田嶋与號たりと計載被申候、其節拙者へも

其段兩人より申聞ニ付、私申候者、兩人僉儀ニて先祖代々傳來候儀を無由除可被申儀迷惑之由申候へハ、兩人被仰候者、尤之儀ニ候、乍去家傳計之分ニ而候御名字之儀書載申候へハ、右之通致僉儀候間、後年何そ書付之端ニも證書ニ可罷成事於有之者いか様ニも可有之候間、左様心得可申よし承候ニ付、於その儀者證書見出次第可申出与申置、夫より脇々ニ證據ニなるへき事共尋申候へ共不相知候、其後御臺所役儀被仰付置、日夜隙を得不申仕合ニ而年月を過申候、

一 然處同氏助右衛門先年平山勘兵衛殿同役ニ御文書改被仰付、河野六兵衛殿同前ニ相談仕候、其時分六兵衛より助右衛門ニ咄ニて候者、前ニ 上覧之系圖相調指上候刻、從 御前御尋之儀共御座候時申上候者、權左衛門家者 御名字拝領仕名乗來申候由系圖ニ相記申候へ共、證書など無御座ニ付重儀候間書載不申候と申上置候間、左様ニ心得可申由被仰聞候ニ付、其後助右衛門より右之段達貴聞候儀無別儀通、六兵衛殿より書付取置申候、

一 其後助右衛門 御文書方被 仰付御用之儀共見合申候處、右 御名字拝領之事ニ致符合候事共見出申候間、御見合させ被下度候、公儀江御座候物之内見あたり申候とは乍申、ケ様ニ申上候儀如何ニ御座候得共、家之儀見当り申候事を御法度之前ニ御座候得共、其俣ニて召置申儀難黙止無是非申上候、

一 正貞子孫 御家之字を名乗申候儀古系圖ニ記置申候、其上旧冬中馬寶城坊所持申候とて、兵道書數十卷見せ申候、私先祖代々相傳仕來候て、彼先祖へ傳受為申判形有之書ニ而御座候、文明、明應之年号ニ而興国寺殿より被下候と奥ニ有之候、初ハ家之字を名乗、後ニ 御家之字ニ為罷成与相見得申候、

一 又八郎久等与申者後ニ彈正ニ罷成、此者 忠昌公十二才之御時立久公御卒去被遊候節、彈正ニ 忠昌公を守立上可申由被仰付候故、別而御奉公為仕由候、此彈正事 御名字を名乗御犬仕候由、私曾祖母鎌田出雲守政近姉ニて候者常々咄仕候、寛永八年九拾五歳にて相果申候、此段何ぞ證據もなき事ニ候へ共、申立ニも不仕候而罷在候處、右之證據共御座候付、扱者祖母平生咄申候事共無別儀哉と存、川上十郎右衛門所持被仕候御犬御手組見合申候処、文明之比彈正と申者 御名字を名乗為申手組有之候、其比御一門并御名字之衆に彈正と為申人別ニ御座候哉、御考可被下候、

一 右古系圖私家ニ者所持不仕候を伊地知縫殿介より證狀相付遣置申候、卅余年前平田古清右衛門殿古系圖を以編申候時も、御名字拝領之事無別義書載為申儀と、私家ニ者 御名字拝領其外之儀申傳候、上覽之系圖ニハ家傳計ニ而ハ如何之由兩人被申候間、強ク家傳計之事を申候茂如何と存、證書可有御座時与堪忍申候處、幸右之段々之證書共御座候間、弥以家傳別儀有之間敷与存申候、

一 右申上候久等孫ニ又八郎与申者迄ハ田島を領地仕、御名字をも名乗申候へ共、此者代ニ如元伊地知ニ罷成候、其後於薩州吉田戦死仕候、

一 其子私曾祖父勘解由後ニ伯耆と為申者ニ而御座候、御分國中相乱嫡家を始一門之者共御敵罷成候へ共、終ニ為奉背儀無御座候故、別而難有被召仕、御前江御使役被仰付、且又数ヶ所之地頭職被仰付置、領地卅式町余被下置候、天正十三年從 龍伯様 惟新様江 御守護代御頼被成候時、飯野へ之 御使者嶋津圖書頭殿・町田出羽守殿・伯耆三人被 仰付相勤為申由候、龍伯様 惟新様より被成下候御書数通頂戴仕置候、

一 祖父勘解由儀も御使役並蒲生地頭職被仰付置、高麗御陣ニ手勢四十三人ニて罷渡、於彼地ニ戦死仕候、其節之儀無比類、御沙汰之通川上因幡守久國之證狀取置申候、

一 父勘解由左衛門儀四歳之時勘解由戦死仕、其左右御座候時、勘解由女房大寺大炊介女ニ而御座候、追付自害仕候、此時從 龍伯様村田雅樂介御使被下、難有 上意有之候、右之通四歳ニ而孤ニ罷成、其上伯耆を始親類共或戦死、或病死仕候故、伯耆女房致養育、其時迄者卅式町余之高所持仕候處、徳政米上納可申由承候故、千俵相納申候、又追付五斗出米上納可申由被仰渡候故、漸米式百十式石余上納申候、式口合四百石余にて御座候、就其右之高五斗出米之未進も有之よしニ候間、惣様指上申候處、五斗出米之返地として高式百十二石被下候、然とも餘り少身ニ罷成候と御座候而、御加增百石被下候、両通之御證判格護仕候、右三百十式石にて御奉公仕、大坂両度之御陣ニ致御供、其後漸々高をも下り申候、然處御普請奉行被仰付置候うち、(家久)中納言様より氏瀬宮再興可仕旨被仰出候處ニ、其節ハ御普請方無據事とも有之ニ付、御老中方迄其御断申上置候、少延引ニ罷成候処、頓而 御參詣被遊、未取付不申候儀 御腹立被遊、知行屋敷被召上牢人仕、三年めニ被召出、本領百五拾石拜領仕、御上洛御供被仰付御賦迄申受候処、病氣指発三年目相果申候、

一 父相果申候時拙者拾老歳にて御座候ニ付、親類共致相談、右六年之借銀方ニ知行相渡申候ゆへ、残高三拾四石ニ罷成候、然とも廿二歳より江戸御奉公被仰付、小身ニ御座候得とも賦度々に御重め被下候、其比者高式百石以下之衆御賦之御法様も有之候へとも、右之通御座候儀難有仕合奉存候、拙者隠居仕候躰ニ御座候而此等

之申上事、迷惑至極ニ御座候へとも、元祖へ御名字拝領仕候儀證書見出申候ニ付申上候、助右衛門御文書方被仰付置候ニ、私家之儀を申上候事、誠以無遠慮千萬ニ御座候へとも、無是非仕合ニ御座候、此度不申上置候而後年申出候時、助右衛門役儀仕候内證書見出置、子孫共より申出候様共於有之者、残念至極非本意候、此段御考させ被下於無別条者、前ニ小平次・六兵衛より相調候て被差上候系圖に右之段被召載可被下候、此等之趣可然様被仰上可被下儀奉頼候、以上

右之通覽書御月番之御用人平田清右衛門殿江大島慶左衛門殿を頼申候而指出候、御月番之御老中肝付主殿殿ニ而御座候、

元禄二年己巳六月十七日ニ御老中衆より平田清右衛門殿ニ而被仰聞候、先比口上書指出候、明年 御下向之刻可申上よし被仰聞候、依之清右衛門殿迄申入候も、此儀何ぞ訴訟申上儀ニも無御座候、口上之趣御家老衆何れも被聞召上、無別儀筋ニ被聞召達候へハ、被達 上聞迄に者及申間敷候て者御座有間敷候哉之旨、助右衛門申上候、当役事候へハ助右衛門存知申候者、諸家之衆餘多系圖ニ可被召載儀共存衆を見合せ申、兼日記置申候、此儀者何れ申上筈之覚悟に御座候、左様なる同前ニ御座候而者如何可有御座候哉、当分者助右衛門御記録方役儀仕候へハ、無下知二者不罷成候、相役田中五右衛門儀者近比より役義被承候へハ、彼人よりも難究可被存候、然時は右申上筋二者如何可有御座候哉与申上候へハ、於其儀者記置被申候衆之書付差出可申よし助右衛門江承候条、如御下知書出候へハ、御家老衆何れも御相談之上ニ而被仰聞候者、田中五右衛門方江権左衛門より可申出候よし候而、左候而差出候口上書被返下候間、此節五右衛門殿方江指出申候、御老中衆皆々

被聞召達之由ニ而如此被仰聞候故、別而難有奉存候、然者此儀五右衛門殿老人ニ而者被究儀茂如何ニ被存候者、佐多豊前老へ被申上、豊前殿より御相役中へも御相談可有之儀ニ候なと、清右衛門殿よりも助右衛門江被仰たるよし候、誠以辱儀に奉存候、先祖之儀とハ申ながら重昶隠居之躰に御座候而重キ儀を申上候處、如此御取持被遊首尾よく被仰聞一着仕、老後之仕合無残所、清右衛門殿ニも一札申入候事、

此時之御老中衆佐多豊前殿・島津縫殿殿・嶋津圖書殿・島津中務殿・新納又左衛門殿・肝付主殿殿・平田新左衛門殿其外、

一 御下屋敷方 島津帯刀殿

一 江戸御詰 喜入右衛門殿

嶋津大学殿

種子島藏人殿

元禄二年つちのとの巳六月廿三日

伊地知権左衛門

元禄三年十二月 伊地知助右衛門殿

重昶

右之通候處、午九月、田中五右衛門殿より同氏助右衛門江承候者、右之儀いかにしても重き所之儀ニ候間、自分頼申候分にて候者難考候条、豊前殿より御用人衆を以被仰聞候者相考、豊前殿江可申上候、左様可仕由承候ニ付、助右衛門より勤之首尾之儀ニ候へハ、平田清右衛門殿頼申、豊前殿江申上候處、則清右衛門殿を以五右衛門殿江被仰渡相考被差上書付左ニ記置候、

覚

伊地知権左衛門先祖正貞江從 道鑿様島津之稱號致拝領候由代々申傳、系圖ニ茂号嶋津田嶋候通記シ有之候處、寛文九年御一門他

家之系圖可被遊 上覽之旨 網貴様被仰出、大田小平次・河野六兵衛江被仰付、諸家之系圖編集仕候節、右正貞号島津候儀慥成證文無之候而者、重キ儀を 上覽之系圖ニ難記旨兩人詮儀仕候而上覽之系圖ニ記シ不申候、依之其節權左衛門より系圖ニ記来候儀、無故被相除候儀迷惑之由申入候得共、後日ニ證書被見出候ハ、何時ニ而も書載可申由兩人より申候ニ付、其以後權左衛門心懸申候處、此項證書と存候書付共見出申候間、御考させ證書於無別儀者 上覽之系圖ニ被召載被下度旨、口上書を以申上候ニ付、右證書考可申由、佐多豊前殿より御自分御取次ニ而私へ被仰付候、此儀御稱號之儀と申、又候權左衛門為ニ者肝要之考ニ而御座候處、御記録方浅学不達故、先頃役儀御断申上置候儀ニ而、功者之小平次・六兵衛右之通申置候儀を、相役助右衛門自分之儀ニ候へハ、私老人ニ而畏申儀考之当^(否)孟^(来)無^(来)覺^(来)速^(来)存^(来)候得共、權左衛門口上書之由考可申箇條計左ニ書写、私当分見及申候考之趣を其左ニ記申上候、一其後助右衛門御文書方被仰付、御用之儀共見合申候處、右御名字拝領之事符合候事共見出申候間、御見合させ被下度候、公儀江御座候物之内見当申候とハ乍申、ケ様ニ申上候儀如何ニ御座候得共、家之儀見当申候事を、御法度之前ニ御座候へ共、其俣ニ而召置候儀もたしかたく、無是非申上候、

右致符合候事と申出候ハ、御文書の中に酒匂安國寺申状と申書物御座候、其内之ケ條ニ云ク、
伊地知方之事者先代涉右之後 道鑿之御時被參候、公方之御奉行ニ而いられしほとに、御内に御契約候、御覺^二而候、仍子を老^一人御養子ニ而候間、抑我家随分と被存候茂其ま、候か、彼ノ子を老^一人御養子と御座候を、以正貞嶋津と号候儀牽合せ見候

時者、左も可有之欵と存候、安國寺申状写仕掛御目申候、

一正貞子を御家之字を名乗申候儀古系圖ニ記置申候、其上旧冬中馬寶城坊所持申候とて兵道書数拾卷見せ申候、拙者先祖代ニ相傳仕来候て、彼先祖江傳受為申判形有之書ニ而御座候、文明・明應年號ニ而候、興國寺殿より被下候と與に有之候、初ハ家之字を名乗、後ニ御家之字ニ罷成たると相見得候、

右寶城坊所持之兵道之書之奥ニ、權左衛門先祖御家之字を名乗申候よし、是ハ左ニ考申上候島津彈正と御座候、文明七年之御犬手組に致符合、考申候へは兵道之奥書も年号同比にて御座候へハ、彼を以此を證、此を以彼を證シ見候時者、證書之方ニ相見得申候欵、尤兵書之奥書私ニ茂見せ申候、申出候通ニ御座候、一又八郎久等と申其後彈正ニ罷成、此者

忠昌公十二歳之時 立久公御卒去被遊候節、彈正ニ 忠昌公を守立可申よし被仰付候故、別而御奉公為仕由候、此彈正事、御名字名乗御犬仕候由、私曾祖母鎌田出雲守政近姉ニ而候者常々咄仕候、寛永八年九拾五才ニ而相果申候、此段何ぞ證據もなき事候へハ、申立ニも不仕候而罷在候處、右之證據共御座候ニ付、扱者祖母平生咄申候事とも無別儀哉与存、河上十郎左衛門殿所持被仕候御犬手組見合申候處、文明之比彈正与申者御名字を名乗為申手組有之候間、十郎左衛門より写取置申候、尤其比之御一家衆ニ彈正と為申人有之候哉、御考させ可被下候、

右御記録所江河野六兵衛編業^{集款}召置候御犬手組之内考申候處、文明四年十一月四日之手組、又文明四年十一月六日之手組之写ニ、嶋津又八郎と申人御座候ニ付、御一家之系圖考申候へハ、川上将監家之元祖并二代目迄も又八郎と申候、文明之比之人

二而御座候へハ、御犬被仕候者本名を名乗可被申候、右久等も
文明代之人にて御座候へハ、何れもきはめては難申候、又
文明七年十月九日之手組写ニ、島津弾正と申人御座候、是ハ
御一家之系圖の中ニ考申候へとも、文明之比には御一家之中ニ
弾正と申人見へ不申候、川野六兵衛も文明之比ニ者御一家中ニ
弾正と申人者無御座候由申候通脇より傳承候、然時ハ猿左衛
門申出候通にも可有御座候歟与存候、是ハ又文明之年間飛鳥井
宗世より蹴鞠事傳受被申候書ニ、為田嶋弾正と書之記し有之
候書付御文書之内ニ御座候、

右三ヶ条ニ私見及之考右之通御座候、権左衛門家者 御名字拝
領仕名乗来申候由、系圖ニ相記し申候へ共、證書など無御座
候ニ付、重キ儀ニ候間書載不申よし、先年六兵衛於御前直ニ申
上置候間左様心得可申由、助右衛門江咄申候ニ付、其段無別儀
通六兵衛より書付取置候、其書付私も見申候、右之通六兵衛
御前へ申上置たる儀ニ御座候へハ、此節右之通證書相達、権
左衛門願之筋被仰付候ハ、右之首尾ニ而御座候間、被達 貴
聞候而小平次・六兵衛より相調御前へさし上置候系圖ニ者被召
載可被下候哉、如何と奉存候、以上

此一巻の考御自分御取次ニ而被仰付候ゆへ

朱書又御自分ニ相付申上候間、被仰上可被下候、以上

十二月廿四日

田中五右衛門印

平田清右衛門殿

一此調書尅通・権左衛門請取書尅通・安國寺申状写尅通、

平田清右衛門へさし上候、此考書此中ニ調申候へ共、豊前殿田布
施へ御供被成候故延引仕候、此通ニ御座候間、被仰上可被下よし

申入候へハ、考書一偏被為見ニ而請取候、今日ハ豊前殿御出仕無
之候間、御さし出候刻可被仰上由承候事、

犬追物手組之事 文明七年
十月九日

島津修理亮

渋谷左衛門次郎

伊地知新左衛門

村田太郎左衛門

三原太郎次郎

平山又六

市来左衛門太郎

餅原彦五郎

嶋津弾正忠

嶋津源六

島津薩摩入道

島津兵部少輔

檢見

喚次

島津拾郎左衛門尉

天辰新六

右任御望致書写進之候、

藤氏久文朱印

二月六日

犬追物手組之事 文明四年
十一月四日

島津左京亮

島津兵部少輔

渋谷千代松丸

島津又八郎

渋谷左衛門次郎

大寺七郎

嶋津平八丸

渋谷仁久丸

村田太郎次郎

渋谷次郎九郎

島津三郎次郎

伊地知又九郎

島津助九郎

蒲生十郎三郎

檢見

呼次

島津十郎左衛門

渋谷七郎左衛門

右任御望書写進入仕候、已上

元禄二年己巳二月十五日

川上十郎左衛門

久年在判

伊地知助右衛門殿

犬追物手組之事文明四年十一月六日

島津助九郎

渋谷千代松丸

島津十郎左衛門尉

蒲生十郎三郎

大寺七郎

島津又八郎

村田太郎次郎

渋谷仁久丸

嶋津兵部少輔

嶋津三郎次郎

島津平八丸

渋谷次郎九郎

一

先君掖官遺抄

(表紙)

「慶應元年乙丑閏五月起抄

(題簽)

先君掖官遺抄 稿

(表紙裏) 大正十二年二月二十日島津家編輯所圖書受入印・「引繼」朱印アリ

1 「御役元基」

御廣敷御用人

初名 納殿役人

御廣敷頭

或ハ 奥家老

納戸御代官

中古迄者分而此職無御座、御夫人様御方之儀者納殿より万端致差引候筋ニ相見得申候、委細者御廣敷番之頭之場ニ相載申候、近古ニ至り候而奥家老と為申御役も有之、又者納殿御代官之職有之、一名ニ者納殿役人と相唱候筋御座候、伊東弥右衛門家之記録ニ、伊藤孫兵衛祐貞と申者 家久公御逝去前年ニ納戸役人被仰付、平野丹後・弟子丸越中其外餘多同役ニ相勤、其後 光久公納殿役人ニ被召仕、其時之相役黒葛原治部右衛門・小嶋甚兵衛同前ニ相勤、切米十石納殿役扶持之外ニ被下置、其子伊東弥右衛門祐正事も納殿役被仰付、父子同役ニ而相勤候段記置候、且又明曆年鑑之記録ニ、奥方之儀者と相見得申候、真修院様御方之儀と相見得申候、上御屋敷之規模を以万事御部屋栖相應ニ相調尤候、就其郷田源右衛門従此度納殿代官被相定候と有之、又上下奥方様御膳廚其外諸事省略之儀、兩御局御代官伊東孫兵衛・郷田源右衛門申談云々と有之、其後伊東弥右衛門より西四月年号相知不申候得共、寛文九年と相見得候、明曆三年二月納戸代官江田源右衛門トアリ訴状ニ曰冬十月伊集院六左衛門替として下屋敷納殿代官役被仰付、御賦方如

前々之主従六人之御賦ニ而被召上候、然処ニ此節木脇作右衛門上御

屋敷役儀ニ付主従八人之御賦ニ而被召上候、作右衛門替として岡元

千右衛門事も當冬より右之御賦ニ而被召上候由承候、然時者、役儀

ニ付賦御重於被下者何方も同前ニ御座候条、右兩人并ニ被仰付可被

下旨申出候、然処寛文十年庚戌岡元千右衛門重興江左之通被仰渡候、

(161)

覺

一高輪奥方惣様御仕用云々、

但役人者奥家老定役ニ被仰付候間、相役と致熟談、可相調由被

仰出候事、

一奥家老役者、今度十人之騎馬御賦ニ而御扶持米五十石可被下旨被

仰出候、「未略」

寛文十年戊四月

(町田忠代 勘解由 島津久通 圖書)

岡元千右衛門殿

(本文書ハ『追録』一三二四号ノ抄ナリ、原註「岡元氏藏書」・「御譜中ニナシ」、日付ハ四月廿一日)

且又赤塚吉右衛門重種事、延享五年、(島津編久意)真修院様奥家老臼井次郎右

衛門昌勝跡役被仰付、其後罷下り、納殿御断申出候と自家ニ記置、

臼井氏ニ而者昌勝事、真修院様納殿役人相勤、十人賦被仰付候と

書記申候、前文岡元重興并徳永善左衛門、延享五年之誓詞ニも、我

々納殿役人被仰付候、御奥方并御藏方諸事御為能様ニ心之及入念相

勤可申旨相見得申候、右旁を以者、以前ニ納殿役人と有之候も、當

分之通屹と御役被召建候ニ而者無之、納殿之内ニ而取掛向等之儀引

受相勤申候故、代官又者役人之唱も有之、乍然并之納殿と者相替り、

諸事心配も有之候故、御賄料等被相重、奥家老と為申筋も御座候付、漸く御役格迄も品能為相成筋と相考申候、然共寶永二年乙酉十月、御禮日御目見之順被仰渡候節、物奉行・御厩別當・納殿役人と被相究候、當分之通直觸之御役ニ被仰付候儀者、年代不久儀と相見得申候へ共、何比より之儀者未相知候、安永七年戊戌五月、御廣敷頭と御役名被相替、其後天明六年丙午七月、御廣敷御用人と唱被相改候、

2「全」

御廣敷番之頭

初名 納殿役 御廣敷番

初者納殿役と申候、古キ記録ニ者納戸之文字も相用申候、三原伊豆『日新公御納殿役と相見得候』事、貴久公御代此職相勤候儀系圖ニ記置候、已前ニ者當時之御廣敷御用人之職として外ニ者無御座、納殿役より相勤候故、老功之人江被仰付、大奥向之儀者専ら委任為有之趣ニ相見得申候、天正年鑑義久公御書ニ而大躰相知申故、左ニ相記申候、

(2の1)

鹿兒嶋留守番之事、奥之儀者先納戸衆肝要ニ而候、左候而、外城外様之番衆へも、何事をも致糾明、納戸衆前より可申付候処ニ、川上日向事（重親力）、おもてかたへ用所之儀候故、おくの番とちめさる之由候、田代入道事ハ老躰之間、夜之番指置候、如此候得者、定而永吉采女一人ニておくの番とちめ候覽、若輩と云、一人にてハ可難成候、川上日向おもてかたへ遮而用所候て、召仕候者誰一兩人かハリとして被申付、備後入道江談合仕、外城之番衆之糾明をも致、おくの置目も一之臺江可得御意事肝心候、此外無油断可被申付候、恐く謹言、

六月廿六日

龍伯御判

（本文書ハ21号・『後編二』一一五一号ノ抄ナリ、尚く書・宛名ヲ欠ク、原註「正文在鎌田氏」）

右之通、御家老長壽院・町田出羽（盛徳）・鎌田筑後江被仰越、且又慶長之比、平田豊前宗（久世）・川東善左衛門義時、義久公納殿被仰付置、家久公朝鮮江御渡海之節 御直書被成下候内、

(2の2)

抑兩人事、就奥方別而頼置候、定而可為辛勞候、心よハく遠慮など候て、緩なる儀共於有之、後日至兩人稱可令沙汰候、女方之儀者、平生法度たゞしき家中も、人間之迷ニ而不可然儀共出合、外聞悪儀每事有之事候、▽況御家内儀者ゆるかしき由、兼而承及候間△いさゝかもうつけたる儀共見及ひ聞およひ、切く不寄男女可申聞候、誰にても候へ、利くつたてなどいひ候はん仁ハ、心付可申越候、

（本文書ハ22号・『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」八号・『後編二』一四二二号ノ抄ナリ、原註「雜抄」）

との御文書相見得申候、右両 御書ニ而古への職掌相知申候、正徳二年壬辰正月、納殿御役料持高百石以下御切米五十俵可被下旨被相定、安永七年戊戌五月、納殿役之儀御廣敷番と御役名被相替、其後天明六年丙午七月、御廣敷番之頭と相唱候様被仰付、同八年申三月、是迄拾人賄料被下候面く、御廣敷番之頭江被仰付候得者六人之賄料被下候得共、以来者十人賄料可被下候、尤當分相勤居候面く者、是迄之通可相心得旨被仰出候段申来候旨被仰渡候、

（以下二行墨ニテ抹消サル）

一安永七年戊戌五月仰出

一納殿役人 御廣敷頭

光久公御代達 貴聞被仰付役

- 一 町奉行 貳人 一 惣田地奉行 貳人 一 惣山奉行 貳人
 一 御兵具奉行 七人 一 京大坂藏奉行 貳人 一 琉在番 壹人
 一 御納戸奉行 六人 一 長崎留守居 貳人 一 御船奉行 六人
 一 御右筆 七人 一 郡奉行 五人 一 普請奉行 四人
 一 御厩別當 貳人 一 御臺所代官 一人 一 御書院役人 六人
 一 納殿役 廿三人 一 焼物奉行 壹人 一 山夕野芹か野奉行 三人

外ニ評定所江承申付役略、

- 一天明六年六月仰渡
 一 大菊之間御鎖口 大奥上之御鎖口
 一 山あらし御杉戸口 大奥下之御鎖口
 一同年七月仰渡
 一 御廣敷頭之事 御廣敷御用人
 一天明六年九月仰渡
 一 御廣敷大番之事 御廣敷番
 一 大奥定渡人足之事 御廣敷人足
 一 御廣敷番醫師之事 御廣敷醫師

右之通唱被相替候事、

一 宝永二年酉二月御里役之事奥大番と唱可申旨被仰出候事、

一 安永七年戊五月仰渡

- 一 納殿役人之事 御廣敷頭
 一 納殿之事 御廣敷番
 一 奥横目之事 御廣敷横目
 一 奥大番之事 御廣敷大番
 一 御廣敷江相詰候足輕之事 御廣敷玄喚中番
 一同八年四月仰渡
 一 奥付士之事 御廣敷附士
 一 右同足輕之事 御廣敷付足輕
 一同九年七月仰渡
 一 御廣敷番之事 御廣敷番之頭
 一 御奥之事 大奥

一天明六年六月仰渡

一 大菊之間御鎖口 大奥上之御鎖口
 一 山あらし御杉戸口 大奥下之御鎖口

一同年七月仰渡

一 御廣敷頭之事 御廣敷御用人

一天明六年九月仰渡

一 御廣敷大番之事 御廣敷番

一 大奥定渡人足之事 御廣敷人足

一 御廣敷番醫師之事 御廣敷醫師

5 『伊地知越後守重實日記』

天文廿二年正月朔日、御社参、老中御酒持参被申候、御酒もりにて
 候、御屋かたさま御しやく候、我等ハさし出不申候、御をく黄はん
 御さんこんハ、御屋かた御より合候、後者我等さし出申候、二日云
 く、

三日、典『忠将』殿より使者ひや参候、吉田殿ひや参候、云く、
 『大中公』御屋かたさまおくへ御出候、すへんの御酒参申、おもての年をとこ
 『奥』おくへ参候、持参の酒被申候、吉田其外よりさつしやう、御ひかし
 『日新公』御夫人寛庭様御事也、永禄六年御逝去トアリ
 『衆徒』さまより九こん御持候、
 『市来』四日、しゆと被参候、しゆんいちくよりつかた太夫御酒上申候、
 『忠平公』又四郎との女中被参候、伊集院より御たる参申候、
 『侯』五日、云く、「略」
 『奥』六日、吉田東また衆中参上候、おく御ひかしへ参候、「前後略ス」

(本文書ハ『季安五』所収「御旧式類抄」一三号ノ抄ナリ)

6 『載三原氏譜中』

『重長』^(忠忠) 覺

一三原飛驒祖父事、

『藤次ト云』^(忠忠)

日新様加世田之城被召落刻遂戦死御奉公申

上候事、其子伊豆事者、伯圍様納殿役ニ被召仕候事、

一伯圍様江飛驒事も御荷内役被召仕候、

「以下略」

右、乍恐先祖以来御年来ニ被召仕候儀、諸人御存知之前ニ候、若

先祖以来如何様之者之由御出合為可有御座如此候、以上、

『慶安元年戊子』^(重吉)
子九月五日

三原九兵衛

7 『三原氏系圖略』

一三原伊豆守

近仕 大中公為納殿役、

『伊豆父藤次事、奉仕 梅岳君、
天文七年十二月廿九日戦于加世田』

三原飛驒守重長
『日新公逝去時廿二歳也』

天文十九年生、

寛永十三丙子死、
『年八十九』

仲右衛門重正

慶安四年死、

九兵衛重吉

慶長十九年生、
『祖父重長死時二十三歳』

『右通重吉式拾三歳之時迄祖父重長存命ニ而、儘ニ直咄開置、慶安元年為書出答候へハ、曾祖父納殿役之事も誤有之間敷と被考候事』

8

一天正二年甲戌上井覺兼日記

拾月一日

此日、御納所衆へ使申候、趣者、日新様御七年忌来月被成候、彼談合候得と候、従夫本田若狭守・伊地知越後守・平野丹後守、加世田衆鮫嶋二郎左衛門尉・土持若狭守・指宿加賀守、此衆打合、萬事談合被申候、

9

一天正六年戊寅四月、琉球より進物、使僧天界寺、

新納四郎殿様へあふき二本・かう香箱・金のしきさげを一筋、

御老中

村田越前守殿

皇意より進物、唐紅壹斤・布廿端、

御老中

伊集院右衛門太夫殿

従天界寺織物拾端・線香二把、

従皇意進上物、唐紅壹斤・布廿端、

御老中

河上意仲様へ 御同前、

御老中

喜入撰津守殿 御同前、

「此間敷行略」

納戸

伊地知越後守殿 織物一端、

納戸

平野丹後守殿 織物一端、

納戸

町田出羽守殿 織物一端、

納戸 鎌田治部少輔殿 織物一端、

納戸 田代縫殿殿 織物一端、

おそは衆 阿多源太殿 上布一端、

〔外数行略〕

天正六歳 つかのへ 四月廿八日

〔季安六〕所取「南聘紀考」中卷二同記事アリ

10

一天正八年庚辰水俣御陣立日記

御納殿衆六人 『一本乗馬』

川上日向殿 『忠豊』

鎌田加賀守殿 『重房』

伊地知治部少殿 『後勝左衛門 七島地頭也』

〔外前後略ス〕

〔本文書ハ『後編一』一一六三号ノ抄ナリ〕

伊地知駿河殿 『重實』

箕輪丹後守殿 『丹波守重貞』

立山讚岐殿

11

一天正十二年正月上井覚兼日記

十二日、出仕如常、中書公御指出被成、御太刀御持参候、御酒等

如旧例御進上也、中書公奥江御参之時分、拙者ニも可参之由候間、

御供申候て参候、納戸伊地知右京亮・鎌田加賀守取成也、御料様

御指出也、中書江御三献御寄合也、中書御次江拙者も参候而御三

〔三志〕

献被下候也、中書御持参之御酒御酌御申候、即又御料様御酌ニ而中書御盃御給也、従夫女子衆（中書）中江中書銘ニ御酌被成候、拙者も持参之御酒御酌申候、又頓（御方）而御酌ニ而御盃頂戴申候、一之大江御酌申、女子衆皆々江酌申候、此後一之大中書江御酌御申候、我々も被下候也、夫より中書御供申退出候、

12 『上井伊勢覚兼日記』

天正十一年三月

一十三日、出仕如常、此朝、於 奥之御座忠平へ御寄合也、御座主居、武庫客居、其御次拙者参候也、當時 太守様御養性氣に候間、軽くと候て、御膳三めまで参候、三返め御湯進候処、古市舎人助御所領被下候祝とて、御酒進上申候条、又御盃参候、それより五返参候て御湯也、種々御閑談共也、御料様忠平へ御指出御見参被成、其時忠平之御持参参候、御酌ハ、本田弥五郎を忠平御頼被成候也、女房衆達もいづれも御酒被給候也、此日、豊州拙宿へ御礼被成候、めこ肴にて樽預候、

13

一國分様 御幼名龜壽

元龜二年辛未四月廿六日誕生、 太守義久公第三御娘ニ而、御母者種子嶋左近大夫時堯女、

天正十五年五月、 関白秀吉公川内太平寺着陣被成、和平既ニ成ル時ニ、為質太平寺ニ御出、 義久様ハ陸路より御上り、質人ハ船ニ而上京被成候、

同十八年八月、 義久様帰國之御暇御給候処ニ、御愛子を京都ニ

被残置事難忍被思召、一首之和歌を細川幽齋ニ御贈候、其御歌、

二世とはちきらぬものを親と子の

わかれん袖のあわれをもしれ

幽齋返歌候、

馴くし身をははなたし玉手箱

二世とかけぬ中にはありとも

幽齋件之和歌を致備 秀吉公英覽、秀吉公感歎之餘、質人も亦

御暇給、義久様大ニ被成御悦、同年十月御同道ニ而御帰國被成

候事、

14

一長谷場越前自記

天正十五年六月十日ニハ 竜伯様の御姫君様為御人質 関白様の

御陣所之太平寺江御出也、其時之御供衆ニハ、本田下野入道と野

村狩野介・渡邊権介同心候、河内迄被参、京都迄之御供者伊地知

駿河守・同名丹波守ニ納殿代官両役を承る、長谷場筑後守ニハ御

右筆役承る、田尻仲左衛門と岡本主計允右二人の下司也、川東

善左衛門尉者走舞衆ニ而御供す、彼四人ニ者 関白様より御帷子

一ツ宛拜領す、爾も晒の上品也、原田伊豆守ハ御包丁役承る、山

口早左衛門尉打ごみの御供也、田尻才允・長尾源五ハ御中間の役

也、曲田吉六・大羽吉次者御小者の役承る、於簾中方ニハ先一番

ニ御局河東とそ申ける、其次ニ式部卿、中将公と少弼公、桐壺・

木末に春雨と唐橋也、第九番ニ者慶正庵・御丘尼、朝暮御経被遊、

一段殊勝之御供也、御迎衆者石田治部少輔鹿兒島迄被参為上使と

船奉行衆ハ脇坂中書と云へる者四國淡路之郡司也、別而上意を承

る御人質の御座船を、如何ニも手堅く取仕立て、則被致進上云く、

新納越後守・同十郎、隈之城の地頭ニ而御見舞に参上す、為御餞

料御茶之湯・弁當一荷ニほつかい一荷取合せ進上を被致、其日ニ

御出船有りしかバ、浦津つゞきニ塩掛り被遊、此中ニ島原の津に

ハ一夜御滞留を被成けり、次の日ハ肥前の内寺井の湊ニ着船して

談合を改られ、本船者外海へ廻させて小船五艘ニ被召宛、筑後河

を漕のぼせける間、此方の灘ニハ見物衆心のあるもあらざるも、

大河の邊ニ罷出て踞ひて拜見し、此春迄ハ盛の花と詠めたる我君

の女御様にてをわします、各拜ミ給へと申す言葉の内よりも、御

長旅之事共を思ひつゝけ参せて、貴賤老若男女ニ至て袂を顔ニ押

當て、只さめくくと啼居たり、彼の事共を御覽して、船中の人々

も互ニ面を見合せて、今一度世の中の思ひニ叶ふ事有らば、能に

御恩を被下て悦ばせんと有りければ、京衆も田舎衆諸共に涙をさ

ゆる風情なり云く、「以下略文」

15

『御姫様御上落日帳ニアリ』

一天正拾五年九州之防戦成立候事、関白様大友家之為加勢大軍を

引卒し、関之戸ヲ被成渡、因茲豊肥筑之士卒京勢ニ悉成合候故、

芦北表迄 関白様被成乱入、然者薩隅日之衆至日肥両日雖勵戦功

無其甲斐、日州之捨諸城被引退、されハ薩摩守殿歴然之雖為御好、

一言之無御理、京勢ニ被成傾間、不及是非、太守様五月六日鹿

兒嶋ヲ被成御打立、同八日 関白様御陳所川内太平寺へ被成御差

出、御前之仕合事能、先以薩摩一國之御安堵にて、自他國之寛不

過之、聽而伊集院迄御帰鞍也、就夫質人之儀頼被仰懸間、御料人

様可被成御差出相定、同十五日未刻、御料人様從吉田鹿兒嶋へ被

成御帰、不移時刻即如伊十院^(集)御打立被成、御案内之京衆佐々孫十郎・平塚三郎兵衛兩人、石田治部少輔以分別被仰付、路次被成御急、大内田之渡より夜ニ入、されハ清藤より始、大迫城麓迄者道ヲ中ニせき、肥後六ヶ國之張陳也、此夜者伊十院内城ニ被成御宿、町田出羽守犬之馬場御迎ニ被參、内城者京衆之番候故、御供衆漸伊地知右京亮・原田伊豆守・蓑輪丹波守・古市善左衛門・田尻仲左衛門、此衆計御番也、伊作之慶正庵鹿兒嶋へ被成參直ニ御供也、然者女子衆同前内城江御番也、其外ハ皆々從城戸追帰候也、此夜之御調京衆之分別也、御供之女房衆九人、殿原中間十二人、輿二丁、^(女力)騎夫丸等鹿兒嶋・吉田・蒲生より被仕立、御輿寄川上治部少輔父子、御局之輿寄野村狩野介・同姓^(女)川内迄ニ被通、

一十七日、関白様へ被成御差出、その砌ほけのすゝし一被成御給、同女房衆豊子・たゝ・すゑ三人江御帷三被給、此日從 関白様伊地知右京亮・蓑輪丹波守・原田伊豆守・長谷場筑後守・古市善左衛門右五人江御ふくの帷一充銘々被下、御使木下半介殿、此日本田下野入道・平野丹後入道・吉田之御供衆即刻御暇被申、伊地知右京亮・原田伊豆守・蓑輪丹波守・長谷場筑後守此四人ハ 関白様被加 御意、大坂迄之御供相定、居殘申候也、依俄儀各迷惑之由申事候、此四人朝夕之調木下半介殿分別也、

一 太守様より今度俄ニ御供被仰付、無異儀勤申候、一段神妙ニ被思召通、染川源之允ニ而、右京亮・伊豆守・丹波守・筑後守右四人御禮蒙仰候、ケ様ニ被思召出候事、誠忝由各感涙を流申候也、

一十九日、新納越後守へ山口早左衛門使ニ而、俄之儀ニ而諸事不如意千万、就中器物之類無之由候之間、即相調行器一對に對之故実等相調、其外種々器物など取合被持せ、此日古市善左衛門為使、

関白様御陣易之御祝儀石田弥三殿・木下半介殿迄被申入、御丁寧之御返事在之、此日井尻七兵衛殿從鹿兒嶋始而之御使也、即御前ニ被罷出、

(本文書ハ「季安六」所取「京及江戸御質人交替紀略」三ノ一号ト同一文書ナリ)

16 『北条土佐守訴状』

一先年 太閤様當國御出馬之時、御家御一大事ニ及候處、御噯罷成、御質人として 御料人様川内まで被成御指出候ニ相定、同とし五月十五日鹿兒嶋を被成御打立候、御供衆本田下野入道^(三)殿ヲ始、上下百人餘之御供にて御座候ツ、然處 御質様直ニ御上洛と被仰出候、左候得者、三清老事吉田之仕置被仰付候と候而被成帰宅候、

就夫平野丹後入道殿其外御供之多人衆、川内より皆々被罷帰候故、漸々上下廿八人にて 御料人様河内より被成御出船、肥前之内千^(五)りくと申所へ被成御着候、從其被成御立候処ニ、筑紫之領内藤生野と申於町、御警固之京衆狼藉被申候ニ付、所之者共一揆ヲ起、大勢寄懸及御迷惑ニ候間、不及是非、何も御供之衆仕はまり可申と仕候処ニ、漸淺野彈正殿手之衆被成續合、噯ニ罷成、其場を被成御延、其夜ハ秋月ニ被成御一宿候、從其小倉江御着ニ而候処、龍伯様御上洛、下之関にて御たひめん被成、それより御上洛にて^(六)ニ而被成御帰國候、其時 御りう人さま御いとま出申さず候時、龍伯様御歌被遊、いふさ^(補)ひ老へ御遣被成候、其趣 大かう様へ言上故御いとま出候、御うた 二度とはちきらぬ物を親と子のわかれんのちのあはれをもしれ、此御歌故、御いとま出、御同心にて御下向、又其後天正廿年辰ノ三月廿六日ニ、 御料人様被成御上

洛候、其刻ハ吾等事夫婦御供申、在京九年仕、子年九月廿一日に
関ヶ原一乱之刻、（義時）惟新様 御料人様 （重忠）宰相様御供申罷下候、其
時大坂籠城に罷成候処ニ、佐土原之中務少輔殿御姉様大坂之城を
忍び被成御出候、然時ハ 御質様 宰相様も城をしのひ御出可有
之由、桂（重忠）太郎兵衛殿・平田（重忠）太郎左衛門尉殿・吉田（重忠）美作守殿・相良
日向守殿・弟子丸越（重忠）後守殿・伊東肥後守殿・有川大炊左衛門殿・
宅間与八左衛門殿、此衆打合談合ニて候つ、雖然一大事成儀ニ候
間、先く心見ニ誰ニ而も可出之由候ニ付、我等かむすめニ女男を
相付、先出シ可見申候、定而番之衆何方之屋形より歟と可被尋候、
左様ニ候共、屋形を曾不申、縦如何様成噯ニ相候共、其時まで之
儀ニ仕候へと申付、女二人男三人ニ拙者娘を相添、城を出シ申候
時、何篇鎌田安房介へ堅申付出候処ニ、案中番衆あやしめ、何方
之屋形より歟と尋被申候へ共、何方共不申候処ニ、女二人をは門
よりそとにおひいたし、男三人と我等かむすめを城内之やうにお
ひかへされ候間、別口より罷出、はや夜ニ入候ニ付、方々ニ罷成
うるたへ申候処ヲ、堺ノ密田可ト行合申、以分別女共ニ尋合、夜
中ニ堺之様ニ召烈為被參由候、左様成様子御屋形へハ知不申候条、
不及是非、其分ニ捨置申候処ニ、御質様 宰相様五三三日に御
出船なされ候、我等娘事御跡より參候ニ、漸豊後之（重忠）ほとにて追付
申候、就夫申上候、大田筑前守殿御料人おまつ事、御質様城を
可被成御出候条、御跡ニ三日被罷居候、左候ハ、四日めにハ吉
田美作守・相良日向守其外歴々、殊更筑前守ニも被罷居候条、其
衆▽おまつ事も△同前ニ可被罷下之由候ツ、然共其儀相違仕、お
まつ事も御供ニ而被罷下候、乍如初御跡ニ三日罷居候事 御意次
第と被申上候、其忠節として知行式百四十石御給ニて候、然時ハ

我等事も筑前守殿同前之御奉公之儀候間、右次之御手ヲ被付候て
可被下候、右之證跡吉田美作守殿・相良日向入道殿・弟子丸越後
守殿・伊東肥前守殿・大田筑前守殿・勝部加賀入道殿遠歴為被存
儀候、如何御奉公之一筋御侘申上度存候處ニ、其刻ハ京乱ニ付、
御國元も御繁多ニて候、以時分ヲ御侘申上へきと存候処、拙子事
関ヶ原一乱之後在大坂被仰付、平田大炊助殿と同前ニ罷上、二年
相詰三年目ニ罷下候、云々、略

一近年 御妹様御質人として御在江戸之刻、上井次郎左衛門殿被成
御供、六七ヶ年在江戸ニ而被成御奉公候ニ付、知行式百石御給之
様ニ承候、勿論賦銀・飯米出候事、然者右申上候様ニ、國分御上
様 御質人として被成 御在京候刻、我等事妻子ヲ召烈御供申、

九ヶ年在京申、剩妻子共ニ上方ニて相果申躰ニ候、殊其刻者御賦
銀なども一圓ニ無御座、漸飯米計を被下、其外之儀ハ万事ヲ自分
迄ニて在京仕候、然時ハ右次郎左衛門殿次之御手をも被付候て可
被下事ニ奉存候事、

（寛永四年）
卯九月十六日

（義時、川東時忠）
北条土佐守

（重忠）
三原左衛門佐殿

（本文書ハ『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」四号ト同一文書ナリ、▽△ハ
同文書ニヨリ補フ）

17

御侘申上儀、寛永三年より之儀ニ候得共、未兎角之御返事不承候、
當時自躰難成罷成候ニ付、又々書物ニ而申上候、巨細之段者前之書
物ニ具ニ申上候、先年関ヶ原一乱之刻、大坂籠城罷成候時、國分御上
様 宰相様城を忍可被成御出御談合種々御座候時、大田殿御奉公之

一筋、我等か御奉公申上候通くらへ申候得者、乍憚我等か御奉公之通ハ些立増申候様に存候、大田殿へハ知行式百四十石御給にて候、然時ハ大田殿同前ニ我等へも被仰付可被下事ニ奉存候事、又申上候、御妹様御在江戸之刻、上井次郎左衛門殿被成御供、六七ヶ年在江戸ニ而御奉公候故、知行式百石御給之由候、左候へハ、國分御上様御在京之時、我等事ハ妻子を召烈十ヶ年ニ及在京申候、其内ニ剩於上方妻子相果候躰ニ候、次郎左衛門殿在江戸之時ハ御賦銀なども出候、我等在京之時ハ御賦銀など一圓ニ無之、万事を自身迄にて在京仕候、然時者は又次郎左衛門殿なみに被仰付被下度奉存候事、

右両条ともニ我等か御奉公申上候儀ハ、何も身躰ヲ抛テ申たる奉公にて候条、縦此御侘立不申候共、ケ様成様子被達 上聞被下候ハ、為子々孫々之候条、可奉忝存候、右之段宜御披露所仰候、

寛永五年辰十二月十七日

最上土佐守

三原左衛門佐殿

18

一天正十七年十一月、又市郎様(次巻) 義久様之御家御相續ニ付而 秀

吉公より縁邊之儀上意有之、久保様ニ御取合被成候事、

一石田治部少輔・細川幽齋より 久保様御夫婦御上洛之儀、節々催

促有之候ニ付、久保様ハ天正十八年正月御上洛、御夫人様ハ文

禄元年之御上洛被成、従是直ニ上方江数年被成御詰候事、

19

一急度被仰遣候、其方事鉄炮以下令用意、此方ニ所務等申付候とて、相残奉公人共相改、悉召連、無御渡海已前、来春高麗江可罷渡候、

最前雖相改申付候、可罷在者、不寄大小残居候者、猶以可成御成(被脱)敗候間、成其意、堅可申付候、留守ニ居候ハて不叶者ハ書立候て可申上候、随而兵庫頭・又一郎妻子、其外留守仕候者之妻子をも、同前ニ早く至于大坂可差上候、然者御扶持方可被下候間、上着次第、於大坂師法印・松浦讚岐守兩人ニ申付、人数等書付、右兩人墨付取候て可申上候、御帰朝少之間之事候条、能く可申付候、猶

浅野彈正少弼・石田奎頭・木下半介可申候也、

天正十九年也、
十二月十四日 太閤御朱印

嶋津修理太夫とのへ

(本文書ハ『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」六号・『後編二』七九三号ト同一文書ナリ、原註「義弘公御譜中、正文有之トアリ」此書在文庫)

20

彼竹下八兵衛尉殿先祖伊集院越後守殿、忠節之筋目之人ニ候之故、此前爰元御代官所之御奉公別而被申候刻、知行方被下由被仰付候、其時分知行不有合候て無其儀候、此等之御使、納殿衆伊地知勝左衛門殿・指宿老岐守殿・飯牟礼紀伊介殿被申候、彼衆よりも墨付被差出候、拙者も存たる儀候間、貴老まで頼候由候間、愚札を以有様申入候、御披露所仰候、恐惶謹言、

喜入大炊入道

十月廿日

佐多越後守殿(正巻)

参人々御中

紹嘉判(次巻)

21 「鎌田氏藏」

尚以永采事、若輩と云、新参と云、置目等可申付事一圓なるま

しく候、其故ハ如此大事之儀を、とかく御侘など不申、たハけ
ニて候、田代入道事よるの番などこそなるましく候へ、ひるハ
濟候御見廻可申之由、堅可申付候、

鹿兒嶋留守番之事、奥之儀者先納戸衆肝要ニ而候、左候而、外城外
様之番衆へも、何事をも致糾明、納戸衆前より可申付候処ニ、川上
日向事、おもてかたへ用所之儀候故、おくの番とちめさる之由候、
田代入道事ハ老躰之間、夜之番指置候、▽如此候△へ者、定而永吉
采女一人ニておくの番とちめ候之覽、若輩と云、一人にてハ可難成
候、川上日向おもてかたへ遮而用所候て、召仕候者誰一兩人かハリ
として被申付、備後入道へ談合仕、外城之番衆之糾明をも致、おく
の置目等も一之臺江可得御意事肝心候、此分無油断可被申付候、恐
く謹言、

六月廿六日
長壽院
竜伯御印

町田出羽守殿

鎌田出雲守殿

(本文書ハ2ノ1号・『後編二』一一五号ト同一文書ナリ、原註「正文在鎌田氏」、▽
△ハ同文書ニヨリ補フ)

22

下國以後者不通候、無何事令着陣、
事候、龍伯様御無事御座候哉、且暮御床敷奉存候、抑両人事、就
奥方別而頼置候、定而可為辛勞候、心よハく遠慮など候て、緩なる
儀共於有之者、後日至兩人頼可令其沙汰候、女方之儀者、平生法度
たゝしき家中も、人間之迷ニ而不可然儀共出合、外聞悪儀毎事在之

事候、況御家内之儀者ゆるかしき由、兼而承及候間、いさゝかもう
つけたる儀共見及聞及、切々不寄男女可申聞候、誰ニても候へ、利
くつたてなといひ候ハん仁ハ、以付可申越候、龍伯様御座候間、
達不及申候得共、帰朝之刻留主躰之様可相尋候間、兼而如此候、不
可有油断候、恐く謹言、

霜月十六日
忠恒御判

平田豊前守とのへ

川東善左衛門尉とのへ

(本文書ハ2ノ2号・『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」八号・『後編二』一
四二二号ト同一文書ナリ、原註「雑抄」)

23 『種子島支族系圖ノ内』

「上世略」

國上能登守時通

出家

女子

天文六年生、○宗家時堯之息女為

義久公簾中、為一之臺奉事公簾中、逝去之後、閨門
之治、令一臺掌之、恩遇以厚、時賞多年之勞、賜小
濱村千石之采地、其外恩惠不可勝計、元和五年八月十
五日死、建寺於小濱村、号見隆寺、安置貫明存忠庵主
之尊牌及石塔、

北条主水佐時盛

天正四年生、○時盛者伊勢長門守貞清二男也、一之臺蒙

恩免^一養^二育^三之^一為^二嗣子^一、世世時盛一流為^二御直士^一也、

北条甚四郎時住 — 種子島次郎右衛門時貞

慶長十三年生、 — 元和六年生、為鉄炮師範、

24 『天正十年伊地知又八重元御年男日記正月十五日ノ条』

此日、樽二ヶ・御肴奥江上申候、御一臺に樽一ヶ上候、御飯屋江樽二ヶ御肴相添上申候、云々、其後年男江節供被下候、御對面所内之御座ニ而納戸衆相伴にて給候、

(本文書ハ『季安五』所収「御旧式類抄」一八号ノ抄ナリ)

25 『種子島氏支族系圖』

河東太郎左衛門時近 — 時適

太郎四郎

女子

種子島左近將監時堯之息女為^二太守義久公簾中^一時為^二局役^一奉^二事^一公、天正十五年六月、

秀吉公西征之時、公之御女龜壽君為^レ質上^レ京時為^レ局奉^二從^一之、同十八年再上^レ京、是時亦屬從屢抽^二忠貞^一、公賞^二其勤勞^一、賜^二御感牘^一、且^二賜御高三百石^一、而立^レ後、○慶長四年己亥九月廿一日死、

河東善左衛門時弘

後土佐守 冒北条氏、

實最上長門守二男、御局蒙^二義久公恩免^一、以^二時弘^一為^二養子^一立^レ後、自^レ是此一流為^二御直士^一、○太守公賜^二肝付郡百引

地頭職、○寛永七年六月十二日死、

26

一種子嶋左近將監時堯女、為^二太守義久公夫人^一、年号不詳、永祿五年乎正月廿一日發此地、西村壹岐守時與・古市舍人・梶原主水、時與婦島舍人、主水住國分為公之士

一之臺國上氏女、承 太守恩惠賜采地千斛、令伊勢長賜新地三百斛、令古市長門守二男為後嗣、土佐守時廣是也、局役河東氏女、承 太守公之恩惠、

27

一慶長十三年戊申加治木御日記

正月十五日丙申、晴、

一臺江御使、波多喜介被參候、

〔外前後略文〕

正月十九日庚申、雨、

一竜伯様御氣色通御一臺より飯牟礼紀伊助^(光秀)にて御申被成候事、

〔外略〕

正月廿二日辛酉、晴、

一龍伯様申刻ニ御死去有之、

正月廿四日乙丑、晴、

一御一臺より御使指宿老岐守被參候、但御意趣ハ御直被聞召候、

〔外略ス〕

(『季安五』所収「御旧式類抄」二八号・『後編四』四一九号ニ慶長十三年ノ「加治木御日記」アリ)

28 『和泉氏系圖』

一和泉小兵衛忠親姉、為御局奉仕 光久公、

○文祿二年六月廿二日 義弘公より 又八郎様江被遣候御状之内ニ、

29

一 刀者、二柄共ニのし付ニ被作候者可然候間、納殿衆鳥丸兵・野添帯ニ可被仰付候、

一 内々無油断道具已下之用意、右之人衆ニ可被仰付候事、

右、鳥丸兵部少輔・野添帯刀長事也、

(本文書ハ『後編二』一四六号ノ抄ナリ、原註「家久公御譜中」「正文在加治木衆權右衛門」)

30 『正文在平田氏』

一 就度々弓箭致軍功候儀、聊以非忘却、殊更娘永々在京之處、夫婦供仕数年之奉公、尤神妙、弥々可抽忠貞者也、仍状如件、

文祿四年二月十七日

龍伯御在判

平田豊前守殿

(本文書ハ『後編二』一四六二号ト同一文書ナリ、原註「正文在平田民部左衛門」)

31 『正文平田氏蔵』

七ヶ年之在京、殊更夫婦辛勞之段、寔令感悦畢、此等之旨、向後不可有忘却候、倍永々可抽忠勤事可為專要者也、

『文祿四年』

二月廿一日

龍伯御判

平田豊前守殿

(本文書ハ『後編二』一四六三号ト同一文書ナリ、原註「此二通ノ御書義久公御譜中ニ在リ、正文在平田豊前トアリ」)

一慶長四年八月十日 龍伯様より惟新様江御状ニ
拙者息女事當家人質として十三ヶ年

32 『興国寺文書』

息女公領

大すみの國大根しめの村

高二千七百參十九石老斗四升

已上

右、無役之地進之候、抑幼少以来いまに在京、謹以御苦勞之段、併當家之奉公何事如之乎、然上ハ、いかやう之儀雖有之、右知行無異儀可被成格護尤候、向後相違有ましく候、仍状如件、

十二月廿四日

龍伯御判

(本文書ハ『後編三』一二七六号、慶長五年霜月七日付島津龍伯宛行狀トホボ同文ナリ、原註「義久公御譜卷末持明君傳中」「此正文三番箱義久公卷二ノ中ニ在リ」)

33

奥へ被召仕候きりつほ之兄玉利名字之仁所へ、豊州之者有之由、只今納所衆より承候、其元糾明にて候書付、同前可被差越候、左候ハ、きりつほの下女とハ御無用にて候、玉利名字之下女と可有之候、乍不申、日記之書様此中申越候之間、不能細筆候、恐々謹言、

尚々、きりつほの下女と候へ者、奥へ御格護ニ相似候て悪候之間、兄之玉利名字之事之下女とハ可然存候、兼又枯穂之帳御持せ候へ者、門屋敷浮免持合候人無之候之間、其元沙汰人へ談合被成、早々付記可被差越事專一候、當所衆之内爰元へしれ申候分書付候、持合之仁ハしれ申候へ共、在所何方と無御座候間申

事二候、
『年間未考』
正月晦日

町田羽入〔久傳〕
存松判

大野将右衛門殿

蒲地伊賀入道殿

御宿所

〔本文書ハ『季安三』所収「諸家系図」一八八ノ13号・『附録一』一〇七号ト同一文書ナリ〕

34

猶くさいしやうとのへ御心へ候て、おほせられへく候、たのミ

存候、

『持明君也』

追而令申候、拙者息女〔本田下野守親貞入道〕か事、當家人しちとして十三ヶ年在京いたし候、此程我ら申付候間ハ三清夫婦、其後ハ存松夫婦つけ置申候、さして用ニハたぬやう候つれ共、見かけハよく候キ、今程ハ平田豊〔豊前守宗藏〕入如此ニ候、いち駿河〔重治〕なと被下候、川東善さへもん・猿渡九郎左衛門尉までにてハ、外聞実儀〔后最上土佐守義辰〕しかるへからず候、又八郎殿御置目頼母敷からず存候、本六〔本田六右衛門親正〕なとさへしかくとハ不知仰置候敷、殊ニかの者者此比ハ罷下候やう承及候、いか候哉、こよりハ何と被仰付候らん、無心元存候、又八郎殿へも此理り同前ニ申候、さてハこよりハしちヲハ別ニ御分別なされ候て、むもしか事ハ下向させられ、なか／＼にめしをき候へかして存候、我々ハ世ノ時こそしちに候へ、今程ハ公儀ニモのくましきかと存候、又八郎殿へ御談合尤ニ候、兼又八郎殿何事モ神妙ニ見へ申候、目出度候、酒過候ハぬやうニ細く可被仰候、又たれさうニモなき座ヲたれ候事、なをし度候、然共我々／＼むかしかたきハ當世ニ不合候条、不及是非ニ候、

恐く謹言、

『慶長四年』

八月拾日

『上書』

武庫入道殿

龍伯

龍伯より

〔本文書ハ『季安三』所収「諸家系図文書」七七号・『同五』所収「諸旧記文書」一四三号・『同六』所収「京及江戸御質人交替紀略」一〇号・『後編三』八四八・八四九号ト同一文書ナリ〕

35 『猪俣氏家藏』

猶く書立候外二人衆猶有へく候哉、先帖佐かた二者有之まじき

由承候条、不及是非候、さて者諸所へ御座候する敷、涯分其元

にて御談合有へく候、彼是爰元之儀、被添御心候様頼存候、

先度伊宮内少輔を以、おく方へ可被召仕者共之儀申候キ、為御返事

拙者可為分別よし承候、得心不申候、先かこしまへ被召置候人衆之

内を被仰付、其上ニ不相達処を濱之市より申付候へとも、又何かし

とも承候ハ、何と様ニも談合申候する、そなたへ参せ候ものを、何

迄も我等かくこの小女ごとく、拙者分別次第と計承候者、心得不申

候、家をも彼もの續候かと存候ニ、然くと人をも御添候てこそ可然

存候、やう／＼平豊・伊駿・河善、此者迄にて候、小者としてハ吉

次・才七、さては権右衛門尉など計はせ廻候得共、公界はつれノ

事關のミとみえ申候、誰くも妻子なと上せ被置方ハ、似合／＼に其

分別あり／＼と被成候由聞え候、爰元之躰者、外聞はつれ之儀多々

候て迷惑候、餘之事ニ人かす十人はかり書立候而進候、此内を五六

人も被仰付、今之衆ニ被相加、二番替ニ被仰付候而敷とそんし候、

此上ニも濱之市方角より御望之もの共御座候者、無異儀御談合可申

候、又小者なともかこしまへ召置候者、十人計書立、先度進候へ共、

とかく手を被付御返事無之候、然共其内を三人も四人も被送候て、

被仰付候へかしと存候、まことに指向御軍勞之刻、心なき申様と可
思召候へとも、餘く在伏見外聞悪躰ニ候之間、如斯候、恐く謹言、
『慶長四年カ』
十二月二日
龍伯御判

又八郎殿

(本文書ハ『後編三』九六五号ト同一文書ナリ、原註「猪俣氏家藏」)

36 『蒲生士酒勾氏文書』

返く万一爰元逗留久敷候者、必替を登せ可申候、いつれ共巨細
者用口上候、

今度 奥様就御下向、かミ様之為御番衆、富・鹿之人數被居留候、

就其帖佐方之船手之事、かこなき船共多々在之由候、世上之見かけ

いかゞに在之事候間、乍御大儀御兩人之事者御残候而、皆同之人數
なミに可有分別事頼存候、仍有川助兵衛尉手前ニ在之貳百石之米、
百五十石分道与へ可被相渡候、猶用口上候、恐く謹言、

『慶長五年』
九月廿一日
伊勢平左衛門尉貞成判

大井七右衛門尉殿

酒勾式部少輔殿

まいる

(本文書ハ『後編三』一一八〇号ト同一文書ナリ、原註「在蒲生士酒勾十兵衛」)

37

慶長五年九月迄ハ為質大坂之御屋敷へ被成御座候処ニ、関ヶ原之合
戦破れ 惟新様御下國ニ付、宰相様と家久公同ク潜ニ大坂を御出被成、
西之宮之沖ニ而 惟新様御同船ニ御乗移被成、同月廿九日、日州細
嶋江御着、従是陸路御帰國候事、

(本記事ハ『後編三』一一八一号トホボ同文ナリ)

38

態令啓候、仍従 若殿様御前被仰出候、貴老之事、急度被成上洛、
御上様へ御奉公御申可被成由ニ候、さてハ近日相良新右衛門殿上京
可為候条、御同心被成候て上京尤候、日限之事ハ相良新右老へ御熱
談有へく候、御侘たるへき儀有間敷候間、無異儀御奉公專一候、恐
惶謹言、

『年間不詳』

七月七日

肥後藏人殿

御中

山田越前入

利安判

39

猶く彼返状高津忠定紹益ニも持せ有へく候、

紹益・伊平左衛門之書状慥ニ令披見候、抑 龍伯様御煩、火急ニ御
座候ニ付、かミ様御事、龍伯様御息女と申、殊ニ國家之御主ニな
らせられ、剩近邊ニ御座有ながら、御親之御一大事之きハニ御あひ
なき事ハ、天道ニもちかひ、諸人之取沙汰もちかひはつる事に候ハ
ん哉、殊孝之道ハ、往古より申来儀候条、御越候て可然候ハんと存
申越たる儀までニ候、然處、陸奥守殿上洛之砌被仰置候ハ、到國分、
為何御出合共雖有之、かミ様事ハ御越有ましき通、被仰置候哉、彼
儀我等ハ初而承候、就夫、かミ様御越之儀、我等前より可申分由、
承候へ共、従 龍伯様呼御申被成儀たるも無之候条、誰ニ可申分方
無御座候、又陸奥守殿如此被仰置たるも、勿論密々之事ニ而、難
申儀ニ候、さてハ作病之儀ハ、かこしまと國府ハ噂とをりたる儀候

条、是も難成候、餘之事二月のさハリニて候由被仰、無御越候而可然候ハん哉、左候ハ、女房衆なども必定、月のさハリと存候様ニ御分別肝要候、さてく右之通ニ奥州被仰置候事を不承候事、残多事迄ニ候、右之一儀、愚拙事別条ニハ不存出候条、何と様ニも、紹益、其方被致熟談、少成共公儀補候様ニ、御延引專一候、恐く謹言、
(慶長十年)
六月六日
惟新(花押)

伊勢平左衛門殿

(本文書ハ底本ニ欠ク、県立図書館本ニアリ、『附録二』二九三号同文ニテ補フ)

40

敬白 起請文

奥方御女房衆中へ至我等身退ニ、如在之儀有之由、頃出合之通承付候而、誠に驚入申候、努く毛頭不存儀候間、以此旨申上置候、自然申上仁共於有之者、幸ニ存候条、其仁従して御糺明被 仰付可被下事奉頼上候、乍勿論於自今以後、無別儀御奉公可申上覚悟候、
右之旨若於偽申上者、

奉始上梵天帝釋四大云く、「神文略」

慶長八年二月廿日

喜入撰津守殿

参

河上助七

久林判

(本文書ハ底本ニ欠ク、県立図書館本ニアリ、『後編三』一七九五号同文ニテ補フ、原註「御文庫拾七番箱十六卷中」)

41

御留守之間置目之事

- 一 御留守中、おくへ歴く御札雖申上候、御前へ罷出儀者一切停止之事、
- 一 納殿衆たりといふとも共、夜に入候て、おくへ堪忍仕候儀、不可然候、併遮而御用之時(マ) たそ同心いたし罷出、御用等可承候、一人者用捨可仕之事、
- 一 出家衆と候ても、おくへ出仕無用たるへ(マ) 事、但栄存房・瑞仙・瑞陽事者、無余儀御用之時者、納殿衆を奏者ニいたし罷出不苦候、其外之衆者、遮而於無御用者、出仕停止事、
- 一 於奥、或来客と号し、或どししみを仕候而、酒を(マ) こし候事不可然候、各も大事之御奉公指當儀候条、涯分たしなミ可為肝要候事、
- 一 一向宗に罷成間敷候、もし此宗躰をすゝめ申候ものあらは、則可申上候、
- 一 小臺所よりおくにハ、たとひ親を持、子を持候といふ共、無遠慮男衆可罷通儀、不可然候事、
- 一 奥ひろ間之番并御すゑの口、其外所々の番衆、無緩勤番可申候、自然越度於有之者、其科のかれましき事、
- 一 女房衆におひて、いかやうの縁者親類他事なき間にて、私ニ對面可仕儀可為停止、無余儀用所之時者、納殿衆へ申入候ハ、即納殿衆前より得 御内儀、以其上可致見参事、
- 一 惣別 龍伯様御判形を以、御置目被定置上者、雖不及申候、臺所納殿衆よくく御置目之旨を相守、御奉公可仕事、付若ほしいま(正)によこさま成儀を申者於有之者、喜入撰津守・本田六右衛門尉(正)へ申聞せ、以相談可相調事、
- 一 おく御蔵入納方・はらひかたの儀、為役人よくく入念遂算用へ

き事、

一納殿衆臺所役人諸事遣方之儀、折々こまかにさん用いたすへき事、
右条々、堅令停止畢、若違背之輩あらは、互言上いたすへし、
越度之者ハ重科にをこなひ、又申上候輩者加褒美者也、
〔慶長十年〕
十二月十八日

〔本文書ハ底本ニ欠ク、県立図書館本ニアリ、後編四〕一三九号同文ニテ補フ、原註
〔此正文御文庫拾七番箱拾六卷軸物中ニ有之、季通社合ス、年間ナシ〕

42

今度為関東之質人、其方妹上國侯、誠ニ感悦之至、難述祝詞儀候、
為此等之忠賞、於阿多之内知行令宛行候、全可有領地候、恐々謹言、
〔慶長十年〕
三月十九日
忠恒御判

〔島津久寛〕
藤次郎殿

〔本文書ハ「季安六」所収「京及江戸御質人交替紀略」一二号・後編四〕二三号ト同
一文書ナリ、原註「正文在島津内膳久兵」

43 『最上氏文書』

先年 貴久公被任陸奥守、予亦号修理太夫義久刻、
次之方迄遣使之儀、最上長門拯^{〔美徳〕}へ被仰付、京都之旨趣申調畢、剩善
左衛門尉事、近年息女依在京、為警固之者被召列、兩度辛勞之至、
于今条々無忘却者也、仍如斯、
〔取断カ〕

慶長十二年十月廿四日

最上善左衛門尉とのへ

龍伯御判

〔本文書ハ「季安六」所収「京及江戸御質人交替紀略」一三号・後編四〕四〇三号ト
同一文書ナリ、原註「最上氏蔵」「義久公御譜中、正文在最上右近トアリ」

44

▽猶々輕薄之儀候得共、段子式端令進覽候、誠書音之驗計候△
能令啓入候、仍 太神宮江千日參之儀、定而懈怠御座有間敷候間、
御辛勞察存候、弥御祈念之儀、頼存外無他候、然者我等娘子共ニ為
入質、此度江戸へ差上申候、遠國之儀候之間、中途無恙上着申候様、
於 御神前可被勤丹精事、是又奉頼候、余者用口上候、
〔慶長十八年〕
五月廿六日
羽兵庫入道
維新

中川大炊助殿

人々御中

〔本文書ハ「後編四」一〇一四号ト同一文書ナリ、原註「雜抄」、▽△ハ同文書ニテ補フ〕

45

たうけのしちとして、くわんとふへまいるへきよし申候つるとこ
ろに、すこしもしたひなく、すなハちりやうしやう、ことにおやこ
とも、はるかなるむさしの江戸までこされ候事、ちうかうこれに
すくましく候、まことにたうけ三十代にをよひ候へとも、かやうな
るためし御入候ハす候、一身をなけうたれ、よろつこゝろつかひは
はかりなき事にて候へとも、後の代までのめいよ、かんし入候、申
まてなき事ながら、御おやこの事ゆくすゑふさたなく心をそへ候ハ
んまゝ、めてたくこゝろにまかせらるへく候、いくたひ申てもちう
せつの禮ハ申つくしかたくて筆をそめ候、あなかしこく、
慶長十八年六月廿三日
いゑ久御判（花押）

いもと
まいらせ候

いもと
まいらせ候
むつの守
いゑ久

〔本文書ハ12号・『季安六』所取「京及江戸御質人交替紀略」一五号・『後編四』一〇二二号ト同一文書ナリ、原註「正文在島津勘解由久當」「家久公御譜中ニ在リ」

46 日州諸縣郡志布志之内

槻野村

高二千二百四拾石目録在別紙

右知行、乍少分進（候統之）之者也、

慶長十九年

八月廿八日

千つるとの

家久御判

〔本文書ハ14号・『季安』六所取「京及江戸御質人交替紀略」二二二号・『後編四』一一五九号ト同一文書ナリ、原註「正文在島津勘解由久當」「家久公御譜中ニ在リ」

47

右御姫千鶴君、去年御質人として江府に赴給ひ候故、その感賞として右之采地附與し給ふ、和字の感牘も此に写して載すへき也、

48

さてもくそこものすまゐ、氣をつくされ候はん事、すこしもわすれをかす候へとも、とをつ國ゆへ、しけく人などまいらせ候事、心にまかせず、存なからふさにうちすき候、まことにくかやうにしんらういゑ國のため、しよ人の心やすき、この御れいくたひ申てもつきすましく候、さそくふへんなる事のみと思ひやり候、しかればちきやう二千こあまりまいらせ候、もくろく持せ候ま、御らんあるへく候、はつかなる心さしをあらはず計候、さためてく

ハしくハ、いしんさまよりおほせらるへく候、かしく、

八月廿八日 （慶長十九年） いゑ久御判

千つるとの まいらせ候

〔右ノ正文ハ佐志屋敷家蔵トセ〕

〔本文書ハ13号・『季安六』所取「京及江戸御質人交替紀略」二二二号・『後編四』一一五八号ト同一文書ナリ、原註「在島津久當」

49

先年ゑとへしちとして数年とうりう候、まことに女子のうへにて遠國へかやうのたくい、前代なき事にて候ゆへ、ほうひとして知行三千石参らせをき候、彼知行の事ハ、他にかかりたる事にて候ま、一代之事ハ諸やくきゆるし申候、為其如此候、かしく、

寛永十年七月十二日 いゑ久（花押）

又五郎殿 （久世） ふくろ

〔本文書ハ69・115号・『後編五』六三六号ト同一文書ナリ、原註「家久公御譜中、正文在島津久當トアリ」

50 『岩下氏家譜』

一岩下藤七兵衛娘 家久公御姪 伊集院源次郎忠真女子也、奉公、其後遠州掛

川城主松平隠岐守定行主江御縁與有之、御越ニ付奉附、一世奉公す、知行式拾石拜領、目録存于今、

（50の1）

知行目録

日州飯野杉津留村之内

高拾式石九斗三合 三勺五才

長沖屋敷

高七石九斗 吉田佐多浦村之内 浮免

合式拾石三合三勺五才

右、息女懸川江奉公就被申、為加増被宛行畢、

伊勢兵部少輔

慶長十八年五月廿四日

貞昌判

三原諸右衛門

重種判

比志島紀伊守

國貞判

岩下藤七兵衛尉殿

〔右之名寄帳表紙ニハ岩下藤七兵衛尉殿息女と有リ〕

〔本文書ハ『後編四』一〇一三号ト同一文書ナリ、原註「岩下左次右衛門家蔵」〕

51

尚々御自分之馬之外之駄ちん馬之事、馳走候てすこしも遅くな
き様御いそぎの事候間、ちそう申さるへく候、以上、

島津陸奥守殿御いもうと子、江戸へ御引越ニ付而、駄賃事式三百疋

入候間、宿々ニ馬なき所候へハ、路地遅く候とて、自分之小荷駄五

拾五疋女房衆をのせ御下候、此外之駄ちん馬ハ何様も入次第調出し、

路地遅くなきやうニ馳走申さるへく候、右之分懇ニ本多佐渡守殿よ

り申来候間、則申越候者也、

〔慶長十八年〕
丑拾月廿二日

板伊賀印

京都より江戸まで

宿々年寄中

〔本文書ハ『後編四』一〇五七号ト同一文書ナリ、原註「古御文書中」「家久公御譜中
ニ在リ」〕

52

一慶長十八年十二月人衆賦帳ニ、五拾人納殿道具持と有之、

〔本記事ハ『後編四』一〇七三号「慶長十八年十二月朔日人衆賦帳」ヲ示スモノナラ
シ〕

53 『惟新公御案文』

態申越候、仍國分之御かミ様、餘々御淋敷御入候由承候間、率度當
所江申受、御慰メ申度存、國府江其通申上候得者、御返事ニ、惣別
此跡ニ相替候而、可被召列女房衆なども少ク、可被成御越躰ニも無
之由候、然者御徒然無極窮屈御座候由聞候条、我等國分江罷越、か
るく御食ヲ上申度候、如何可有御座候哉、紀州江ちと内證談合
候而、様子細々返札ニ可承候、恐々謹言、

〔慶長末年〕
九月四日

使 萩原萬吉

伊勢兵部少輔殿

〔本文書ハ『宮崎県史史料編中世1』所収「伊勢文書」五号ノ案文ナラン、『附録二』
二八六号ト同一文書ナリ、原註「惟新公御案文」〕

54

尚々夜中ニ而も御舟さへ参候ハ、御打立候する由候、此状と

とのへ申候へハ、酉刻ニ成申候、御舟不参候ハ、咲止千萬ニ候、

彼九左衛門（附視カ）かるくと参候、可被添御心候、以上、

不圖以一行申入候、今日其許へ可被成御越山之儀、しかと相定候得
共、御座船當濱へ無之候之故、平松御老中より今朝被仰通候、然共

順風悪候て、只今申刻までハ自帖佐御船不參候、誠御前ハ御支度被成候て御待候へ共、無御了見候、扱々陸路も御越山候する由、上意にて候へ共、以之外降雨にて、路川洪水ニ候間難儀候、依此等之儀御延引にて候、一刻も御急にて候へ共、何方之事も不聞候而、餘々御かミ様咲止之儀と思召候間、一人申付候、為御存知候、此等之趣惟新様へちと可被成言上事所仰候、恐惶謹言、

六月六日 酉刻

伊地知甚左衛門尉

重起判

川上日向守

忠豊判

秀堅老

伊勝左衛門尉殿

岩縫殿助殿

参人々御中

(本文書ハ『附録一』一一一号ト同一文書ナリ)

55 『御案文』

猶々就中奥表ニ立入中間小者共ニ、右之旨能々可被申聞、聊以氣任せ不仕様、可被申付事專一候、

此比者御無音ニ相過候条、企一行候、先以娘孫衆御無事ニ御座候由、尤目出度存候、殊ニ御供之女房衆ヲはしめ、其外何も御奉公、無聊尔之由、満足不少候、弥以江戸之御事、日本國之大名衆御着合候而、諸事心遣之儀候間、各其心得を以、乍辛勞他國之批判無之様、中間小者已下ニ至迄、相嗜御奉公仕候得と堅可被申付候、勿論於御為不成儀者、朋輩知音之上たり共、聊無齷履、曲事之段可被申上候、随

而五兵衛事者、氣相之由承、自是心遣ニ存事候、先以為替大窪備前(曾本重忠)守可差上由、御料人迄申進候、於御招引者、御暇可被給候、左候而、下向候ハ、中途之養生能々入念候ハてハの事ニ候、此方ニ而之養生者如何様ニも可添心候、然者五兵衛於下向者、何篇宗圓(江田)一人之可為辛勞候得共、無余儀頼申事候間、猶以無用捨、各江異見可被申事肝要ニ存候、將亦兩人之宿元、一段静ニ在之事候条、可心安候、尚跡より可申上せ候間、不具、恐々謹言、

七月廿五日

(慶長十九年)

惟新公

(御名無之)

江田藤右衛門入道殿

曾木五兵衛殿

(本文書ハ『家わけ七』所収「曾木文書」二〇〇号・『附録二』二八八号ト同一文書ナリ)

56

猶々於御相傳可忝候、如御存遠路之儀ニ候間、以使申入候、乍御無心御入魂所仰候、以上、

態令啓候、仍又五郎殿へ御姫様御よめ入、来月中旬比たるへきのよし候、就其拙者女房待女房被仰付候、其様子一圓無安内之儀ニ候間、誰人といけいこ可申候哉と御老中まで申入候処、御當家のやうす、貴老御親父御覺被成、若御相傳(二子)もか候ハん間、相尋申候へと承候、於其儀者、得御相傳度候、定御日記(二子)なども御座候ハん条、可被仰聞事奉頼申候、先其日衣裳以下なども何色着用申候哉、其用意俄ニハ難調候条、早く用意申度候、御むつかしく候ハんなれとも、細々被仰聞候ハ、可忝候、萬事御入魂所希候、猶此者口上ニ申聞候、恐惶謹言、

霜月晦日

仁礼藏人

頼景判

伊地知采女様
人々御中

一元和五年八月四日、相良勘解由次官頼豊・上井次郎左衛門里兼より、三原諸右衛門・比志嶋紀伊守・喜入撰津守江宛之書状之内ニ、

一御妹様御事、惟新様御煩ニ付、今一度被成御對面度被思召候通、

公方様被聞召、御暇御給之由候、誠寄特成御仕合無申計事候事、

一御姫様河内守様江御縁与、此等之儀も御年寄衆被入御念相定由候、

目出度申事ニ候事、

一御妹様御事、誠忝御暇御給候間、若殿様此地江御下着候者、則

被成御打立御帰國可有由、薩州様より被仰下候、萬其用意被成

候事、

一御姫様御祝儀之事、河内守様京都へ被成御供候間、時分不知候、

御妹様思召候者、御祝儀を御見立、被成御帰國度由、内々思召之

由候へ共、薩州様御意御尤候間、若殿様御下着次第、此地打

立之由候事、

〔外前後略文〕
〔本文書ハ『後編』四の一六二七号ノ抄ナリ、原註「御文庫拾七番箱拾九卷中」「家久公御譜中ニ在リ」〕

一昨日四日、本多上野守殿・土井大炊助殿為 御使被成御出、御暇御給候、

一今度之火事ニ付銀子五百貫目御拜借候、誠々おひたゞ敷儀目出度

仕合不過之候、御外聞と申、御國之うるをひ各御満足御同前候、

将又御下向路筋之儀、時分海上静候間、西表御下たるへき由候条、

其御心得尤候、

一内々被仰遣候間御懐人之方、今月二日

御男子御誕生候、尤以目出度候、何も近日罷下可申談候間、不能

詳候、恐惶謹言、

二月五日

伊勢兵部少輔 貞昌判
喜入撰津守 忠政判

『島津』 『久元』
下野守殿 『久幸』
町田圖書頭殿 『重種』
三原備中守殿 人々御中

〔本文書ハ『後編四』一七二四号ト同一文書ナリ、原註「家久公御譜中ニ在リ」此正文御文庫十七番箱廿卷中ニアリ、季通糺合ス〕

59 『在児玉筑後利昌譜』
一元和年中、利昌轉ニ納殿役、給ニ事 公左右、日被ニ籠信ニ故上ニ盟

載、其詞曰、

59の1 『児玉氏藏』

起證文

一今度納殿役被仰付候、外聞と申、無残所忝奉存候、弥以入精御奉

已上

急度令啓候、

58

公可申上事、

一 酒女之儀、猥ニ無之様心懸可申事、

一 隱蜜之儀共多く有之候、雖承候、少も口外仕間敷事、

一 萬一以計策、御為之様ニ偽申人雖有之、不実之旨於令推察者、致

同意間敷事、

一 御食物ニ付疎略之儀共於有之者、見立聞立、可致其沙汰事、

右之旨少も於偽申上者、

『年月不傳』

(本文書ハ『後編四』一八三三・一八三四号ト同一文書ナリ、原註「児玉筑後傳」「児玉氏藏」)

60 『載児玉氏譜中』

一 慶長十七年より御兵具奉行為相勤と相見得申候、其以後御納殿役

ニ被召成、中納言様より別而御心安被召仕、江戸之御供毎度為

相勤由候、

『元禄十六年』
未四月九日

御記録所

『利昌ノ孫』『利言』
児玉四郎兵衛

61

覺

一 大闇様御下向之刻、国府御かミ様御人質ニ御上洛ニて候、御褒美

として高老万斛、御一代無公役ニ御給候事、

一 関ヶ原一乱之後、御國本之儀もいかゝ候する哉と、御念遣候砌、

我息女人質ニ召上せ被成候而、直ニ御家之御為とて、松平河内

殿へ御縁与候、人質迄之儀ニ候ハ、妹へ替り候て可罷下處ニ無

其儀、上方にて相果候、御家之御奉公如此候、右之様子ニ付知

行之事、此中申度存候得共、江戸之上下毎年被成御辛勞候処ニ、

我身無公役二千石被下置候間、當時之堪忍さへ調候ハ、一者御

奉公と存、菟角不申候、然処ニ寶壽院殿養子ニ可申之由、黄門

様より御意にて候、左候へハ、今之知行にてハ以来御奉公續まし

く候間、申候事、

一 妹事も為人質江戸江相詰候、其褒美として高三千石無公役ニ給候

事、

右先例有之儀候間、寶壽院殿江も知行御給候様ニ申度候、是を我

ニ給候へと申事にてハ無之候、此由具ニ披露候て可預候、我か娘

計御手付なき事迷惑ニ候、可然様ニ可有申候、

『寛永元年』
拾月十四日

帖佐
屋地

穎娃長左衛門尉殿

渋谷四郎左衛門尉殿

(本文書ハ『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」二三号・『後編四』一八六〇号ト同一文書ナリ、原註「此一書家久公御譜中ニ在リ、糺合誤ナシ」)

62 (前号行間朱書)

已上

其方之儀、雖為豊州懐之養子、少知行之故、當時者其方為私分、別

ニ知行不給分之由聞及候之間、黄門様へ伺御意、我等蔵入之内五

百斛進之候、田坪字等別紙有之、雖為少分先可有領知候也、恐々謹言、

七月十九日

寶壽院

光久御判

(本文書ハ『後編五』八四三号・『附録二』一〇〇六号ト同一文書ナリ、原註「光久公御譜中」)

63

一妹と御座候ハ御下様之御事ニ而、伊集院源次郎忠真室、後下野守久元ニ嫁せられ、慶安二年八月十七日御卒去、
一帖佐屋地とハ惟新公御嫡女島津豊後守朝久之室ニ而、御屋地様と申上、寛永十三年子十一月十一日御卒去、

64 「御屋地御母堂ノ事」

一北郷讚岐守忠相二男北郷佐馬助忠孝之女子、母北郷右衛門兵衛久清女初者又四郎忠平公後義弘公御夫人、御屋地之御母堂也、御離別之後為一雲時久之室、携御屋地、来嫁次郎相久、後為島津豊後守朝久之室、寛永十二年乙亥十月五日死去、法名玄室妙通大姉

65 『御引附留ノ内』

覺

高六拾六石式斗卷升者

右者、國分民部左衛門殿納殿役ニ付、本高之内相替被給候間、無異儀可有支配者也、

寛永六年九月九日

御支配奉行衆中

まいる

(喜入忠愍)
撰津守印
(島津久元)
下野守印

66

寛永八年卯月十一日、伊勢兵部少貞昌・下野守久元より川上左近将監・喜入撰津守江之書状ニ、

(省略アリ)

一御子様達、何も御息災之由、具申上候事、
一岩崎御姫様、頃者一段御快氣之由、別而被成御祝着候事、

(省略アリ)

一此方おたつ可被召仕女衆二人程、可被指上候由、從兒玉筑後守殿、仁礼藏人迄被申下候哉、我々者不存候、爰元も餘事闕ニハ有之間敷(念脱カ)と見及候処、又々人衆相かさみ候、惣別ケ様ニ成行候儀、不及是非候事、

(省略アリ)

一帖佐長右衛門尉殿之儀、薩州様御側江御心安被召仕候条、早く御帰國仕、女房を召列被參候間、此方へ相詰御奉公被仕候様可申渡由、從 御両殿様被 仰出候間、夫婦路地之賦船等之儀、被仰付候而尤候、云々、

(本文書ハ『後編五』三八三号ノ抄ナリ、原註「写兒玉氏藏」「家久公御譜中ニ在リ」)

67 『帖佐氏家藏』

一書申入候、帖佐長右衛門尉殿、先年(元和五年)又八郎様御上洛之時分、夫婦御供被申、又八郎様御帰國之時分(寛永二年)、爰元にて御姫様ハ誕生ニ付、御乳無之候て、彼内儀被召留、長右殿夫婦・子息長々被召詰、當年九年ニ被致帰國候、然者身上之御侘被申候、去年 黃門様此元御打立前、以三原飛騨守殿(重忠)、長右衛門殿儀別而致御奉公候条、可被付御手候而可承置由被仰出候、最前伊集院筑前守殿内儀

同前ニ 又八郎様為御乳被召列、筑前守殿ハ廳而知行三百石被給候間、其時分同前ニ御扶持も可有之歟と存候処、其儀無御座、如何敷存候へ共、兎角不申上罷居候、筑前守殿よりハ過分ニ詰重申候間、其御心付も御座候様にて被申事にて、何れ被付御手候ハハと存事候、猶於様子者、其身可被申達、猶不能詳候、恐惶謹言、
(寛永四年乙) 二月廿九日 伊勢兵部少輔 貞昌判

野州様

喜撰津守様

比宮内少輔様

人々御中

(本文書ハ『附録一』四一三号ト同一文書ナリ、原註「真本在帖佐氏」)

一寛永八年五月九日、伊勢貞昌より川上久國・下野守久元江之書状之内ニ、
(彌太郎アリ)

68

一東郷肥前守事、是も當時御留守奥方へひたと相詰御奉公被仰付候、
(重位)
藤兵衛尉事、表方之御奉公仕、是も父子面々ニ相勤候、可難成候間、毎年米三拾石ツ、可被下由被 仰出候、當時上知行共候時分、如此御扶持被成儀、如何敷様ニ候へ共、無余儀被召仕衆、身上落置候へハ、咲止ニ 思召候間、如何 御意之旨候条、以此趣御談合候て可被仰渡候、今度上知行ニ付、知行米ニよらす半分ツ、上り候儀者、何も同前候、可為御沙汰候、云々、

(本文書ハ『後編五』三九六号ノ抄ナリ、原註「家久公御譜中ニ在リ、糺合誤ナシ」)

(寛永十年七月十二日付島津家久書状、49・115号・『後編五』六三六号ト同一文書ナリ、省略ス)

70

島津下野守久元三男又五郎久近為久四郎忠清後嗣、忠清妹称御下、初嫁伊集院源二郎忠真、後嫁下野守久元、故使久近為忠清後嗣、賜御下遺領三千斛以別樹家云、

71 『写本有之』

(已上)

一從 黃門様為御使吉田次郎兵衛殿被罷下候間、一書令啓候、
〔康清〕
一昨十八日御参内御座候而、薩州様始而 禁中江被成御参、目
〔七月〕 〔家久公〕 〔光久公〕
出度奉存候、明廿一日於 御城御能御座候、近日亦大坂へ 御成
之由候、如此候ハ、廳而御隙明、可為還御との取沙汰仕候事、
一於其元被成御談合、御借銀返弁之儀ニ付、諸士〔上〕知行之儀、
御國へ被仰遣候、其御返事、渋谷四郎左衛門尉殿・児玉筑後守
殿、被罷登候而被申上候、於御國も皆々談合被申、重々被申上候
内ニ、夫婦ニ而在江戸之衆、御賦方ニ銀子入申候間、先此節ハ町
田駿河守殿・我等兩人ハ從最前御供申候間、此分ニ而被召置、其
後被召寄候衆ハ、女房衆帰國被仰付尤之由候間、上聞候処、諸事
改儀候間(其元夫婦之衆へ此由可被仰渡候、)▽ケ様ニ可有之旨
被仰出候△委細者御國へ被仰遣候条書之帳面有之儀候間、以其趣
一々ニ可被仰達候、誠ニ此節ハ腰之刀を沽却にて成とも、御用可
被立時節候間、如何様ニもして堪忍尤之由可被仰渡候、鹿兒嶋衆
ニも、知行上候上ニ、刀ニ付置候金具をはつし、可致進上之由被

69

申上候衆書立ニ而參候、一段被成 御感事ニ候、下々少たくハへ
共候衆も、成次第少ツ、成共銀子借上可申之由、内々申之由候、
誠御譜代之御國ニ而候故、如此候儀感入候、〔皆々御知行被上候
儀〕 少も迷惑がりにて無之由候、寄特千萬との申事候、

一 御借銀ハ八千貫目餘ニ成候、上知行にて漸利御なし候而、少本銀
御なし候やうなる御算用ニ候、心安夜をも寝可申事ニて無之候、
諸人礮と氣を替候而、此中朝夕汁を添候を、塩にてたべ候程之心
持にて無之候ハ、調間數と存候、能々其元之衆へも以此心得可被
仰達候、恐惶謹言、

『寛永十一年』

七月廿日

『時在江戸』 『政統』

鎌田出雲守様

人々御中

『時在京師』

伊勢兵部少輔

貞昌判

(本文書ハ『後編五』七四三号ト同一文書ナリ、原註「写兒玉氏藏」、(一)ハ『後編』
二欠ク、▽△ハ同文書ニテ補フ)

72 (別紙綴込)

引付

切米拾石者
六石七斗者

〔消印有〕

右者、此中伊東権右衛門殿へ被給候、今度知行ニ被召成候間、可
有支配候、當時御里役ニ付被給切米ニ而候間、役相替刻者、右知
行同前ニ可被召上者也、

寛永十一年九月廿一日

伊勢貞昌
伊兵部少輔

川上貞昌
河左近将監印

島津大弼
弹正大弼印

高崎伊豆守殿
山田民部少輔殿
新納加賀守殿

73 『御引付留』

引付

高三拾石者

右者、榊主馬首女房 薩州(光)様為御乳先年江戸江致御供、数年御奉

公仕候付、切米拾石之為返地被下候間、可有支配者也、

寛永十一年十一月十一日

兵部少輔印
左近将監印

弹正大弼印

山田民部少輔殿

新納加賀守殿

肥後長次郎殿

高崎伊豆守殿

74 『御引付留』

覺

高四拾三石者

右者、今度為加増被給之由候間、可被成支配候、

高五拾石者 二渡与右衛門殿

右同、

高拾七石者

右同、

小城権現領

平田次左衛門殿

高三拾石者

長崎助左衛門殿

右者、切米拾石之返地として被給之由候間、可被成支配候、御右筆役ニ付被給由候、右役相替候刻者、役分同前ニ可被召上儀候条、名寄奥ニ其旨可被成書記候、

高三拾石者

御里衆
肥後十兵衛殿

右者、切米拾石之返地として被給之由候間、可被成支配候、當時役分ニ而候条、役相替候刻者、右知行可被召上之由候間、名寄奥書ニ其旨可被書記候、

高三拾石者

右同
有川新右衛門殿

右同、

高三拾石者

右同
勝目四郎右衛門殿

右同、

高三拾石者

御里衆
石神善右衛門殿

右同、

高三拾石者

右同
川村与三右衛門殿

右同、

高三拾石者

右同
益山五平兵衛殿

右同、

高三拾石者

右同
相良對馬殿

右同、

高三拾石者

右同
竹之内納右衛門殿

右同、但此中持分高八石五斗、合卅八石五斗罷成候故、五斗分者右三拾石之内より被引除、貳拾九石五斗分可被成支配候、

高三拾石

右同
築瀬六右衛門殿

右同、但此中持分高八石六斗、合卅八石六斗ニ而候間、六斗分右三拾石之内より被引除、貳拾九石四斗可被成支配候、

高三拾石者

右同
相良弾兵衛殿

右同、但此中持分高六斗ニて候間、右三拾石之内より六斗分被成引除、貳拾九石四斗可有支配候、

高三拾石者

右同
佐谷田九左衛門殿

右切米拾石之返地、

高貳拾石壹斗

右同
崎山人郎兵衛殿

右同、

高貳拾石者

包丁人
小城太郎兵衛殿

右者、切米七石之返地、

右、御右筆役老人、御里衆拾貳人、包丁人老人、合拾四人之儀、切米を知行ニ被召成候、當時役分ニ而候条、役相替之刻者、右知行可被召上之由候間、名寄奥ニ其旨可被成書記候、

以上、

『寛永十一年』
戊極月廿五日

高崎伊豆守印

新納加賀守印

山田民部少輔印

三興

御奉行中

75 『御引付留』

引付

高百斛者

右者、有川淡路守殿江此中切米三拾石ツ、為御加扶持被給候、右之返地高九拾石外拾石者加増、合百斛可有支配候、但加治木納殿役三付、別而御奉公被申候間、如此候也、
寛永十一年十一月十二日

兵部少輔

左近將監印

彈正大弼印

山田民部少輔殿

高崎伊豆守殿

新納加賀守殿

肥後長次郎殿

一同 拾壹石者

一同 七石者

一同 七石者

一同 七石者

一同 四石者

一同 四石者

一同 四石者

一同 四石者

吉井平左衛門殿

同 久保與八左衛門殿

同 久保築右衛門殿

同 料理小番久保諸左衛門殿

同 山下源助殿

同 竹下治左衛門殿

同 有馬隼人殿

同 ほんかい役野崎七左衛門殿

右、切米知行ニ被召成候間、可有支配、當役ニ付而被給切米之儀候間、役可相替刻者、役分同前ニ可被召上者也、

寛永十一年十一月十六日

76 『御引付留』

引付

一切米拾三石六斗者

一同 拾壹石式斗者

一同 拾壹石者

一同 拾壹石者

一同 拾壹石者

納戸衆

新納三河守殿

御里衆 野添彦右衛門殿

同 肥後榮七右衛門殿

同 川野治兵衛殿

同 庖丁人 重信長兵衛殿

山田民部少輔殿

高崎伊豆守殿

新納加賀守殿

肥後長次郎殿

寛永十一年十一月十六日

左近將監印

彈正大弼印

77 『児玉氏家藏』

態一書令啓候、然者伊勢鶴殿御懷、去月御産月ニ而御座候処、相延候而未無其儀候、御もち越候ほと、御産も輒御座候由申候間、目出

度候、其上御占形も一段能御座候、御薬者連く為差上被申候、細く御脉之様子尋申候へハ、御脉もよく御座候由申候、乍去、前方終ニ無御座、御喉氣出合、又痔病も指發候、御舌も腫候而、あまた所われ申由候、如此御座候ニ付、以之外御痛ニ而候、御食などハ参候、御煩も別ニ者無之候、右之様子ニ付、御草臥ニても候哉、御休候而計御座有度心持ニ御入候、物などを被仰事もなく御座候と被仰由候、御喉氣・御痔病など指出候而こそ、四位五郎左衛門へ申候而、時く御薬参候、五郎左衛門事ハ、産後産前之養生能仕候而、其覺共御座候間、御前様など御産之時分も、御薬参候つる間、御脉など伺せ申候、御脉ハ能候由申候、御煩何も珍敷様子ニ候間、治部卿・三川などもちと申上度由被申候間、飛脚申付候、定巨細ハ從 奥方可達貴聞候、御喉氣、先日之比ハ物など参候へハ、火などを御のミこみ被成候様ニ、難儀ニ御入候、此比者それほとニハ無御座と相聞得候へ共、于今御痛之由候、御痔も此頃又痛出申候、色々右之様子ニ候間、御祈念など無油断候、先日も愛宕之圓福寺を申請、二夜三日護摩御執行候、又明日より叶法印申入、二夜三日御祈念有之儀候、此等之趣、細く被申上尤候、御産候ハ、早く御左右可申上候、恐く謹言、

『寛永十三年丙子』
十月三日

『是年十月十八日 公之女嶋津圖書久竹妻、生母崎山八右衛門盛秀女、貞昭一腹也』

兒玉筑後守殿
御宿所

尚く從 黄門様先日兵部少輔江被下候御條書奥川十兵衛殿其元之御屋敷之氣を見せ申候而可申上由被仰聞候、今程ハ遠所江被

伊勢兵部少輔
貞昌判

川上左近将監
久國判

罷越留守之儀候間、被罷帰次第、氣を見せ候而、重而可申上候、是又可被仰上候、以上、

78 『兒玉氏家藏』

(本文書ハ『後編五』九三九号ト同一文書ナリ、原註「兒玉氏家藏」)

受取

- 一 『後嶋津市正忠廣』
寶壽院様御衣裳として奥しゆす老端、
 - 一 千鶴様御衣裳としてひりんす老端、
 - 一 万壽様御衣裳としてひちりめん老端、
- 合三端、慥受取候而、加治木奥方江上申候、為後日墨付如斯ニ候、

以上、

『寛永十三年』

子ノ十二月七日

『時納殿役也』『貞守』

有川淡路守判

兒玉筑後守殿
参

(本文書ハ『後編五』九六七号ト同一文書ナリ、原註「兒玉氏家藏」)

79 『御引付留』

引付

高百斛者

有川平右衛門殿
『貞盛』

『伊勢』『貞昌』
右者、数年兵部少輔殿へ相付、夫婦在江戸被仕候、左様成衆ハ、いつれも被付御手候条、其なミとして此度高百石可被給之由、以兒玉筑後守被仰出候間、可有支配者也、

寛永十四年 丑
二月八日

『御支配奉行』『頼安』

仁禮右近将監殿

吉利下総守殿

参

『島津』『久慶』
彈正太輔印

下野守印

80 『児玉氏蔵』

請取

鳥目五拾貫文

右者、東之丸御姫様御齒黒御祝ニ付、彈正奥方へ御給被成候付、
「家久公御子忠朗ノ生母移于陀城、時稱之東之丸御懷様、鎌田政重女也」
「寛永十四年」
「寛永十四年」
丑三月十二日

児玉筑後守殿

参

鮫島大蔵判（宗巻）

（本文書ハ『後編五』一〇二一号ト同一文書ナリ、原註「児玉氏家蔵」）

81

請取

鳥目三拾貫文

右者、御姫様御兄弟就御齒黒被遊候御祝物として被進、
「後編・御妹」
御姫様

より慥請取候畢、
「寛永十四年」

丑三月十二日

仁禮六左衛門判

児玉筑後守殿

参

（本文書ハ『後編五』一〇二二号ト同一文書ナリ、原註「児玉氏家蔵」）

82 『御曳付留』

引付

高三拾石

中村源之丞殿

右者、御里役ニ付切米拾石被給候、其返地として今度令支配候、
後年御里役被相替候刻ハ、諸役分同前ニ可被召上之由候、以上、

『寛永十四年』
丑後ノ三月十三日

仁禮右近将監（宗巻）

吉利下総守（忠巻）

高奉行衆中

83 『児玉四郎兵衛利實自記』

一寛永十三歴中春初五日、御兵具役被仰付、無異儀相調、同十四之

歴五月十九日、納殿役被仰付候事、

但伊東二右衛門殿御使也、
「後改肥後守祐昌」

同前ニ承衆、東郷藤兵衛尉、次之日ニ被承人渋谷与左衛門尉・新
納弥兵衛尉也、同廿三日得御目見仕候、そうしや國分民部少輔殿、
「后称肥前重方」

但御新蔵ニ而如此也、誠以辱次第不淺事、
「利昌ノ子」
「利實」

一祖父四郎兵衛事、寛永之初比より正保之末迄御兵具奉行相勤、寛

永十四年、

中納言様御病氣之節、御公儀御醫師被相下候ニ付、奥方御無人

之故、御納殿役ニ被召成候、御逝去已後、又々御兵具奉行相勤候、

右役目ニ而江戸御供度々相勤為申由候、

右、利實孫四郎兵衛利言御記録所へ申出候扣也、

84 （別紙綴込）

「御引付留」

新造御女房衆

宮内卿との

右知行、今度 黄門様御煩ニ付、別而辛勞被仕候、為御褒美被給
「家久」
候間可有支配者也、

寛永十四年七月十七日

(三原重通)
左衛門佐印

(山田有光)
民部少輔印

(島津久慈)
弾正大弼印

(島津久元)
下野守印

御支配奉行

仁禮右近将監殿

川上又左衛門殿
(忠通)

85

一 寛永十五年正月廿九日、就御出陳種々御賦頭書之帳

(省略アリ)

一 納戸衆者喜入丹波守殿・平野六郎左衛門殿・東郷藤兵衛尉殿・
〔重方〕

弟子丸治左衛門尉殿、
〔高三百拾貳石〕

〔高百七石トアリ〕

(省略アリ)

一 御南戸衆之事

(省略アリ)

一 納戸衆・御代官

〔外数行前後略ス〕

(本文書ハ『後編五』一・二二二号ノ抄ナリ、原註「家久公御譜中」「正文在文庫」)

一 寛永九年申七月御備賦之内ニ、

86

一 御南戸 御小者衆拾人 夫丸十三人御蔵入より出ル、

一 御納殿 乘馬衆貳人 主従廿二人
小荷駄衆三人 主従廿一人 夫丸三人右同、

〔外数行略〕

(本文書ハ『後編五』五四六号ノ抄ナリ、原註「雜抄」)

87 『御引付留』

引付

高四拾四石

納戸役ニ付加増、

高三拾石

切米返地、但御里役ニ付、

高六拾石六斗

高三拾石

御里役ニ付切米返地、

高三拾石

右同、

高貳拾壹石

御包丁役ニ付切米返地、

〔外前後名前略ス〕

右之衆江知行被給候間、高帳ニ直可被成候、已上、

〔寛永十四〕
丑十一月十九日

仁禮右近将監印
(久慈)
新納右衛門佐

高奉行衆中

88 『御引付留』

引付

高三拾石

切米拾石之返地、

包丁人

重信長兵衛殿

高三拾石

右同、

御里衆
肥後拾兵衛殿

高三拾石

切米十石之返地、

有川喜左衛門殿

高式拾壹石

切米七石之返地、

包丁人
豎山監物殿

高三拾石

右同、

右同
竹内孫左衛門殿

高式拾三石

切米七石之返地、

山城新助殿

高三拾石

右同、

右同
里村拾左衛門殿

高式拾壹石

右同、

包丁人
井上掃部左衛門殿

高三拾石

右同、

右同
二渡与右衛門殿

高式拾壹石

右同、

右同
久保箒右衛門殿

高三拾石

切米十石之返地、

御里役
川村与三兵衛殿

高式拾壹石

右同、

右同
久保諸左衛門殿

高式拾壹石

右同、

包丁人
小城太郎兵衛殿

高式拾壹石

右同、

右同
久保与八左衛門殿

高式拾壹石

右同、

右同
淵邊領右衛門殿

高式拾壹石

右同、

右同
中馬喜左衛門殿

高三拾石

切米十石之返地、

御里衆
益山五平兵衛殿

高三拾石

切米十石之返地、

御里役
勝目四郎左衛門殿

右之衆江去年知行被給候間、高相直可被成候、以上、
『寛永十五』
寅三月廿五日

高三拾石

右同、

川嶋新右衛門殿

与力役

高奉行衆中

仁禮主計助印
新納勘解由次官

89 『御引付留』

引付

高三拾石者

園田正右衛門

右者、親八左衛門御里役之御奉公仕ニ付、谷山より鹿兒嶋江同前ニ此節被召移候間、繰易可有支配候、依之谷山衆中一人相闕事ニ候条、高老石九斗七升九勺八才并居屋敷ハ彼地江被残置候間、可被得其意者也、

寛文元年丑八月七日

(鎌田政行)
源左衛門印

(伊勢貞徳)
兵部印

(島津久忠)
圖書印

支配奉行

平田五右衛門殿

相良吉右衛門殿

90 『御引付留』

以上

伊集院左近將殿知行之高、江戸之御局之知行五拾石可被相加之由、從御局被仰候間、以其御心得高帳ニ可被召載候、若夫婦不和之子細共可有之時者、右五拾石之儀者御局へ可被返付之由候、為其一書如此候、恐く謹言、

『寛永六年』

九月廿九日

伊勢兵部少輔
貞昌判

高奉行中

まいる

91

高百八拾石者

為仙

右者、此中切米六拾石宛被給候を、知行に被召成可被下由、於江戸御侘被申上候処に、薩州様御開召上、寄特に学文被仕習、御讀物共被遊候、其上内儀事、御書子様へ御乳被仰付、夫婦相隔数年御奉公被仕候間、知行にて被召成之由被仰出由候、六月四日之書状同月廿六日に伊地知采女正殿被持下候、此節可有支配者也、

寛永十四年十月廿九日

(山田有忠)
民部少輔

(島津久元)
下野守

(三原重忠)
左衛門佐

新納右衛門佐殿

仁禮右近將監殿

92 『岩下氏家蔵』

一乍恐申上候、我等事、真幸以来より

惟新様御傍へ御奉公申上候、其後帖佐之様ニ被成御移候ニ付、御供申罷移候、然者

惟新様平松江御隠居被遊ニ付、我等事帖佐へ被下置せ處ニ、色く小細工仕ニ付、御用之時者當所へ被召寄御奉公申上候、然者御茶入袋縫可申之由、納殿衆を以承候間、御本申下縫調、指上申候、御前ニ御仕合能候て、鳥目五貫文拜領仕候、其上ニ當所へ被召移、御加扶持可被下之由、納殿衆三原七左衛門殿より先内證として承候、然者表へ被召出、前々御使衆鎌田左京亮殿より承候者、當所江被召移以来、御加扶持切米三石并二人飯米被下之由、被仰聞候之条、元和四年ニ罷移、同六年より奥方江被召仕、寛永拾四年迄

御扶持被下、ケ様之堪忍仕候処ニ、不慮ニ煩氣ニ候て、三年養生仕候得共、弥不眼（彌カ）ニ罷成、然々之御奉公不申上候へハ、寛永十五年より右之御扶持飯米被召上、于今不被下、何共迷惑仕候、云々、

「略」

寛永廿一年申卯月五日

岩下與右衛門判

〔本文書ハ『後編六』三九四号文書ノ抄ナリ〕

93

一赤松諸兵衛、奥御南戸役被差免、表へ御奉公可仕候、奥御南戸ハ表御南戸衆同前ニ可承由申渡、其通ニ被相勤候、一納殿代官郷田源右衛門、物奉行代鎌田五太夫被仰付候儀、御酒申也、手代御小者一人被滅候、能勢宜庵事、書院坊主并ニ被召仕候事、何も申渡、領掌ニて候と云々、

右、明暦三年二月十日書状ニ相見得候、本文諸兵衛・源右衛門、去年十一月廿五日江戸下御下屋敷人数被減候書付之内ニ相見得

候事、

94 『御引付留』

引付

高五拾石者

山下源右衛門

右、（松平定行）隱岐守様奥方局、別而就被致御奉公候拜領之地也、就夫甥山下源右衛門致付属、跡目ニ可申付由御断相達、右之高者奥方御自分之御買地ニ五百石、御懐様御養子御高ニ被加置候間、從其内高引除、源右衛門方江可有支配者也、

明暦三年酉七月十日

（町田貞則）
勘解由印

喜入五郎兵衛殿

95 『御引付留』

證文

山下源右衛門儀、松平隱岐守様奥方御局為養子被仰付、隱岐様奥方御買地五百石 又六様御知行高ニ相加被召置候、此内へ高五拾石御局へ拜領候間、則養子源右衛門へ可致付属候間、右高差分可被遣之通、奥方より書物を以 少将様江被申候刻、右書物ニ裏書を以、源右衛門へ可被下之通被仰出候付、御家老衆より任御引付、又六様御知行高之内五拾石致支配候、源右衛門高江被召直可給候、當分又六様御家中承ニ付、如此候、御引付并名寄帳同前ニ差出候、已上、
（明暦三年）
丁酉七月十八日 喜入五郎兵衛判

御支配所

96 『伊地知權左衛門重昶御奉公記』

一承應三年甲午三月、我等姉江戸へ參候、様子者、上御屋敷 光久様御前様方へ可召仕之由、納殿衆小嶋甚兵衛殿を以被仰聞候、如何可有御座哉と姉へ申候得者、姉申候者、御奉公など、有儀如何様成儀をも不被存事候条、とかふ不得申候、乍去存知候者、田中殿りへつ以後志賀丞格護（備別）二候、又何方へも欺參候も如何候条、不取覺事候得共、一先被仰付ニまかせ申候而者如何可有之哉と被申ニ付、母も拙者も姉心次第と申候而、其上を以領掌申上、甚兵

（伊勢貞昭）
兵部印
（藤田正勝）
筑後印
（島津久通）
圖書

伊地知勘解由左衛門重信

女子
奉仕 綱久公之姫君、母肥後宮内少輔女、
重昶

志賀丞 権左衛門

衛殿同心ニ而江戸へ被參、大御前様江御奉公被申上候、於奥方ニ御目見得被申、光久様并御前様御意無殘所、難有御仕合之由候、名をながしまと被下候、其時御詰之御家老衆伊勢兵部殿・新納右衛門佐殿・鎌田源左衛門殿、右之御衆奥方江御召ニ付御參候刻、長嶋儀被仰上之由候、様子ハ、長嶋先祖之儀者別而御年比ニ被召仕、殊筋目相替一かと為被召仕者之子孫ニ而御座候間、其身さへ、（重信） 髓ニ御奉公於申上者、別而被召仕被下候是ハといかにもこまゝと御申上候由候、左様成儀ニも御座候哉、其年中より御女房衆之内おとなしき衆次ニ被召仕、万事御心安御近習ニ被召置、難有仕合共ニ御座候由傳承候、其折節者我等儀も上御屋敷御普請方承相詰申候、長嶋嫡子田中五左衛門、左候而、五左衛門儀も未ノ年光久様御供仕江戸へ參候、長嶋儀四拾一歳より江戸之御奉公仕候事、

一其後長嶋事、芝江被遣候、様子ハ、薩州様御前様就御誕生ニ、御母ニ被仰付候而、光久様御下知ニ而被遣候、人数之重ミ共被仰付候、然処、此御子様はやく御かくれ被成候、長島儀も御暇申候へ共、色々御断御座候而芝へ被召遣候事、

御普請奉行 納殿役 後 仕嶋津但馬守夫人、

98 『伊地知権左衛門重昶覺書』

一明曆三年丁酉十二月四日ニ、從御家老衆相良新右衛門殿御使ニ而被仰聞せ候者、今度從御舟中小嶋甚兵衛を以被 仰下候者、（重信） 権左衛門儀、納殿御奉公被 仰付之由候、其旨被 仰渡之通承候、

〔此間略〕

一明曆三年丁酉十二月廿三日より納殿之御奉公ニ罷出、御子様方江御目見得仕候、和田平右衛門殿同前ニ候、其後黒葛原治部右衛門尉殿同心ニ而、御家老衆へ此旨被申上、則御老中衆へ掛御目候、御取次ハ高崎惣右衛門殿、左候而、御扶持之儀一年ニ米貳拾石ツ、被給候間、其旨可被仰渡由、御物奉行衆町田源左衛門殿・新納又左衛門殿へ高崎殿を以被仰渡、御兩人より證文を以物奉行衆へ被為承候事、

（省略アリ）

一明曆四年戊戌七月廿七日ニ、太守光久様被遊 御帰國、西之丸於表御前ニ 御目見得仕申候、甚兵衛殿被申上候者、納殿之御奉公御留守より相勤由被申上候、云々、（省略）

一其以後黒葛原治部右衛門殿・小嶋甚兵衛殿御使ニ而被仰出候者、此節在江戸被仰付候間、左様ニ心得可申由候、島津但馬殿奥方へ當分有川談右衛門被付置候為替被遣之由被仰聞候、左候而、以来談右衛門と替合ニ被仰定候条、其段可承置由ニ御座候、云々、

（省略）

一上洛ニ手前仕廻ニ付、九月初よりいづれも之衆相談を以御番さしゆるしニ而候、左候而、同月廿八日ニ打立日取ニ御座候故、廿六

日ニ罷出、伊藤孫兵衛殿・甚兵衛殿・治部右衛門尉殿江申入候者、明後日罷立申候、其通被仰上事候哉と申入候へハ、三人之衆被申候者、何ぞ御用之儀も哉可有之候、可被入 御耳ニ由相談之上を以甚兵衛殿被申上候、被成 御覽可被遣之由候而 御目見得仕、退出申候、

(省略アリ)

一 嶋津但馬守様御奥方者、嶋津中務『忠榮』少輔殿御息女ニ而候を、光久様被遊御子ニ、天下ニ被得 御意、但馬守殿へ御縁組相調、丁酉正月鹿兒島御發足ニ而、同三月但馬守様江 御奥方被成御入之由候、中務殿御同心、其外多人數之由候、納殿衆ニ有川談右衛門殿御供ニ而候、御里衆木脇次郎兵衛殿・奈良原大右衛門殿、御料理衆長田傳左衛門殿之由候、其後御里衆一人・包丁人ハ被召残由候而、木脇殿・長田殿帰國候事、

(省略アリ)

一 右馬頭忠興ノ嫡子『寛永十年』一但馬守久雄公『慶安四年』西ノ御年廿八、御前様乙亥ノ御年『寛永十二年』式拾六、又四郎久英公辛卯御年十歳、久雄公御懷龍泉院殿丙寅御年四拾七、萬治三年庚子書之、

(省略アリ)

一 万治三年庚子七月十九日ニ、從 御家老衆喜入五郎兵衛殿御使ニ而被 仰聞せ候ハ、御臺所役儀新納大蔵為代被 仰付候由被 仰出候条、其旨心得可申候、云々、(省略)

(省略アリ)

一 万治三年庚子八月朔日ニ、御臺所役儀新納大蔵殿へ相替罷移、御番勤申候、
光久様江於御臺所御目見得仕候、至其時御臺所江被成御座候御子

様方、喜入撰津守忠長公『介トミユ』御年十六歳、市右衛門殿御年十歳、號壽丸君『後為兄忠長後嗣』様御年四歳、虎千代様御年三歳之御時ニ而候、何れも様江新大蔵殿奏者ニ而罷出候事、

99 『伊地知新左衛門重昌覚留』

▽覚△

一 万治三年子八月廿八日ニ、納殿衆伊東孫兵衛御取次ニ而、從 光久公御當家御相傳之五節句祝之書并『玩飯』わうはん之書御写可被成之由上意ニ付、指上御写被成候事、
▽ 伊地知新左衛門 重昌判 △

子正月吉日

(本文書ハ『季安五』所収「御旧式類抄」三号ノ抄ナリ、▽△ハ同文書ニヨリ補フ)

100 『正文在岡元千右衛門』

覚

一 高輪奥方惣様御仕用一年分八木九千俵、但三斗五升入、右以八木萬事可相調由相定候、但役人者奥家老定役ニ被仰付候間、相役と致熟談、可相調由被仰出候事、

一 御所帯方御常住之御調并女房衆賄酒肴故実炭薪灯方等ニ至迄、徒ニ不費様ニ可相調事、

一 正月・五節供其外御一門中互之御時宜、御祝物も九千俵之内より相調答ニ候間、從表方會御合力有之間敷事、

一 奥家老役者今度十人之騎馬御賦ニ而、御扶持米五拾石可被下之由被仰出候、八木者九千俵之内より可出之、其外下役人之御扶持も可為同断事、

一年、勘定於物奉行所可申付、若不足候而も、従表方御構有間敷候之条、以其心得何篇可致省略、但此渡方老兩年も如右之定相勤、行當儀可有之節者、其趣申出、可得差圖事、
右條、堅固相守、此以前之規模を改、向後九千俵ニ而相調候様手廻肝要ニ候、聊緩疎有間鋪者也、

寛文十年戌四月廿一日

〔町田忠氏〕
勘解由 ①
〔島津久通〕
圖書 ①

岡元千右衛門殿

101 『伊地知權左衛門重親覺書』

一 御城御奥方御作事惣様立直之儀、去年 御上洛前ニ被 仰出候、

諸材木被調置、此節御作事有之候、就其辰六月四日ニ 太守様御臺所西之丸御子様者向之島之内西道於辰様・虎松様・万鶴様、横山へ権八様・於虎様・於龜様・於長様・虎龜様被成御座候、納殿衆・醫者衆・御里衆替々ニ被相詰候、御調方之儀者御臺所より役人衆兩人ツ、替々詰申調上被申候、御肴・野菜等毎日御船手以通舟差上申候、向之嶋地頭黒葛原周右衛門殿被相詰候、松千代様儀者嶋津又六殿御屋敷へ御移、西之御丸御移徙、以後日彼方へ被成御座候、其故者、又六殿御懷松千代様御預御養育被為申如此候、當分者又六殿御年少ニ付、御懷事も御屋敷江滞留有之筈ニ 太守様御下知ニ而候事、

一 御作事六月六日より取付有之、御屋地之地鎮祭、野村太郎左衛門殿被申調候、御作事惣下知町田勘解由殿、是者御家老ニ而候、御普請奉行郷田諸右衛門殿・西八兵衛殿・牧七右衛門殿、大工頭橋

口少右衛門殿・山崎佐左衛門殿、鍛冶頭染河喜兵衛殿、其外見廻衆餘多有之、何そ無口能首尾申候事、
〔寛文四年甲辰〕
一 辰九月十五日ニ、奉始 光久様御子様何れも御移徙有之、御女房衆至迄其通ニ候、為御祝儀、於御新宅御振舞御座候、島津外記殿・嶋津又六殿・嶋津安藝守殿・根占右近殿・鎌田藏人殿・佐多丹波殿、

島外記殿

御奥方 肝付半兵衛殿
〔光久公御妹〕 御奥方

〔久寄君御養父〕〔久近〕
島津又五郎殿 御奥方

入来院石見殿

御懷 町田勘解由殿 奥方 種子島為兵衛殿 内儀

〔伊地知重親〕 權左衛門

女房

右従 御前以御日記被 仰出、納殿衆より被申渡者也、
一 御移徙之儀式如先規伊地知殿・本田殿被勤候、伊地知市兵衛殿・

本田治右衛門殿被罷出候事、

〔省略アリ〕
〔寛文五年乙巳〕

一 巳正月七日ニ、喜入撰津守殿御跡職、嶋津外記殿一腹之御舍弟

虎千代様被 仰渡由、高崎惣右衛門殿を以御懷へ被仰断候、喜入殿御家来江も被仰渡由候、於西丸御懷御禮おすきを以被為申上候、其後喜入求馬殿と御給候、喜入殿方万事差引者御同姓休右衛門殿、中おさへ長倉兵右衛門殿ニ而候、御役人伊集院與左衛門・

田代惣右衛門、御もりニ伊集院盛右衛門・高城半右衛門被召付候、其外ニも鹿籠より二人ツ、替々ニ御臺所へ相詰候様ニと 御意ニ御座候事、

〔省略アリ〕

一 巳三月廿八日夜九ツ時ニ、永吉御假屋上床七兵衛申上候、様子者、向之嶋より被參候於久、只今平産被申、殊御男子様御誕生ニ而候、明朝者御發足の御事ニ御座候条、置上申候由ニ申上候、拙者西之丸へ參上申候而細く申上候、於其儀者、其趣社可有之由 御意候間、七兵衛方も安堵被仕候、御名虎三部様、御弓七兵衛、御衣類〔等〕ハ原良方取納御物之内を以調候様ニと、七兵衛方へ可申渡由被仰聞候、難參儀者野村内蔵介方へも相談可申旨承候者也、

(一)「伊地知權左衛門日記」ナシ、(以下同)

一 巳三月廿九日、光久様江戸江御發足、云々、(省略)

〔省略アリ〕
『寛文六年丙午』

一 八月廿二日申下刻ニ、於二之御丸ニ御姫様御誕生、〔御平産無申計候〕云々、(省略)

一 右御姫様儀、いづれも御子様次ニ諸御用物可被調由、〔納殿〕役人衆伊集院六左衛門・和田平右衛門・山元帯刀へ拙者を以被仰出候、町田勘解由方へも右之衆より可申断由候者也、(省略)〔御〕百日御祝十二月八日、百五日ニ當り申候ニ付、御祝御座候、御名權左衛門上ヶ可申由、和田平右衛門〔二而〕被遊 御意、辞退雖申上候、御誕之故、乍恐 千代鶴様と御名上ヶ申、御祝儀申上候、和田平右衛門亭主分可然由被仰出、いかにも首尾克御祝御座候、拙者より式種一荷〔為御祝儀〕進上申候、手前江も御祝物頂申候事、御懷へも御酒肴進申候也、(省略)
〔寛文六丙午〕 『阿多内膳忠榮後嗣』
一 同年午十二月八日未申ノ間ニ、於二之御丸 御書子様御誕生御座候、〔如何ニも御平産、〕云々、(省略)三日目ニ御髪立被仰付候、御髪を立申候ハ拙者女房へ被仰付候、御産衣并式種一荷進上仕候、御懷おかくとのへ御酒肴進之候、夫婦へ御祝物戴申候、納殿御役

人衆伊集院六左衛門殿被罷出候、彼方おとなしき衆なるせとの、むらよとの、萬端奥方之儀何かと肝煎被申候者也、

(省略アリ)

一 於龜様、申十二月廿六日ニ入来院隼人殿へ御縁与、云々、(省略)
〔寛文八年戊申御年十二ノ御時也〕 『重香』

一 島津權七殿 申十二月廿六日ニ御同姓又六殿御跡目ニ被仰出候、云々、(省略) 權七殿懷おさや、

〔母納佐左之門女〕 『久寄』

一 於長様、〔申〕同日ニ嶋津出雲殿御子息へ御縁与ニ而御祝言有之、

御懷有馬新左衛門殿息女おさか、

一 万鶴様、申十二月廿五日ニ北郷惣次郎殿へ御縁与ニ而御祝言有之、

懷お辻、

▽ 右御姫様御三人共ニ肝付殿御奥方御差引ニ而候、〔目出度儀ニ御座候事〕△

(△)「伊地知權左衛門日記」ニヨリ補フ、(ハ)ハナシ、「旧典類聚」ニヨリ補フ

(省略アリ)

一 於二之御丸御誕生之御姫様、嶋津外記殿へ〔御〕養御子ニ被遣候、

懷者おきさとの、江戸衆ニ而候、申十二月廿三日ニ御入候事、

一 西三月十四日、松壽様種子島為兵衛養育可被申上由候而、彼方

〔寛文九年〕

〔も〕被成御入候、喜入之御妹様へ被遊御相談由候事、

(省略アリ)

一 〔寛文九年〕西九月十日ニ、嶋津權十郎殿一腹御妹様御誕生候、

御弓之儀兼日窺置不申候故、喜入之御妹様へ様子申上候得者、

太守様御留守之事ニ候間、御弓者拙者上ヶ可申旨被仰聞、畏乍恐

御弓上ヶ申候、御髪立ハ女房相勤候、百日御祝之刻、御名安千代

様と上ヶ申候、云々、(省略)

(省略アリ)

〔肝付典膳兼柄室〕

〔味座權左衛門正信女〕

〔阿多内膳忠榮後嗣〕

〔寛文六丙午〕

〔伊地知權左衛門日記〕

一 嶋津市右衛門殿へ御縁与、入来院隼人殿御妹を被仰出、〔延宝三年〕
一日ニ御祝言首尾能有之、拙者夫婦も被召寄候事、
〔省略アリ〕

一 延寶三年卯九月十七日ニ、於二之御丸 綱貴様御男子様御誕生、
御弓嶋津大学殿、御懐二階堂源太夫殿妹お重、此御若子様 光久
様被遊御子分ニ、於御臺所御養育云々、〔省略〕
〔省略アリ〕

一 天和二年戊二月五日、薩摩守綱貴様西目御發駕、云々、〔省略〕
此年 菊三郎様御懐お重との御跡立ニ上洛候、〔以下省略〕

右、伊地知権左衛門重昶覺書之内ニ有之、書拔載置也、

102 『種子島氏系圖抜書』

出雲守時連男

種子島六郎兵衛時秀

女子

南郷久八忠吉妻

忠吉死後奉仕^レ 家久公及光久公、為^レ御局^一在^二江戸^一
數十年、公賞^二功勞^一賜^二高三百石、寛永二十年二月十五
日死、

種子島伊兵衛時壽

初南郷休三郎ト云、

元和九年生、母南郷忠吉女

時壽者南郷右京忠清之男也、奉^二

光久公之高命、嗣^二祖母之遺跡^一、冒^二種子嶋氏^一、

寛文十年九月七日死、

女子 時章妻

時壽無^レ子、養為^レ子、實頼娃右京久友女、

種子嶋八兵衛時章

妻^二時壽之養女^一為^レ嗣、實權山権左衛門久清二男、母大

野内記久友女也、先^レ是家嫡忠時二男以^二時定^一為^レ養子、

雖^レ然不縁辞^二當家^一、寛文九年三月、光久公賜^二御庶子^一、

松壽君於養子時壽、偲仰盡^二忠誠^一、不幸時壽翌年病死、

以^レ故松壽君同十二年辞^二當家^一、依^レ是時章奉^二公命^一、

繼^二時壽之遺跡^一、後有^レ故去為^二阿多氏嗣^一、号^二阿多善内

善知、

103 『正文在伊地知権左衛門』

猶くおしけ事ハ弥二之御丸ニ詰申筈ニ可有之と存候、

一 筆令申候、然者此節よしほへ相付罷下候おしけ事、頃日平産いた

し候ハんと存候、左候ハ、御子者男子ニても女子ニても御臺所へ

おきまいらせられ御そたて可被成候、御乳老人可被相付候、外ニ御

臺所江居申候女房衆之内老人相付、

中將様御子様方御幼少之御衆と同前ニ御養育可被遊之旨、

中將様被仰出候、尤 中將様ニ御もらい被成候而 中將様御子分ニ

被成、末々御子様同前ニ被成筈ニ候間、万事いかにもかろく臺所へ

被成御座候御子様同前ニ可被仕候、此旨其方へ具ニ可申越由、

御兩殿様 御意ニ御座候間如此候、委細市正罷下可申達候へ共、一

刻も早ク申越度、此度之急便ニ如此候、恐く謹言、

『延宝三年卯』
九月廿七日

『江戸ヨリ』
新納又左衛門
久了判

『御臺所役』
伊地知権左衛門殿

御宿所

嶋津市正
忠廣判

(本文書ハ『追録一』一六三二・一六三三号ト同一文書ナリ・原註「伊地知権左衛門蔵」)

104 『全』

今度二之丸へよしほ同道ニ而下り候女房衆之内、二階堂源^(行)大夫妹懐妊之様子ニ候、就夫真修院方より被頼候ニより、其方迄申越候、彼女致産候ハ、則臺所へ引越、乳を相付可致養育候、其元おさこ方へ申聞、我等子分ニいたし養育可仕覚悟候、此旨其方よりおさこへも申聞、以来共ニ召置覚悟可仕候、前廉よしほへも申聞、其心得尤候、最早致産候ハ、早く如臺所可有召寄候、我等前より真修院方^{人松平隠岐守定頼女}へ右之趣申談候間、何れも子分之様子ニ可有取持候、又表方へ萬事入目等之儀も、我等子分之様子ニ申入可然候、二之丸よりケ様ニ候など、世上ニ沙汰無之様ニ相心得尤ニ候、以上、
『延宝三年卯』
十月朔日
『光久公時在江戸』
中将御印

伊地知権左衛門方

(本文書ハ『追録一』一六三五号ト同一文書ナリ)

105

一伊地知権左衛門尉重昶傳

初重昌 千菊丸 勝次郎 志賀丞

元和三年丁巳九月七日生、母肥後宮内少輔女

明暦三年丁酉十二月、太守従上京海路有高命曰、俾重昶補納

殿役云く、勤仕者有年、又到于江戸入嶋津但馬守殿館、可勤彼

奥方焉、以是勤仕于江戸但州之奥方者三年也、重昶姉奉仕 綱久公之姫君、云く、

106

嶋津^{『忠興』}丹波儀、身上被致逼迫、難相續之由、表方江被申出候通、具ニ聞届候、畢竟子共餘多出来、其上弟なども有之候付而、弥可難續と令推察候、依之丹波惣領娘儀者、今程本丸へ召置、萬事本丸之子共同前之あてかひにて可令養育候条、可致其心得候、且又本丸にて丹波娘居所之儀者、おくま娘居候所少廣ク有之候間、娘ハおくまと一所ニ相栖居さき之座ニ丹波娘居候而可然候之条、其旨可相計候、委細之儀者、大山主馬江云含候間、丹波江も主馬より可相達候条、可得其意候、以上、
『貞享二年乙丑』
二月廿七日
『寛陽公御名』
岡元千右衛門 かたへ

107

一山口奎左衛門母表御局多年首尾能御奉公相勤候故を以、御高百石拜領被仰付、奎左衛門名附ニ而被召置候付、奎左衛門より御太刀進上仕、御礼可申上由被仰渡、正徳二年辰八月十五日、奎左衛門一事御太刀進上仕、御礼申上候、其後関山軍兵衛養母表御局江御高五拾石拜領被仰付候節、右奎左衛門例を以御太刀進上仕、御礼被仰付候、

108

『諏訪甚左衛門暉覺書』
一享保七年寅八月五日、從

(古書) 総州様義岡(久守)右京殿を以被仰聞候ハ、江戸 御隠居様御方御後見役、此節替被仰付答ニ候、依之拙者母江被仰付候由被遊 御意候段承知仕候付、母同前則答右京殿迄申入候者、先以 被思召寄被仰付段冥加至極難有次第ニ奉存候、然共兼而身弱、折く持病差起り、難儀仕事ニ候、左様ニ御座候得ハ、御受申上候而も、無程御断をも可申上儀案中ニ御座候得者、此段者乍残念御断申上候由申出置、一門中江も申談、翌日右京殿宅江母列立、右趣を以御断申上候処ニ、其段被聞召達、御免被成候付、致安堵候、然処ニ同十一月廿八日之夜、 総州様より鎌田休之進殿御使ニ而被仰遣候者、先比母江役儀被仰付候処ニ、病身ニ付而御断申上被聞召達、御免被仰付候、其後段く御見合被遊候得共、今以被仰付候人無之候間、又く母江被仰付候、左候而、身弱段ハ押而相勤可申由、養生方ニ付而者可被仰御氣由、早速御受可申上候、左様ニ候ハ、以後共甚六(附書)為ニも可罷成事ニ候得者、其通相心得可申由段く難有被仰聞候ニ付、此上ハ可申上様無之、一門中ニも申談、母同前休之進殿宅ニ而右之御受申上候、左候而達 貴聞、御銀壹貫目・巻物数巻被相添、御内々ニ而休之進殿を以仕廻方用と御座候而拜領被仰付候、仕舞次第、先ッ御下屋敷江相詰、追而可被差登由被仰聞置候処ニ、十二月朔日、拙者御用ニ而、御下屋敷ニおゐて比志嶋隼人殿(龜)より御納殿役人美代五郎兵衛殿御取次ニ而被仰渡候者、母事、此節 江戸御隠居様御方御年寄役被仰付、先五人賦ニ而御下屋敷詰被仰付之旨、表立而被仰渡候付、則同人を以御受申上置、隼人殿宅江も右之御礼ニ参候事、

一母事、相仕舞申候間、御差圖次第差出可申由、休之進殿申出候処ニ、隼人殿より被仰上(須磨)於須磨様被聞召、来ル十八日御下屋敷江参

上仕候様ニと美代五郎兵衛殿より被申遣、御差圖之通、昼九ツ過御下屋敷江罷出相勤候、高津と名拜領被仰付、其後於須磨様より御小袖一重致拜領候、

一卯正月十八日、隼人殿より高津事、六人賦ニ而高輪御前様御方江御年寄格ニ而、當八月御當地被召立、左候而小倉筋被遣候間、此旨可承知仕置之由被仰渡候ニ付、早速御受申上置候、其後御銀壹貫五百目・小判金五拾兩、江戸仕舞方ニ可仕由ニ而拜領仕候事、

(108の1)

證文 覺

紋所 唐花 御筆別紙ニ有、
 右者、從 太守繼豊公、於江府高輪御屋敷拜領之候、為證書如斯候、以上、

享保十七年子四月廿四日

『御局役也』

高津との
『諏方甚左衛門暉兼母也』

二階堂八太夫印

(108の2)

證文 覺

脇差 一腰 肥後守則道作 拵書別紙在、
 右者、從 太守繼豊公被致拜領置候へ共、拵無之候ニ付、從 繼豊公御拵被仰付被下之候、為證書如件、

享保廿年卯正月廿一日

高津との

二階堂八太夫印

109

一稱名墓志云、本田氏花川、信次郎盈親の嫡女にして、大奥に内仕

し花川と称す、江戸にゆき若年寄を拜す、天明元年 重豪公の翁主 茂姫君に從ひ 一橋宮に内る、尋いて
大樹家治公嗣君豊千代君の為め姫君を納れまいらせて御臺所にそなへ給ふ時、花川又隨て西御丸の大奥に奉仕す、同三年癸卯八月四日卒、年三十三、

110
三原伊豆

貴久公御代納殿役と自系ニあり、

伊地知越後守重實

周防重貞の三男、天正二年戊十月上井日記ニ平野丹後など一列に見ゆ、又六年琉球使僧天界寺来りし時の名書納戸五人の列ニ見へ、又八年水俣御陣立御納殿衆六人の列にも載たり、此時 貫明公（義公）の御代にして納殿役の見えし初なり、

本田若狭守

天正二年十月、上の重實など一列に見ゆれハ蓋納殿役ならん、且此列の末ニ、加世田衆鮫嶋二郎左衛門・土持若狭守・指宿加賀守の三人も奥に勤めし納殿の下役ならん、此に注して後考をまつ、
平野丹後守「政友」

上の重實と同じく天正二年及び六年の列ニ見えたり、又十五年太閤西征の時 持明君御供の列ニも見ゆ、此上京ノ時者御暇也、町田出羽守『久倍、入道存松』

天正六年重實など納戸五人の内ニ見ゆ、 持明君上京し玉ふ時夫婦君の左右ニ勤事す、

鎌田治部少輔

天正六年納戸五人の列也、

田代縫殿

亦同しく天正六年納戸五人の列也、

田代備後入道

天正中納戸衆と見ゆ、

川上日向守忠豊

天正八年水俣御陣立の列に御納殿衆六人の内なり、其外忠豊の事

貫明公御譜中ニも見え所見多し、

伊地知駿河守重治

或重實ともあり、天正八年水俣御陣立の列に御納殿衆六人の内なり、天正十五年 太閤西征之時、 持明君御上洛の御供衆ニ重治及び伊地知丹波守重常納殿代官とあり、其外 貫明公御書中ニも見え、多年奥向に勤仕せし人なり、

鎌田加賀守

天正八年御納殿衆六人の内なり、同十二年正月上井日記に伊地知右京亮など一列ニ見え、皆納戸と記せり、
箕輪丹後守（波）『重貞』（以下朱ニテ抹消サル）『蓋丹波守重貞の事なるへし』

又同しく天正八年御納殿衆六人の内なり、十五年 持明君御上洛御供の列ニハ丹波守と見えたり、

伊地知治部少輔重房

後勝左衛門と云、七嶋地頭也、亦同しく天正八年御納殿衆六人の内なり、

立山讃岐守

又同しく天正八年御納殿衆六人の内なり、外ニ所見なし、

伊地知右京亮重（春）則（重）

天正十二年正月上井日記ニ納戸伊地知右京亮・鎌田加賀守と見え、
同十五年 持明君為人質御上京之節、御供衆の列ニ原田・蓑輪・
古市など一列也、

古市舍人助

種子嶋時堯の臣にして、時堯の女永祿五年 義久公御夫人ニ入ら
せられし時従て来り、梶原主水・西村壹岐守時與と共に勤仕して、
後時與は島に帰り、舍人・主水ハ國府に住し土籍に貫せしと也、
天正十一年三月上井日記ニ舍人ニ御所領を賜ひし事見ゆ、蓋納殿
役なるべし、

梶原主水

貫明公の御夫人に事へ奉る、余ハ舍人助か下に注す、

西村壹岐守時與

舍人助及ひ主水等と同しく 貫明公の御夫人に勤仕す、後故郷種
子嶋に帰るといへり、

本田下野守「親貞」

天正十五年六月十日 持明君 太閤の御陣所太平寺へ出させらる
時御供の列也、其後夫婦上京して 君の左右に勤仕す、時下野守
は宮中の職務ニハなけれと此ニ載置、

野村狩野介

下野守と同しく太平寺へ 持明君御供の列也、

渡邊権介

亦同しく太平寺御供の列也、此等納殿の勤は詳かならされ共此ニ
載置、

伊地知丹波守重常

右京亮重治の子、天正十五年 持明君御上京之時、父重治ト共ニ

納殿代官を以て供奉す、

長谷場筑後守

天正十五年六月 持明君上京シ玉フ時、御右筆役ヲ以て従へり、
亦納殿の職掌ニ非レトモ此ニ載セリ、

田尻仲左衛門

天正十五年六月 持明君御上京御供ノ列ニテ納殿代官の下司ヲ以
テ岡本主計ト従へり、

岡本主計允

上注と同じ、

指宿壹岐守

寛明公御代納殿衆とあり、

川東善左衛門尉『義時』

或古市善左衛門と云、後最上土佐守義辰と云、又北条土佐守「義
時」ともいへり、皆同人也、天正中より寛永中ニ至り納殿ノ職ニ
居、勤勞少からず、

原田伊豆守

天正十五年 持明君上京し玉ふに、御包丁役をもて供奉せり、

山口早左衛門

亦同しく 持明君に従て上京せり、職掌詳かならず、田尻才允・
長尾源五両人も御中間の役を以て早左衛門等と同しく従へり、又

曲田吉六・大羽吉次は御小者の役を以て従ふ、御局ニは河東氏、

其次ニ式部卿・中将公・少弼・桐壺・木末・春雨・唐橋なども従
ひし事見えたり、此に注し置ぬ、

飯牟礼紀伊介

貫明公御代納殿衆とあり、

田代備後入道

文禄中奥之番相勤候事、貫明公御書中に相見得候、

永吉采女

田代入道など同しく奥の番勤し事、貫明公御書中ニあり、

鳥丸兵部

文禄二年 (義弘) 松齡公御書中ニ、鳥丸兵・野添帯納殿衆タルコトヲ記

シ玉へり、

野添帯刀

上注ニ同し、

平田豊前守宗祇

宗祇納殿役ヲ拜し夫婦上京して忠勤せしニ因り、文禄四年二月

貫明公御感状を賜ふ、慶長中に至り勤勞多し、

猿渡九郎左衛門

上京して 持明君に仕へ奉れること、慶長四年 貫明公の御書ニ

も見へたり、

肥後藏人盛昌「日新公納戸役トアリ」

上京して宮中に勤事せよとの命を、山田利安書を贈て傳へり、

中江主水

貫明公の時御鷹師頭又者納殿役と為れり、

井尻紀伊

貫明公御代納殿頭・申口役とあり、

伊集院備後守久次入道宗玉

魯笑の弟にて仁左衛門高祖父也、貫明公之御代の納殿御役とあ

り、

福嶋新右衛門

貫明公の時於國分納殿役たり、

蒲地四郎左衛門貞固

伊賀入道甫心二男、貫明公御隠居之納戸役ニ而高六拾石拜領す、

白濱次郎左衛門尉

貫明公御母堂に仕へ奉りて納殿役なり、

飯牟礼権右衛門忠辰入道道意

貫明公の命を承て 持明君に國分に仕へ奉る、後鹿府に移り町田

氏を号す、

伊集院刑部左衛門久武

幼少にして父を失ひ、母久武を携へて富隈ニ来り 龍伯公ニ母子

共仕へ奉る、久武の妹あり、同しく 公に仕ふ、 持明君 黃門(家入)

公へ御縁與之時、御上臈役たり、御離別後勤仕怠らず、其勞を感

し采地六拾石を賞賜せらる、後町田伊賀入道石心の継室となれり、

山口左左衛門利長

(義弘) 惟新公御側御小姓、後納殿役人とあり、

宅間與八左衛門

納殿役とあり、慶長五年豊後國森江ニ於て戦死、

有川伊豆

美濃二男、別立、惟新公御代加治木ニ居て物奉行、納殿役なり、

三原七左衛門

元和・寛永の比納殿役也、

國分民部左衛門「民部少輔とも有り、同人なるべし」

寛永六年の御引付ニ納殿役ニて高六拾石余繰替給ふ事見えたり、

弟子丸越中宗元

越後守宗益の二男、(家入) 中納言様御代納殿役人、寛文六年死去、

家村老岐

彦兵衛高祖父、中納言御代納殿役、

市来備後家尚

早左衛門高祖父也、中納言様御代納殿役、

児玉筑後守利昌

中納言様御代御船奉行、御兵具奉行、後納殿役なり、

上原大蔵太輔尚演

家久公ニ事へ官御納戸役タリ、

谷山孫右衛門

中納言様御代納殿御役、

井尻九郎次郎祐貞

紀伊養子、後伊藤氏を号す、利左衛門、孫兵衛と改む、中納言

様御駕籠廻之御供相勤、後納殿役人となれり、明暦比伊藤孫兵衛

とあり、

猪俣左近

中納言様御代宮中江勤事す、蓋納殿役なるへし、

和田右京

惟新公納殿役なり、

有川淡路守貞守

後仲右衛門、中納言様御代納殿役也、加治木納殿役とも有り、

寛永十一年御引付ニ、切米三拾石之返地ニ高九拾石給ひし事見え

たり、

福山安右衛門

平左衛門父なり、中納言様御代納殿役、拾八人賦被下、

有川休右衛門貞興

中納言様ニ殉死せし列なり、初め志布志より府下ニ召出され宅舎

を御里に賜ひ納殿役たり、妻赤崎氏も偕ニ殉死の約束を申上、既

ニ果さんとせし時、嶋津久元・伊勢貞昌旨を傳て留め、以来御局

役と為り忠を職に尽せとの命に任せ、兵部卿と改め芝邸に宮仕す

る事廿年、後國ニ帰り慶安三年寅十月廿八日病死、

喜入丹波守久安

寛永十五年納殿役たり、

平野六郎左衛門友知

中納言様御代納殿役、吉田地頭職也、

東郷藤兵衛重方

寛永十五年納殿たり、

平田大久房宗如

中納言様御代御船奉行、納殿役を奉す、後公ニ殉死す、火定に入

ると云、

弟子丸治左衛門

寛永十五年納殿役とあり、

平田盛右衛門純正

中納言様御代納殿役、後御記録奉行、寛文二年死す、

新納三河守

寛永十一年之御引付ニ切米拾三石六斗納殿役衆とあり、

阿多掃部助忠知

中納言様御納戸役、栗野地頭と有り、

平田主殿助

寛永十四年納戸役ニ付加增高四拾四石被下事、御曳付留ニ有り、

伊地知權左衛門重禎

明暦三年より納殿役、御扶持式拾石賜り、後嶋津但馬殿奥方へ勤
仕す、

児玉四郎兵衛利實

筑後利昌子、寛永十四年納殿役となる、

渋谷與左衛門

寛永十四年納殿役と為る、

新納弥兵衛

寛永十四年納殿役となる、

黒葛原治部右衛門忠知

吉左衛門忠通父、〔元久〕寛陽公御代御納殿役、

小嶋甚兵衛

忠知と同時之納殿役とあり、

郷田源右衛門

寛陽公御代明暦之比納殿代官役とあり、

最上右近義昌

土佐義時子、寛陽公御代御勘定奉行、後御納戸役、山田地頭と
あり、

山田寛太夫志増入道宗心

寛陽公納殿役とあり、

弟子丸藤左衛門宗安

右京二男、初治兵衛、納殿役、後郡奉行と為り宝永七年死す、

久保七兵衛行照

天和二年正月納戸衆とあり、

野元源右衛門

寛陽公御納戸役、

伊集院主水久明入道松林

綱久公御近習役、天和元年〔編久〕真修院君御年寄役とあり、後大坂藏奉
行と為り正徳三年死、

國分長右衛門

清左衛門子、〔光久公御夫人〕陽和院様御方納殿役人となり拾一人賦を賜ふ、

新納五左衛門

楚弓子、〔編久〕泰清院様御小姓、後納殿御役と為る、

税所小右衛門

弥五右衛門家之次男ニ而別立、陽和院様御方納殿役人、

伊集院重助俊村

陽和院様御方納殿役人、

市来和泉家治

清十郎子、納殿役也、

酒勾太郎左衛門

大藏兵衛子ニテ納殿役トアリ、

有川七左衛門

陽和院様御方納殿役人、

梅田九左衛門〔治繁〕

『九年始て本藩ニ従事、世祿二百石賜ひ』
元禄年間被召抱御馬廻・納殿役人『を歴て』物頭となる、『元文元年
丙辰十二月五日死』

比志嶋小太夫

掃部介國詮之孫、納殿役也、

青山六郎右衛門

主殿子、納殿御役、

本田休左衛門

納殿役とあり、

菱刈次郎兵衛

『綱久公御女寛文八年申三月御生ノ勝姫君、鳥井播磨守忠救主ニ御嫁、宝永五年子十二月廿二日御卒去』

鳥居伊賀守様御方納殿役人

伊集院仁右衛門久榮

仁左衛門父、納殿御役、

今井舎人

市兵衛入道松関子、納殿御役、

伊藤隆右衛門

長左衛門親、納殿御役、

伊集院弥七俊堅

主水孫、御馬廻、納殿役とあり、

伊集院武兵衛俊房

納殿役人、

相良舎人

甚兵衛子也、納殿役、御普請奉行とあり、

野村清兵衛

縫殿助養子、定御供役、後納殿役、

福嶋備前

新右衛門子、納殿役、蓋父と同じく國府ニ勤事するなるへし、

伊集院若右衛門忠船

五郎左衛門忠助子、御馬廻、納殿御役、

税所半兵衛

佐司右衛門弟、

於喜代様御方納殿役人、
『綱久公御女勝姫君ノ御子ニテ始牧野成央ニ嫁シ玉ヒ後吉貴公御養女ニテ阿部正興ニ再嫁セラレ、宝曆九年卯十二月廿八日卒玉ヘリ』
(正徳)

税所弥五右衛門

御馬廻、納殿役、

愛甲次右衛門

納殿役、後納殿役人、

三原太郎右衛門

左々右衛門嫡子、納殿役人

三雲甚兵衛

於喜代様御方納殿役人、

佐久間源太夫

九右衛門子、於喜代様御方納殿役ニ而拾人御賦を給ふ、後江戸御

留守居御用人格となれり、

柳元嘉右衛門

御喜代様御方納殿役、十人御賦を給ふ、

木脇作右衛門

寛陽院様御代寛文之比納殿役人、

本田休左衛門

休左衛門子、納殿役人、

高田茂太夫『頼賢』

納殿役人、『享保八癸卯死』

中村喜八兵衛

於榮様御方納殿役人

『綱貴公御女、松立飛驒守定英主ニ嫁、御離別口明和八年卯六月八日卒、信解院君ノ事也』
(喜徳)

中村喜多右衛門

淨國院様御代御小納戸役、十人御賦給り、後於嘉久様御方納殿御

役、

木藤休八郎

御家老座筆者、後納殿御役とあり、

久保七兵衛『行春』

父七兵衛と云、兩代納殿御役相勤、

武 五郎右衛門重矩

仁兵衛養子、御馬廻、後納殿役、

種子田市兵衛

傳左衛門養子、納殿役人、

高城六右衛門

六郎兵衛弟ニ而別立、納殿役、

石原越右衛門

正徳五年納殿役となる、

有川喜左衛門

御勘定奉行、殿役奉行、後納殿役、

赤塚吉右衛門『重種』

『延享五年白井次郎右衛門代』

納殿役、後 真修院様御方奥家老、

『綱貴公御母堂』

有川仲右衛門貞季

淡路貞守子、納殿役、

岡元千右衛門『重興』

野村勘七

納殿役人、寛文十年奥家老役、十人賦、五拾石被下候旨被仰出候、

大玄院様御代奥大番、奥横目、後山下御屋敷納殿役人、

山田権兵衛忠張

梅田奎兵衛

九左衛門子、御目付、納殿役人、大坂御留守居、

川上長左衛門

『綱貴公御女、近衛家久卿簾中』
瀬兵衛亡祖父、龜姫様御方奥御用人、寶永二年上京せし事見えた

り、

洪谷喜兵衛

大玄院様御代納殿役、

矢野権左衛門

御馬廻、納殿役、

山田助右衛門

御馬廻、後納殿役、

新納次郎兵衛

佐左衛門子、御小姓役、納殿役、

小森新蔵入道一山『初新蔵政方と云』

糾明奉行、納殿役人『トナル、享保二年十二月退役、享保十四年酉正月六日死』

海江田諸右衛門

『元禄三年』『宝永二年九月廿六日』
仲左衛門次男ニ而別立、物奉行、納殿役人、

新納仁兵衛

仁右衛門子、御馬廻、納殿御役、

本田次兵衛

太兵衛子、定御供、納殿御役、

平山五郎右衛門

納殿役人、

崎元曾右衛門

休右衛門叔父ニ而別立、客屋代官、納殿役人、

小島甚兵衛

佐五右衛門曾祖父、寛陽院様御代承應比納殿役人、『黒葛原治部右衛門ナト同時也』

山元吉左衛門

利兵衛曾祖父、納殿役人、

伊東仙右衛門

納殿御役、

渋谷甚八

嘉納右衛門弟三而別立、納殿御役、

川上弥右衛門

弥右衛門祖父、納殿御役、

美代五郎兵衛

為安子、納殿役人、享保七年比勤役とミヨ、

入江市郎左衛門

納殿役、

野崎吉左衛門

對馬入道子、浮得奉行、納殿役、

相良作平次頼實

糾明奉行、納殿役人、御守殿添御用達、

白石仲右衛門

納殿役、

牧源七

御馬廻、御細工奉行、納殿役、

福山平左衛門

安右衛門子、納殿役、

神戸五左衛門

納殿役、

川上増右衛門

十郎右衛門二男、別立、納殿役人、

横山親左衛門

西田御屋敷納殿役人、

伊地知才右衛門

彦左衛門親、御馬廻、納殿御役、

(付箋)「延宝八年二月死」
和田平右衛門秋元

寛陽院様御代明暦寛文之比納殿役人、「御普請奉行、金山奉行」

伊集院六左衛門久近

納殿代官、納殿役人、明暦寛文年間、

山元帯刀

寛文六年比納殿役人とあり、

二階堂出右衛門行宅

大玄院様奥御小姓、御小納戸役、享保五年正月廿八日納殿役と為る、

本田甚右衛門

納殿役人、

富山傳内左衛門

納殿役人、

徳永善左衛門

納殿役人、延享年間相見得候、

岩元与左衛門

清左衛門子、納殿御役、

市来十左衛門

和泉家治子、納殿役、

鎌田彦左衛門

御厩別當、納殿役人、

川上五兵衛

納殿御役、

名越斧右衛門

納殿役、

鎌田勘兵衛

納殿御役、御近習御役、

吉井三四郎

納殿役、

川上瀬兵衛

實伊集院五郎左衛門二男也、納殿役人、

近藤七郎左衛門

納殿役人格、三次郎殿方江勤、

市来十郎右衛門

御馬廻、納殿御役、

木村静隠時経

政右衛門二男、別立、絵師相勤、後納殿御役、明和四年を以て死、

平山五郎右衛門

五右衛門父、納殿役人、

南雲順右衛門

御右筆、納殿役人、

〔赤塚吉右衛門重種先役〕
白井次郎右衛門〔昌勝〕

納殿役人、真修院様奥家老、

野村源兵衛盛方

納殿役人、

汾陽茂右衛門光辰

納殿役人、正徳五年未十一月京都御裏方ニ満君様御平産、姫君様

御出生之御祝儀として、御須磨様より光辰を御使者ニ被仰付、此

月廿五日鹿府を発すとあり、

牧十郎右衛門

御馬廻、納殿役、

新納宅右衛門

宅右衛門子、納殿御役、

諏訪半右衛門

次郎右衛門子、納殿御役、

平山五郎左衛門

納殿役人、

中村八兵衛

八郎左衛門親、納殿役人、

有馬弥左衛門

弥三郎子、納殿御役、

野村源兵衛

源左衛門父、納殿役人、

颯川勘右衛門

安兵衛子、納殿御役、

面高源之丞

納殿役人、

野間孫右衛門

納殿役人、

本田休右衛門

九左衛門子、納殿御役、

高田傳兵衛

茂太夫子、納殿役人、

平田平六貞房

可竹之子、老号幽摘、享保十九年十二月十二日納殿役人となる、

宝曆十死、

相良甚左衛門

舍人子、納殿役、父舍人死後引續被仰付候、

青山兵右衛門

六郎右衛門子、納殿役となる、〔元禄八年亥三月四日〕

新納太吉右衛門

次郎兵衛子、御馬廻、納殿役、

海江田半蔵

諸右衛門孫、納殿役人格、〔網貴公御二男〕周防殿へ被附置、

山下三左衛門

御庖丁人頭、後納殿御役、

伊東仙右衛門

仙右衛門子、納殿役人、

伊藤弥右衛門〔祐正〕

九郎次郎子、納殿役人、〔寛文八年御下屋敷納殿代官トナル〕後酒井鞞負

〔綱久公御女〕様奥方様御方江相勤、

西田嘉左衛門

井上慶察男二而西田家相續、納殿役人、〔頭注〕〔前二書入ヘシ〕

谷山孫右衛門

長右衛門子、中納言様御代納殿役、

大寺弥五右衛門

喜左衛門子、納殿役、

平山平之丞

五郎左衛門子、納殿役人、

伊集院重助

重助俊村孫、納殿役、

汾陽茂右衛門盛章

光辰子、納殿役人、

鎌田勘助

勘兵衛孫、御馬廻、納殿役、

川上瀨兵衛

瀨兵衛曾孫、御船奉行、後納殿役人、

有川平左衛門

七左衛門子、御馬廻、後納殿役、

龜山甚七

納殿御役、

南雲新右衛門

順右衛門子、御右筆、納殿役人、御守殿御添御用達、

川上八郎右衛門

御馬廻、郡奉行、納殿役、

野元源右衛門定綱

山奉行、納殿役、

愛甲次右衛門

次右衛門子、御目付、納殿役人、
(頭注)『黒葛原治部右衛門杯一列二書入へシ』
有川談右衛門

仲右衛門貞季子、『寛陽公御代』納殿役、物奉行、『明曆四年嶋津但馬守

殿奥方江被附置』

矢野大右衛門

権左衛門子、納殿格ニ而玄蕃様江被召付、後京都御留守居、

福山平右衛門

平左衛門子、納殿御役、

伊勢九郎八貞皎

寶曆七年丑十一月轉納殿役、

肥後七左衛門

御馬廻、納殿役、

川北孫左衛門

寶曆六年納殿役被仰付候、

森 喜右衛門

御馬廻、納殿役人、

川北孫太郎

明和四年納殿役被仰付候、

諏訪伴右衛門兼敦

納殿役、

諏方甚左衛門

御馬廻、嶋津淡路守殿奥方様江被召付七ヶ年相勤、後御下屋敷納

殿役、

山田覚太夫忠次

権兵衛忠張ノ子、父祖三代引續納殿役、

郡山嘉右衛門員雄

寶曆九年比納殿役人、

二階堂與右衛門孝行

日野資枝卿の門人、和歌の上手、御廣敷番之頭、寛政十一年死、

有川彦左衛門貞陣

水野流居を養父貞隆に受け御廣敷番之頭を拜す、寛政八死ス、

赤井清兵衛正休

職原之事を以て御廣敷番之頭を経て御廣敷御用人に至ル、寛政十

二申六月、

(記事ハ各人名下ニ割書サレルモノヲ改メタ)

(中表紙)

「 島津將監久當家蔵文書寫

111

女子

千鶴

天正十二きのへさる七月六日御たんしやう、伊集院何かしか
つまとならせおはしまして、一人の女子をまふけ給ひしか、
ふしきのことありて、かの伊集院の何かしうせしかハ、御ち
義弘のかたハラにおはしてひとえに御かうくの心さしあ

さからずそみえける、かゝりけるところに、慶長十八年のとし、人しちとして江戸へ下らせたまへと有ければ、御家また父うへの御ためとおほしめし、心かろくうけひき給ひて、御息女のましましけるを御同心にて、やかてあつまにくたらせ給ふ、まことに女の御身として、心つくしのはてよりはるかなるあつまに下りたまへることハ、此國にてはためしまれなるへし、御父義弘もなこりをおしませ給ひ、京泊といへる所までをくりましくて、御ふないてのおりからハ、たかひに御なみたもせきあへず、たもとにすかりなこりをしたひ給ふ、さてしもあるへきことならねは、やかて御船にめさる水主かんとり順風にほをあげ、あとハはるかのみちへたゝりしかは、母上も姫君もうちふしなかせ給ふこと限なし、日かすかさなりければ大坂へつき、やかて関のひかしにおもむき給ふ、かくて日をかさね夜をこめぬるほどにゆきく、むさしの國江戸えいたりぬ、ならハせ給ハぬ旅の道すから、あつまのすまひこれかれにつけてものあハれなるありさまにて、七年をおくらせ給ふも、たゝ家のため御ちゝ御かうくゝの心さしあさからさる故とそ、人みなかんしあへり、元和五年には光久の御をとく、又八郎といふ人江戸へ下らせ給ふにより、かの御身は霜月十三日に江戸をたち、薩摩へおもむかれは、上なか下をしなへてよろこひあへること限なし、御ひめ君は松平河内守殿へかねてえにしの御けいやくありしことなれば、尾張の國あつたの宮と云所よりたちわかれさせ給ひけり、その比河内守殿伊勢の桑名の御城にわたらせ給ふにより、それへそ入せ侍りける、かくて母うへは三日御とうりうありて、

十二月の二日にあつたよりすくに四日市といへる所へ御船にてわたらせ給ひ、それより日をかさねて薩摩に下りつき給へり、まことにあまたの年月をあつまにてをくりこし、くんこうよのつねならずとて、御知行をそたまはらせ給ふ、同じく七年五月三日には嶋津下つけの守のつまとなりさふらひて、同じく八年の六月十日には男子いてきさせ給ふなり、

女子

千鶴

慶長五年かのへね二月十八日御たんしやう、十四の御とし母うへともにあつまへ下らせ給ひ、元和五年霜月廿九日に松平河内守殿へかねてゑんへんの御けいやくの有ければ、家久公の御むすめになそらへ、伊勢の桑名におゐて御しうけんあり、同じく七年三月三日に御姫君まふけさせ給ひけし、寛永九年六月廿二日に桑名をたゝせ侍りてまたあつまへくたり、同じく七月五日に江戸さくら田の御やしきに入せ給ふなり、右寛永十八年に將軍家光様、諸大名衆の系圖を御らんあるへきよし仰くたされけるに、薩摩守光久公のけいとも、おなしく十九年の三月五日、上覧のため、太田備中守殿方まで川上因幡守といへるものもちまいりぬ、そのころよりかの藤原の女けいつのうつしのそみたまひしかは、豊嶋の江戸におひて嶋津圖書頭久通これかな書につらぬ、おなしく廿年六月までに筆をとゝめ侍りぬ、

久近

武千代丸 又五郎

元和八年ミつのへいぬ六月十日たんしやう、父ハ嶋津下野守なり、

寛永十三年ひのへね十一月廿六日にとし十五にてかくれ給ふ、ほうみやう機逸休外大禪定とかうす、

女子

おまん

元和七年かのとの酉三月三日伊勢の桑名にて御たんしやう、寛永十三年酉の御とし十六と申せしに、酒井備後守殿つまとならせ給ふ、

112

(本文書ハ45号・『後編四』一〇二二号・『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」一五号ト同一文書ナリ、省略ス)

113

(本文書ハ48号・『後編四』一一五八号・『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」二二号ト同一文書ナリ、省略ス)

114

(本文書ハ46号・『後編四』一一五九号・『季安六』所収「京及江戸御質人交替紀略」二二号ト同一文書ナリ、省略ス)

115

(本文書ハ49・69号・『後編五』六三六号ト同一文書ナリ、省略ス)

116

覺

御自分家之儀、御下様御知行相續候付而、女性跡之様候而如何被思召候、依之 中納言様御連枝御下様御舎兄久四郎殿(家心)より御名字相續被 仰付之旨 御意候、然者系圖之表久四郎殿、御下様、息五郎(久近)、又六殿、御自分と連續可有之旨、御記録方江申渡候、右之趣承知被成、向後其御心得御尤候、為後證仍如件、

延寶七年未三月十一日

肝付主殿久兼(花押)

町田勘解由忠貞(花押)

嶋津新八久馮(花押)

嶋津帯刀久元(花押)

嶋津市正忠廣(花押)

嶋津圖書久胤(花押)

嶋津権七殿(久近)

(本文書ハ『追録一』一七五七号ト同一文書ナリ)

117

過る元治二年乙丑四月、余御廣敷番頭を拜命す、是に於てか納殿の官事に係る舊記を探し輯録せんと、同年閏五月抄を起せしに、終に一巻となれり、題して先君掖官遺抄と名づく、乙丑の年より指を屈するに既に星霜二十五年を経たり、今亦命を拜して島津氏の磯邸に出頭す、舊記編集の事に與る、余か所蔵の舊記類永存を慮り、請て悉く献納す、數百冊に至る、此稿も亦舊時掖官の事實を詳明す、因て献納す概意を録する尔り、

明治廿二年十月

伊地知季通誌

先君掖官遺抄文書目錄

番号	年月日	文書名	番号	年月日	文書名
一		御役元基 ^(記)	一四		長谷場越前日記
1	寛文十年四月	島津久通・町田忠代連署連署条書抄	一五		龜寿姫上落日帳
二		御役元基 ^(記)	一六	(寛永四年)九月十六日	北条義時 ^{川東時弘} 書狀
1	(文祿二年)六月廿六日	島津龍伯 ^{久義} 書狀抄	一七	寛永五年十二月十七日	最上義辰 ^{北条義時川東時弘} 訴狀
2	(文祿三年)十一月十六日	島津忠恒 ^{久家} 書狀抄	一八		島津久保譜
三		島津光久代役名並人数書上	一九	[天正十九年]十二月十四日	豊臣秀吉朱印狀
四		役名改書上	二〇	十月廿日	喜入紹嘉 ^{正久} 書狀
五		伊地知越後守重実日記	二一	[文祿二年]六月廿六日	島津龍伯 ^{久義} 書狀
六	[慶安元年]九月五日	三原重吉覚書	二二	[文祿三年]十一月十六日	島津忠恒 ^{久家} 書狀
七		三原氏略系図	二三		種子島支族国上時通一流系図
八		上井覚兼日記	二四		伊地知重元年男日記
九	天正六年四月廿八日	進物並名書	二五		種子島支族河東時近一流系図
一〇	天正八年	肥後合戦陣立日記	二六		種子島時堯娘供奉衆書上
一一		上井覚兼日記	二七		加治木御日記
一二		上井覚兼日記	二八		和泉忠親姉譜
一三		島津義久三女国分様 ^{寿龜} 譜	二九	文祿二年六月廿二日	島津義弘書狀抄

番号	年月日	文書名	番号	年月日	文書名
三〇	文禄 四年 二月十七日	島津龍伯 <small>久義</small> 証狀	四六	慶長十九年 八月廿八日	島津家久知行目録
三一	「文禄 四年」 二月廿一日	島津龍伯 <small>久義</small> 証狀	四七		伊地知季通記事
三二	(慶長 五年) 十二月廿四日	島津龍伯 <small>久義</small> 証狀	四八	(慶長十九年) 八月廿八日	島津家久書狀
三三	正月 晦日	町田存松 <small>久書</small> 狀	四九	寛永 十年 七月十二日	島津家久書狀
三四	「慶長 四年」 八月十日	島津龍伯 <small>久義</small> 書狀	五〇		岩下氏家譜
三五	十二月 二日	島津龍伯 <small>久義</small> 書狀	1	慶長十八年 五月廿四日	比志島国貞外二名連署 知行目録
三六	「慶長 五年」 九月廿一日	伊勢貞成書狀	五一	「慶長十八年」 十月廿二日	板倉勝重達書
三七		宰相様記事	五二	慶長十八年 十二月	人衆賦帳
三八	七月 七日	山田利安書狀	五三	「慶長 末年」 九月 四日	島津惟新 <small>弘義</small> 書狀案
三九	六月 六日	島津惟新 <small>弘義</small> 書狀	五四	六月 六日	川上忠豊・伊地知重起 連署書狀
四〇	慶長 八年 二月 廿日	河上久林起請文	五五	(慶長十九年) 七月廿五日	島津惟新 <small>弘義</small> 書狀案
四一	「慶長 十年」 十二月十八日	留守中置目条書	五六	十一月 晦日	仁礼頼景書狀
四二	「慶長 十年」 三月十九日	島津忠恒 <small>久家</small> 書狀	五七	元和 五年 八月 四日	相良頼豊・上井里兼連 署書狀抄
四三	慶長十二年 十月廿四日	島津龍伯 <small>久義</small> 証狀	五八	「元和 七年」 二月 五日	喜入忠政・伊勢貞昌連 署書狀
四四	「慶長十八年」 五月廿六日	島津維新 <small>弘義</small> 書狀	五九		児玉利昌伝
四五	慶長十八年 六月廿三日	島津家久書狀	1		児玉利昌起請文前書

番号	年	月	日	文書名
六〇	〔元禄十六年〕	四月	九日	児玉利言事書
六一	〔寛永 ^(十三カ) 元年〕	十月	十四日	屋地覚
六二		七月	十九日	島津光久書状
六三				御下並御屋地譜
六四				御屋地母堂譜
六五	寛永 六年	九月	九日	島津久元・喜入忠政連 署覚
六六	寛永 八年	四月	十一日	島津久元・喜入忠政連 署書状抄
六七		二月	廿九日	伊勢貞昌書状
六八	寛永 八年	五月	九日	伊勢貞昌書状抄
※六九	寛永 十年	七月	十二日	島津家久書状
七〇				島津久近譜
七一	〔寛永十一年〕	七月	廿日	伊勢貞昌書状
七二	寛永十一年	九月	廿一日	島津久慶外二名連署引 付
七三	寛永十二年	十一月	十一日	島津久慶外二名連署引 付
七四	〔寛永十一年〕	十二月	廿五日	山田有榮外二名連署覚
七五	寛永十一年	十一月	十二日	島津久慶外二名連署引 付

番号	年	月	日	文書名
七六	寛永十一年	十一月	十六日	島津久慶外二名連署引 付
七七	〔寛永十三年〕	十月	三日	川上久国・伊勢貞昌連 署書状
七八	〔寛永十三年〕	十二月	七日	有川貞守請取状
七九	寛永十四年	二月	八日	島津久元・島津久慶連 署引付
八〇	〔寛永十四年〕	三月	十二日	鯨島宗堯請取状
八一	〔寛永十四年〕	三月	十二日	仁礼六左衛門請取状
八二	〔寛永十四年〕	閏三月	十三日	吉利忠張・仁礼頼安連 署引付
八三				児玉利実自記
八四	寛永十四年	七月	十七日	島津久元外三名連署引 付
八五	寛永十五年	正月	廿九日	島原出陣諸賦頭書抄
八六	寛永 九年	七月(吉)	日	島津家久・光久麾下人 数注文抄
八七	〔寛永十四年〕	十一月	十九日	新納久詮・仁礼頼安連 署引付
八八	〔寛永十五年〕	三月	廿五日	新納勘解由次官・仁礼 主計助連署引付
八九	寛文 元年	八月	七日	島津久通外二名連署引 付
九〇	〔寛永 六年〕	九月	廿九日	伊勢貞昌書状
九一	寛永十四年	十月	廿九日	島津久通外二名連署引 付

番号	年月日	文書名	番号	年月日	文書名
九二	寛永廿一年 四月 五日	岩下與右衛門口上覚書抄	一〇八		諏訪暉兼覚書
九三		某覚書	1	享保十七年 四月廿四日	二階堂八太夫証状
九四	明暦三年 七月 十日	島津久通外二名連署引付	2	享保廿年 正月廿一日	二階堂八太夫証状
九五	〔明暦三年〕 七月十八日	喜入久治證文	一〇九		称名墓志本田氏花川譜
九六		伊地知重昶奉公記(覚書)	一一〇		納殿役書上
九七		伊地知重信一流系図長島並重昶譜	一一一		千鶴 <small>島津義弘</small> ・御下一流系図
九八		伊地知重昶奉公記(覚書)	一一二	慶長十八年 六月廿三日	島津家久書状
九九	(正月 吉日)	伊地知重昌覚書抄	一一三	(慶長十九年)	島津家久書状
一〇〇	寛文十年 四月廿一日	島津久通・島津久當連署覚	一一四	慶長十九年 八月廿八日	島津家久知行目録
一〇一		伊地知重昶奉公記(覚書)	一一五	寛永十年 七月十二日	島津家久書状
一〇二		種子島時連一流系図	一一六	延宝七年 三月十一日	島津久胤外五名連署証状
一〇三	〔延宝三年〕 九月廿七日	島津忠廣・新納久了連署書状	一一七	明治廿二年 十月	伊地知季通奥書
一〇四	〔延宝三年〕 十月 朔日	島津光久達書			
一〇五		伊地知重昶伝			
一〇六	〔貞享二年〕 二月廿七日	島津光久達書			
一〇七		表御局高拝領御札進上覚書			

(※ハ重複ニヨリ省略)

鹿兒島県史料集刊行一覽

集	史	料	名	執筆	者	
1	薩藩政要録		桃園恵真・五味克夫	24	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄
2	丁丑日誌(上)		村野守次	25	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興
3	薩摩国新田神社文書		芳 即正	26	桂久武日記	村野守次
4	一向宗禁制関係史料		五味克夫	27	明赫記	宮下満郎
5	薩摩国山田文書		桃園恵真	28	要用集(上)	芳 即正
6	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜		五味克夫・郡山良光	29	要用集(下)	芳 即正
7	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記		桃園恵真	30	桂久武書翰	村野守次
8	御登御道中日帳御下向・列朝制度		五味克夫・郡山良光	31	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦
9	明治元年戊辰戦役関係史料		原口虎雄	32	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎
10	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並に解説		村野守次	33	江夏十郎関係文書	山田尚二
11	管窺愚考・雲遊雜記傳		増村 宏	34	示現流関係史料	宮下満郎
12	川上忠塞一流家譜		五味克夫	35	樺山玄佐自記並雜 ^{隨丁米} 筆・樺山紹劍自記	晋 哲哉
13	本藩人物誌		五味克夫・桑波田興	36	島津世祿記	山田尚二
14	薩陽過去帳		桃園恵真	37	島津世家	畠中 彬
15	備忘抄・家久公御養子御願一件		宮下満郎	38	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
16	鹿兒島縣地誌(上)		五味克夫	39	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
17	鹿兒島縣地誌(下)		桐野利彦	40	薩藩学事一・鹿兒島県師範学校史料	宮下満郎
18	薩藩舊士文章		桐野利彦	41	薩藩学事二・薩藩学事三	畠中 彬
19	薩藩先公貴翰(乾)		五味克夫・桑波田興	42	薩藩名勝志(その一)	吉元正幸
20	薩藩先公貴翰(坤)		五味克夫・桑波田興	43	薩藩名勝志(その二)	吉元正幸
21	小松帶刀傳・薩藩小松帶刀履歴・小松公之記事		五味克夫・桑波田興	44	薩藩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
22	小松帶刀日記		芳 即正	45	鹿兒島県布達(上)	宮下満郎
23	新修舊鹿兒島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)		原口虎雄	46	鹿兒島県布達(下)	宮下満郎

鹿児島県史料刊行委員会委員

五十音順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義男 末吉高等学校長

唐鎌 祐祥 鹿児島県教育委員会教育委員長

五味 克夫 鹿児島大学名誉教授

塩満 郁夫 始良町歴史民俗資料館長

晋 哲哉 前蒲生町長

堂満 幸子 鹿児島県歴史資料センター黎明館
史料編纂委員

徳永 和喜 鹿児島県歴史資料センター黎明館
調査史料室長

中野 翠 鹿児島高等予備校講師

原口 泉 鹿児島大学生涯学習教育研究
センター長

宮下 満郎 鹿児島県歴史資料センター黎明館
史料編纂委員

山田 尚二 前西郷南洲顕彰館長

「伊地知権左衛門日記」「先君掖官遺抄」

(鹿児島県史料集第四十七集)

平成二十年三月

発行 鹿児島市城山七一一
鹿児島県立図書館

電話 〇九九―二二四―九五一一
FAX 〇九九―二二四―五八二四

印刷 鹿児島市小山田町七二七六―三
協業組合ユニカラ―

電話 〇九九―二三八―五五二五